

平成 26(2014)年度
自己点検・評価報告書



SHOKEI

尚絅大学短期大学部

目次

1. 自己点検・評価の基礎資料	1
2. 自己点検・評価報告書の概要	15
3. 自己点検・評価の組織と活動	17
4. 根拠資料一覧.....	19
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	21
基準Ⅰ-A 建学の精神	23
基準Ⅰ-B 教育の効果.....	26
基準Ⅰ-C 自己点検・評価.....	37
◇ 基準Ⅰについての特記事項	39
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	40
基準Ⅱ-A 教育課程	42
基準Ⅱ-B 学生支援	58
◇ 基準Ⅱについての特記事項	74
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	75
基準Ⅲ-A 人的資源	75
基準Ⅲ-B 物的資源	81
基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源	83
基準Ⅲ-D 財的資源	85
◇ 基準Ⅲについての特記事項	87
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】	88
基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ	88
基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ	89
基準Ⅳ-C ガバナンス	91
◇ 基準Ⅳについての特記事項	93

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

年 月	内 容
明治21年 5月	熊本市昇町に済々黌附属女学校として開校（創立者佐々友房ら、初代校長内藤儀十郎）
明治24年10月	済々黌から独立して、尚綱女学校に改称
明治29年 4月	私立尚綱高等女学校と改称
明治45年 5月	尚綱財団法人設立
大正 9年11月	生徒数の増加、施設面における充実のため、旧飽託郡大江村九品寺（現九品寺キャンパス）に新築移転
昭和22年 4月	学制改革によって尚綱中学校発足（昭和 46 年から平成 6 年まで募集停止）
昭和23年 4月	学制改革によって尚綱高等学校発足
昭和26年 3月	尚綱財団法人から学校法人尚綱学園に組織変更
昭和27年 4月	熊本女子短期大学家政科開設
昭和40年 2月	尚綱学園第 2 校地（現楡木キャンパス）を購入
昭和42年 4月	熊本女子短期大学家政科を、家政科家政専攻と家政科食物栄養専攻に分離
昭和43年 4月	第 2 校地に熊本女子短期大学幼児教育科を開設
昭和44年 4月	第 2 校地に熊本女子短期大学附属幼稚園を開設
昭和50年 4月	熊本女子短期大学を尚綱短期大学、熊本女子短期大学附属幼稚園を尚綱短期大学附属幼稚園と改称
昭和63年 5月	尚綱学園創立 100 周年記念式典を挙げる
平成 8年 4月	尚綱短期大学に専攻科・食物栄養専攻を開設
平成12年 4月	尚綱短期大学子育て研究センターを開設
平成17年 4月	尚綱短期大学附属幼稚園新築移転
平成18年 4月	尚綱短期大学を尚綱大学短期大学部、幼児教育科を幼児教育学科と改称。 家政科を総合生活学科と食物栄養学科に改組
平成20年 4月	尚綱大学短期大学部専攻科・食物栄養専攻募集停止
平成23年12月	尚綱大学図書館本館（九品寺）完成
平成25年 5月	尚綱学園長期ビジョン（将来像）及び中長期行動計画策定 尚綱学園創立 125 周年記念式典を挙げる 尚綱大学短期大学部子育て研究センターを尚綱子育て研究センターに改組

(2) 学校法人の概要

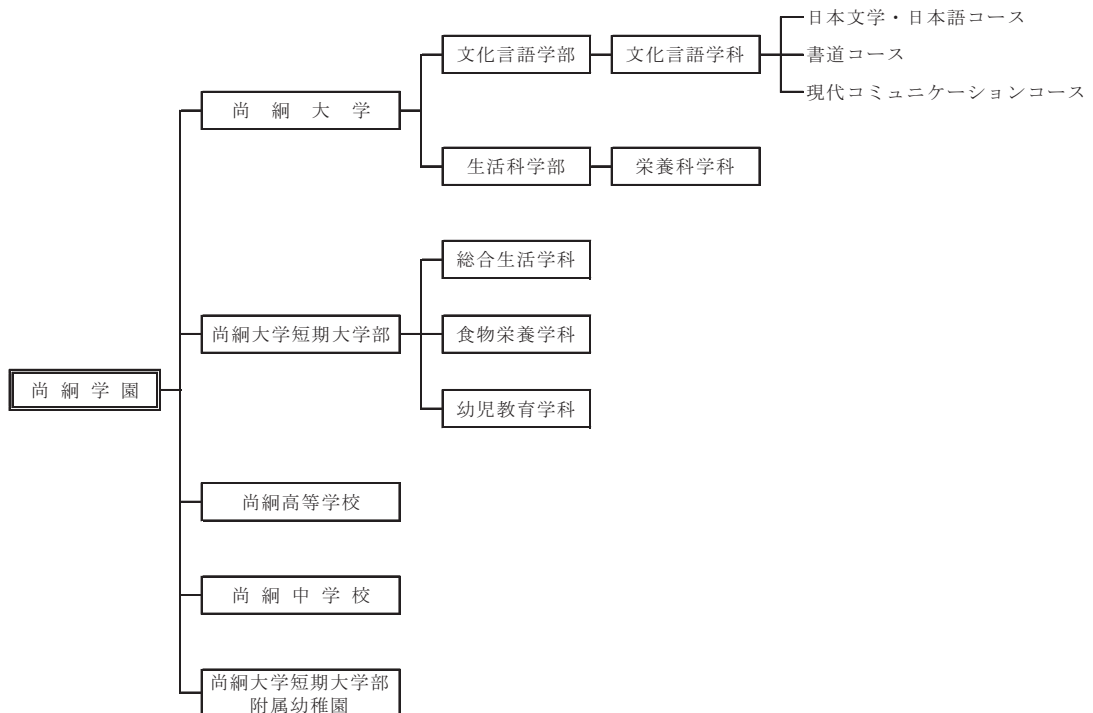
(平成 26 年 5 月 1 日現在)

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
尚綱大学	(楡木キャンパス) 熊本市北区楡木 6 丁目 5-1 (九品寺キャンパス) 熊本市中央区九品寺 2 丁目 6-78	145	600	540
尚綱大学短期大学部	同上	330	660	615
尚綱高等学校	熊本市中央区九品寺 2 丁目 6-78	320	960	715
尚綱中学校	同上	80	240	65
尚綱大学短期大学部 附属幼稚園	熊本市北区楡木 6 丁目 5-1	(注)	260	251

(注) 募集は 3 才児 81 人、4 才児 12 人。5 才児 5 人。定員は 260 人。

(3) 学校法人・短期大学の組織図

尚綱学園組織図 (平成 26 年 5 月 1 日現在)



(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

＜立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）＞

平成 25 年の熊本県の人口は 180 万 1,495 人で、ピークであった平成 10 年の人口 186 万 5,773 人から 6 万 4,278 人減少しており、今後も減少傾向が続くものと予想される。

一方、熊本市は市町村合併を繰り返し、平成 22 年には城南町及び植木町との合併により政令指定都市の要件である人口 70 万人以上をクリアし、平成 24 年には政令指定都市へと移行している。平成 23 年以降は毎年千人台で緩やかに増加しているが、これは熊本市への転入超過が主な要因である。

熊本県の人口の推移（人）

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
熊本県人口総数	1,815,985	1,817,426	1,812,502	1,807,201	1,801,495
前年比	—	1,441	△4,924	△5,301	△5,706

熊本市の人口の推移（人）

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
熊本市人口総数	679,618	734,474	736,010	737,689	739,541
前年比	—	54,856	1,536	1,679	1,852

＜学生の入学動向＞

学生の出身地別人数及び割合

地域	21 年度		22 年度		23 年度		24 年度		25 年度	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
熊本県	275	92.6	325	93.4	301	95.0	292	93.9	281	93.0
福岡県	2	0.7	6	1.7	1	0.3	3	1.0	5	1.7
佐賀県	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
長崎県	1	0.3	0	0.0	1	0.3	0	0.0	0	0.0
大分県	1	0.3	0	0.0	2	0.6	0	0.0	2	0.7
宮崎県	7	2.4	3	0.9	6	1.9	6	1.9	6	2.0
鹿児島県	2	0.7	3	0.9	2	0.6	3	1.0	4	1.3
沖縄県	1	0.3	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
その他	8	2.7	11	3.2	4	1.3	7	2.3	4	1.3
合計	297	100.0	348	100.0	317	100.0	311	100.0	302	100.0

[注]

- 短期大学の実態に即して地域を区分する。
- この事項においては通信による教育を行う学科の学生を除く。
- 平成 25 年度を起点に過去 5 年間。

＜地域社会のニーズ＞

熊本県における短期大学に対するニーズは、生徒数の減少(特に 2018 年問題は熊本では 2014 年から始まる)、専修学校との競合、四年制大志向などの影響を受けて、漸減傾向にあることは明らかである。しかしながら経済的事情や免許・資格等を生かした専門的職業教育に対する地域の需要は依然堅調なものがあり、短期大学への進学希望は十分高いといえることができる。人口比からすれば熊本県下には短期大学が 2 校しかなく、県外の短期大学への進学も一定程度あり、熊本県における短期大学希望者の十分な受け皿とはなりえてない現状もある。

また本学を卒業する学生のほとんどが地元で仕事に就くことを希望しており、本学が開設以来担ってきた短期大学の専門的職業教育への期待と需要は高く、特に栄養士や保育者としての求人数は、卒業生数を上回るものがあり、本学の地域における役割は極めて大きなものがある。因みに熊本県内における栄養士、保育者における本学卒業生の占有率は高く、これらの養成に係る地域の評価は極めて高いものがある。

＜地域社会の産業の状況＞

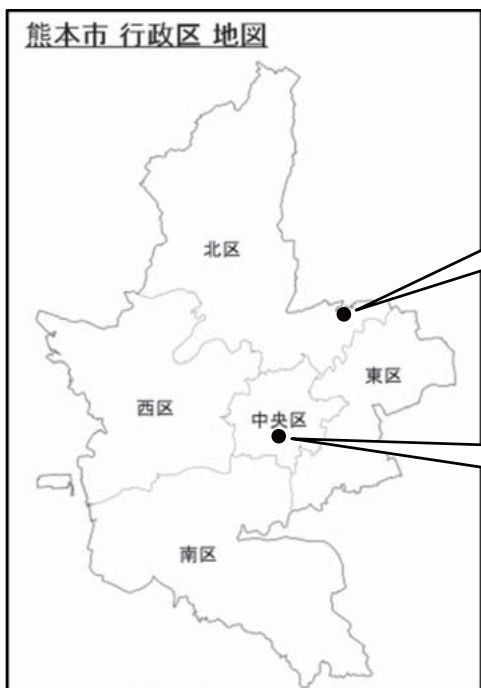
熊本県の 15 歳以上の就業者 87 万 4 千人の産業別構成比は、第 1 次産業が 11.5%、第 2 次産業が 22.1%、第 3 次産業が 65.3%であり、第 3 次産業の就業者が圧倒的に多い。ただ、第 1 次産業の構成比は 11.5%と少ないものの、平成 25 年の熊本県の農業産出額は 3,250 億円(全国 5 位)であり、熊本県は典型的な農業県である。肥沃で広大な土地及び豊富な地下水を背景に、米や野菜をはじめ、いぐさ、タバコなどの工芸作物、果物等を産出している。特にトマトやスイカの生産量は全国 1 位を誇るほか、メロン(全国 3 位)や温州みかん(全国 4 位)の生産もさかんである。

また、漁業については、天草や有明海における真鯛やふぐ、車海老、海苔の養殖がさかんであり、真鯛やふぐは全国 2 位、車海老は全国 3 位、海苔は全国 4 位の生産量である。そのほか、畜産業や林業など、農業以外の第 1 次産業も盛んに行われている。

第 2 次産業については、熊本県が半導体などのハイテク産業や輸送用機械産業を中心とした積極的な企業誘致を進めてきたこともあり、これらの企業の進出がみられる一方で、建設業は、財政健全化計画の下で公共事業関連予算が削減されたこともあり、建設業の県内総生産は減少傾向にある。

卸・小売、サービス業などの第 3 次産業の県内総生産に占める割合は 78.1%と全国平均の 76.1%を上回っている。特に、政府サービスについては、県内総生産に占める割合が 13.2%と全国平均の 9.4%を大きく上回っている。これは、明治政府が発足してからごく最近に至るまで、九州における行政の拠点として熊本県に多数の官公庁の出先機関が置かれてきたという歴史的経緯もある。

短期大学所在の市区町村の全体図



榎木キャンパス
熊本県熊本市北区榎木 6 丁目 5-1

九品寺キャンパス
熊本県熊本市中央区九品寺 2 丁目 6-78

(5) 課題等に対する向上・充実の状況

①前回の第三者評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について（領域別評価票における指摘への対応は任意）

改善を要する事項 (向上・充実のための課題)	対策	成果
<ul style="list-style-type: none"> 総合生活学科では「習熟度別クラス」を編成して、基礎学力の向上に向けた取り組みがされており、他の学科についても同様の試みが望まれる。 	<ul style="list-style-type: none"> 2年次の校外実習に向け、1年次の復習、知識の再確認を目的とした特別講義の実施（食物栄養学科） 校外実習先からの課題である献立作成に関する個別指導（食物栄養学科） 習熟度別のクラス編成に代えて、それぞれの科目ごとの個別指導と、個別の学習支援体制を立ち上げている。（食物栄養学科） 学生の生活状況や学習状況を把握するための委員会組織の設置（幼児教育学科） 	<ul style="list-style-type: none"> 栄養士養成施設という学科の特性上、「習熟度別クラス」を編成するよりも、平常授業に特別授業や個別指導を加えることによって学力の向上を図る方が、学習成果を上げることができると考えるが、更なる検証を重ねていきたい。（食物栄養学科） 病気、欠席や就学意欲が不十分な学生への多様な対応ができるようになってきている。（食物栄養学科） 「特別な支援を必要とする学生のための委員会」を設置（幼児教育学科）
<ul style="list-style-type: none"> 尚綱学園は米国モンタナ大学と提携があるので、更に活発な交流の取り組みが望まれる。 	<ul style="list-style-type: none"> 海外の大学との提携先の増加に向けて取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> 台湾の慈済大学及び韓国の仁徳大学校との大学間交流協定を平成 26 年度中に締結予定
<ul style="list-style-type: none"> ボランティア活動は低調であるとしているが、過去に実績があるので、今後は活発に活動されることが望まれる。 	<ul style="list-style-type: none"> ボランティア講習会の開催 ボランティアを支援するための学内組織の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 校外実習先の病院の夏祭りでのサポート 熊本城マラソン大会でのボランティア活動 尚綱ボランティアセンターを平成 26 年 7 月に開設予定

②上記以外で、改善を図った事項について
該当なし

③過去 7 年間に、文部科学省の設置計画履行状況等調査において留意事項が付された短期大学は、留意事項及びその履行状況を記述する。
該当なし

(6) 学生データ

①入学定員、入学者数、入学定員充足率、収容定員、在籍者数、収容定員充足率

学科等の名称	事項	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	備考
総合生活学科	入学定員	100	100	100	100	100	
	入学者数	87	64	69	52	72	
	入学定員充足率 (%)	87%	64%	69%	52%	72%	
	収容定員	200	200	200	200	200	
	在籍者数	143	150	125	118	124	
	収容定員充足率 (%)	71%	75%	64%	59%	62%	
食物栄養学科	入学定員	80	80	80	80	80	
	入学者数	95	87	81	89	82	
	入学定員充足率 (%)	118%	108%	101%	111%	102%	
	収容定員	160	160	160	160	160	
	在籍者数	169	182	166	168	169	
	収容定員充足率 (%)	105%	113%	103%	105%	105%	
幼児教育学科	入学定員	150	150	150	150	150	
	入学者数	166	166	161	161	159	
	入学定員充足率 (%)	110%	110%	107%	107%	106%	
	収容定員	300	300	300	300	300	
	在籍者数	332	332	327	316	322	
	収容定員充足率 (%)	110%	110%	109%	105%	107%	

[注]

- 「学科等の名称」欄には5年間に設置された学科等をすべて記載し、設置以前の年度については、入学定員以下は空欄とする。
- 5年間に学科等の名称変更を行った場合は、最新の名称で記載し、直下の()に旧名称を記載する。
- 通信教育学科の場合、学科等の名称欄に「通信教育」と記載する。募集停止を行った学科等は、募集を停止した年度の入学定員欄に「募集停止」と記載する。
- 新たに学科等を新設した場合は、募集年度の入学定員欄に「新設」と記載する。
- 「入学定員充足率 (%)」欄及び「収容定員充足率 (%)」欄は、小数点以下第1位を切り捨てて記載する。

②卒業者数（人）

区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
総合生活学科	68	51	84	57	61
食物栄養学科	87	72	94	84	77
幼児教育学科	140	163	162	162	151

③退学者数（人）

区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
総合生活学科	3	6	5	5	4
食物栄養学科	3	2	3	2	3
幼児教育学科	5	3	4	4	2

④休学者数（人）

区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
総合生活学科	3	2	1	3	4
食物栄養学科	5	0	2	2	3
幼児教育学科	4	0	3	4	1

⑤就職者数（人）

区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
総合生活学科	49	39	53	39	43
食物栄養学科	63	63	79	73	66
幼児教育学科	129	150	155	155	144

⑥進学者数（人）

区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
総合生活学科	4	2	12	2	3
食物栄養学科	9	8	7	7	7
幼児教育学科	1	0	1	2	1

(7) 短期大学設置基準を上回っている状況・短期大学の概要(平成 26 年 5 月 1 日現在)

① 教員組織の概要 (人)

学科等名	専任教員数					設置基準 で定める 教員数 〔イ〕	短期大学 全体の入 学定員に 応じて定 める専任 教員数 〔ロ〕	設置基準 で定める 教授数	助手	非常勤 教員	備考
	教授	准教授	講師	助教	計						
総合生活学科	2	4	1	1	8	4	/	2	0		
食物栄養学科	2	2	2	1	7	4	/	2	3		
幼児教育学科	4	9	2	0	15	10	/	3	0		
(小計)	8	15	5	2	30	18	/	7			
〔その他の組織等〕	—	—	—	—	—	/	/	/			
短期大学全体の入学 定員に応じて定める 専任教員数〔ロ〕	/	/	/	/	/	/	5	2	/	/	
(合計)	8	15	5	2	30	23		9			

[注]

1. 上表の「設置基準で定める教員数〔イ〕」には、短期大学設置基準第 22 条別表第 1 のイに定める学科の種類に応じて定める教員数（昼間又は夜間において授業を行う学科が通信教育をあわせ行う場合には、短期大学通信教育設置基準第 9 条第 2 項に定める教員数を含む。）を、また、通信教育学科のみを置く短期大学の場合は短期大学通信教育設置基準第 9 条第 1 項別表第 1 に定める教員数を、学科ごとに記入し、その小計を①に記入する。
2. 上表の「短期大学全体の入学定員に応じて定める専任教員数〔ロ〕」②には、短期大学設置基準第 22 条別表第 1 のロに定める短期大学全体の入学定員に応じて定める教員数を記入する。
3. 上表の「設置基準で定める教授数」には、短期大学設置基準第 22 条別表第 1 のイの備考 1 に定める教授数（通信教育学科のみを置く短期大学の場合は、短期大学通信教育設置基準第 9 条第 1 項別表第 1 備考 2 に定める教授数）を学科ごとに記入し、その小計を③に記入する。さらに、〔ロ〕の専任教員数に対する教授数を④に記入する。
4. 上表の〔その他の組織等〕には、設置する学科に所属しない教員（例えば、一般教育科目等を担当する教員や募集停止を行った学科所属の教員等）数を記入するとともに、〔その他の組織等〕欄に組織名等（募集停止の場合はその年度も含む。）を記入する。該当する教員がない場合、この欄には斜線を引く。
5. 上表の「助手」とは、助手として発令されている教職員をいう。
6. 備考欄には、当該学科の種類（短期大学設置基準第 22 条別表第 1 のイにいう「学科の属する分野の区分」）を必ず記載する。

②教員以外の職員の概要（人）

	専任	兼任	計
事務職員	10	18	28
技術職員	0	0	0
図書館・学習資源センター等の専門事務職員	1	1	2
その他の職員	0	0	0
計	11	19	30

[注]

- 「その他の職員」とは、守衛、自動車運転手、作業員等の技能労務職員等を指す。
- 契約職員、派遣職員等は「兼任」に分類する。

③校地等（㎡）

校地等	区分	専用（㎡）	共用（㎡）	共用する他の学校等の専用（㎡）	計（㎡）	基準面積（㎡）	在籍学生一人当たりの面積（㎡）	備考（共用の状況等）
	校舎敷地	48,783	5,700	38,943	93,426	6,600	95	
	運動場用地	0	15,222	0	15,222			尚綱大学
	小計	48,783	20,922	38,943	108,648			
	その他	0	492	0	492			
	合計	48,783	21,414	38,943	109,140			

[注]

- 基準面積（㎡）＝短期大学設置基準上必要な面積
- [イ] 在籍学生一人当たりの面積＝[ロ]÷当該短期大学の在籍学生数（他の学校等と共用している場合、当該学校等の在籍学生数を加えた総在籍学生数）

④校舎（㎡）

区分	専用（㎡）	共用（㎡）	共用する他の学校等の専用（㎡）	計（㎡）	基準面積（㎡）	備考（共用の状況等）
校舎	8,738	13,744	11,367	33,849	5,950	尚綱大学

[注]

- 基準面積（㎡）＝短期大学設置基準上必要な面積

⑤教室等

	講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習室	語学学習施設
九品寺キャンパス	12	1	9	2	0
楡木キャンパス	5	1	4	2	0

⑥専任教員研究室（室）

	専任教員研究室
九品寺キャンパス	15
楡木キャンパス	16

⑦図書・設備

学科・専攻課程	図書 〔うち外国書〕 (冊)	学術雑誌 〔うち外国書〕(種)		視聴覚資料 (点)	機械・器具 (点)	標本 (点)
			電子ジャーナル 〔うち外国書〕			
幼児教育学科	34,447 〔—〕	66 〔0〕	0 〔0〕	—	—	—
総合生活学科 食物栄養学科	115,252 〔6,050〕	71 〔0〕	0 〔0〕	—	—	—
計	149,699 〔6,050〕	137 〔0〕	0 〔0〕	—	—	—

※総合生活学科及び食物栄養学科の図書冊数は九品寺キャンパス短期大学部として計上

※図書冊数には視聴覚資料数を含む

	所在地	面積 (㎡)	閲覧座席数	収納可能冊数
図書館	九品寺キャンパス	1,246.23	67	13.1 万冊
	楡木キャンパス	894.00	68	11.8 万冊

	所在地	面積 (㎡)	体育館以外のスポーツ施設の概要	
体育館	九品寺キャンパス	2472.3	卓球場	
	楡木キャンパス	4268.5	グラウンド	

※大学・短大共有

(8) 短期大学の情報の公表について

①教育情報の公表について

	事項	公表方法等
1	大学の教育研究上の目的に関すること	<ul style="list-style-type: none"> 大学ホームページ (情報の公開) http://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/outline/disclosure 学生便覧
2	教育研究上の基本組織に関すること	<ul style="list-style-type: none"> 大学ホームページ (情報の公開) http://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/outline/disclosure
3	教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること	<ul style="list-style-type: none"> 大学ホームページ (情報の公開) http://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/outline/disclosure

4	入学者に関する受け入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関する事	<ul style="list-style-type: none"> 大学ホームページ（情報の公開） http://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/outline/disclosure 大学ホームページ（入試情報→アドミッション・ポリシー） http://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/nyushi/policy 学生便覧
5	授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関する事	<ul style="list-style-type: none"> 大学ホームページ（情報の公開） http://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/outline/disclosure シラバス
6	学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関する事	<ul style="list-style-type: none"> 大学ホームページ（情報の公開） http://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/outline/disclosure 学生便覧
7	校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関する事	<ul style="list-style-type: none"> 大学ホームページ（情報の公開） http://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/outline/disclosure
8	授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関する事	<ul style="list-style-type: none"> 大学ホームページ（情報の公開） http://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/outline/disclosure 大学ホームページ（入試情報→納付金） http://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/nyushi/nofu 学生便覧 募集要項
9	大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関する事	<ul style="list-style-type: none"> 大学ホームページ（情報の公開） http://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/outline/disclosure 大学ホームページ（就職・キャリア） http://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/career 大学ホームページ（キャンパスライフ） http://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/campus-life

② 学校法人の財務情報の公開について

事項	公開方法等
財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書	学園ホームページ（情報の公表→事業報告・財務状況） http://www.shokei-gakuen.ac.jp/disclosure

[注]

- 上記①・②ともに、ウェブサイトで公表している場合は URL を記載する。

(9) 各学科・専攻課程ごとの学習成果について

■学習成果をどのように規定しているか。

本学では、学習成果を各学科の教育目的・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)、教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)を「カリキュラムマップ(履修系統図)」により各科目と関連づけ、各科目のシラバスに記載されている目標を達成するために要求されている技量や能力の修得を学習成果として位置付けている。

■どのように学習成果の向上・充実を図っているか。

「カリキュラムマップ(履修系統図)」及び「成績評価マトリックス」を作成し、教育課程を構造化するとともに、学習成果の測定が可能になっている。

この仕組みによって導き出された測定値・成果が、学生個々の学習状況の評価、学科における教育活動の成果・結果であり、これを学生個々人の学習と反省、学科の教育課程、個々の科目の授業課題として取り上げ、学習成果の向上・充実につなげられるようになっている。

(10) 公的資金の適正管理の状況

文部科学省からの通知「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)について」(18文科科第829号)により、本学では平成19年11月1日に「尚綱大学及び尚綱大学短期大学部における競争的資金等の管理等に関する規程」を定め、その規程に基づいて公的研究費を適正に管理している。また、平成22年3月1日に「尚綱大学・尚綱大学短期大学部研究倫理規程」を定め、研究者が研究を遂行する上で遵守すべき倫理規準を定めるとともに、研究倫理委員会を設置して組織内の体制を整備し、公的研究費における不正防止に取り組んでいる。

(11) 理事会・評議員会の開催状況（平成23年度～平成25年度）

区分	開催日現在の状況		開催年月日 開催時間	出席者数等			監事の 出席状況
	定員	現員(a)		出席者数 (b)	実出席率 (b/a)	意思表示 出席者数	
理事会	8～12人	11人	平成23年5月20日 14：00～16：00	10人	90.9%	1人	2/2
	8～12人	11人	平成23年6月 (持ち回り)	11人	100.0%	0人	2/2
	8～12人	10人	平成23年9月16日 11：00～12：00	10人	100.0%	0人	2/2
	8～12人	10人	平成23年12月16日 15：00～16：00	7人	70.0%	3人	2/2
	8～12人	10人	平成24年3月23日 16：40～17：30	9人	90.0%	1人	2/2
	7～9人	10人	平成24年5月18日 13：30～15：40	9人	90.0%	1人	2/2
	7～9人	10人	平成24年7月20日 13：55～14：50	9人	90.0%	1人	1/2
	7～9人	9人	平成24年10月1日 11：00～11：40	9人	100.0%	0人	2/2
	7～9人	9人	平成24年12月21日 15：05～16：00	7人	77.8%	2人	1/2
	7～9人	9人	平成25年3月22日 16：10～17：15	7人	77.8%	2人	2/2
	7～9人	9人	平成25年5月24日 15：00～16：50	7人	77.8%	2人	2/2
	7～9人	9人	平成25年7月19日 13：30～14：00	7人	77.8%	2人	2/2
	7～9人	9人	平成25年10月18日 13：30～15：00	8人	88.9%	1人	1/2
	7～9人	9人	平成25年12月20日 13：30～14：45	8人	88.9%	1人	2/2
	評議員会	19～25人	22人	平成23年5月20日 14：10～15：30	19人	86.4%	2人
19～25人		20人	平成24年3月23日 15：00～16：35	18人	90.0%	2人	2/2
19～25人		20人	平成26年3月20日 15：50～16：00	7人	77.8%	2人	1/2

18～21人	19人	平成24年5月18日 14：00～14：40	17人	89.5%	2人	2/2
18～21人	19人	平成24年7月20日 13：30～13：50	18人	94.7%	1人	1/2
18～21人	18人	平成24年12月21日 13：30～15：00	17人	94.4%	1人	1/2
18～21人	18人	平成25年3月22日 15：00～16：05	17人	94.4%	1人	2/2
18～21人	18人	平成25年5月24日 15：20～16：10	15人	83.3%	2人	2/2
18～21人	18人	平成26年3月20日 13：30～14：40	14人	77.8%	4人	1/2

[注]

1. 平成 23 年度から平成 25 年度までに開催した全ての理事会及び評議員会について、理事会・評議員会ごとに記入・作成する。（評議員会については、上表の「理事会」、「出席理事数」を読み替えて作成する。）
2. 「定員」及び「現員（a）」欄には、理事会・評議員会開催日当日の人数を記入する。
3. 「意思表示出席者数」欄には、寄附行為に「書面をもってあらかじめ意思を表示したものは出席者とみなす」等が規定されている場合、その人数を外数で記入する。
4. 「実出席率（b/a）」欄には、百分率で小数点以下第 1 位まで記入する（小数点以下第 2 位を四捨五入）。
5. 「監事の出席状況」欄には、「／」の右側に監事数（現員）を記入し、左側に当該理事会及び評議員会に出席した監事数を記入する。

2. 自己点検・評価報告書の概要

基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果について

本学は、「建学の精神」に基づいた「学科の目的」及び「三つの方針」とその「学習成果」を相互に関連づけ（教育課程の構造化、履修の系統化）、教職員及び学生はこれらを十分に理解し、共有するよう努めている。

学習成果の測定については、前述のとおり「カリキュラムマップ（履修系統図）」及び「成績評価マトリックス」により行っているが、教員が手作業で作成した Excel ファイルを使用しているため、安定的で継続的な仕組みの構築にはまだ至っていない。そのため、2 年間の学習活動の成果を記録するとともに、各学生の「達成度の評価」を学期単位で実施し、「学士力」に関する学習成果を査定・保証するために、学修ポートフォリオシステムの導入を検討している。

自己点検・評価については、学長を委員長とする FD・評価委員会を組織し、その下部組織として、FD 推進部会、大学自己点検・評価実施部会及び短期大学部自己点検・評価実施部会の 3 つの部会を設置して、所掌する改善事項について点検・評価を実施する全学的な点検・評価体制を構築している。

基準Ⅱ 教育課程と学生支援

学科の教育課程は学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に基づく教育課程編成・

実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に従って体系的に配置されている。平成 25 年度は、各学科において「カリキュラムマップ（履修系統図）」及び「成績評価マトリックス」を作成し、学習成果と各科目との関連を明確にした。学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）は、学科の（教育）目的に基づき定められており、学習成果と対応している。入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）は、学習成果に対応して策定されており、入学前の学習成果への理解と周知に努めている。入学者選抜に当たり、各学科の入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）に対応した多様な入学者選抜試験を行っている。

基準Ⅲ 教育資源と財的資源

平成 26 年 5 月 1 日現在、専任教員数については、短期大学設置基準に定める必要専任教員数を満たしているが、必要専任教授数については 1 名不足しているため、平成 26 年度中に補充する。また、専任教員の学位及び研究業績等を学内外に示している。事務組織は、学長の統括の下、大学事務局長が大学及び短期大学部全体の事務を掌理し、各課が連携協働して学生の学習支援、生活支援並びにキャリア支援を行っている。

校地面積、校舎面積とも短期大学の設置基準を充足し、適切な面積の運動場を有している。講義室、演習室及び実験・実習室並びに備品等は、栄養士及び保育士の養成施設としての基準を充足している。図書館は、図書・参考書等が整備され、閲覧スペースも確保している。学内 LAN を整備し、学生の学習支援に役立っている。また、保健室及びカウンセリング室を各キャンパスに設置し、学生の心身の健康管理を行っている。

施設設備については、固定資産管理規程等の各種規程に基づき、適切に維持及び管理を行っている。財的資源については、経理規程等に基づいた適正な会計処理を行うとともに、「中期財務計画」を策定し、財政上の安定を確保するよう努めている。また、資産運用についても、資金運用管理規程に基づいた適切な運用を行っている。

基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

理事長は、尚綱学園の代表として、学園の円滑な運営にリーダーシップを発揮している。学長は、学長選考規程に基づき適正に選任され、教授会や各種委員会、事務組織等を統括しながらリーダーシップを発揮し、短期大学部の運営に努めている。監事は、理事会及び評議員会に出席し、適正に監査業務を遂行している。

学校法人の最高意思決定機関は理事会であり、理事会に付議する事項及び理事長に専決させる事項は尚綱学園理事会付議事項に関する規程に明確に定められている。

評議員会は、寄附行為の規定に基づき開催され、理事会の諮問機関として適正に運営されている。大学ホームページほかで、教育情報の公表及び財務状況の公開を行い、法令を遵守している。

3. 自己点検・評価の組織と活動

■自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

自己点検・評価については、尚綱大学短期大学部学則第 75 条第 1 項で「本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。」と規定している。

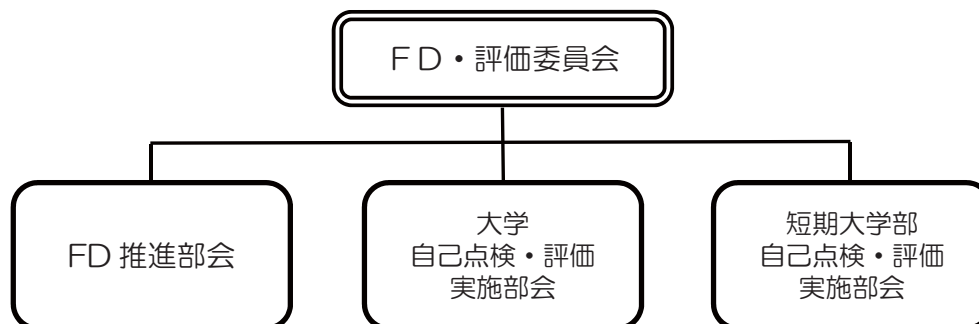
本学における自己点検・評価活動は、平成 11 年 9 月の短期大学設置基準改正で自己点検・評価が努力義務化されたのに伴い、平成 11 年 12 月に、理事長を議長とする自己点検運営審議会及び自己点検実施委員会を設置したことから始まる。

その後、平成 16 年 4 月に第三者評価が法的に義務付けられたのをきっかけに、従来の体制を抜本的に見直し、FD・評価委員会を設置した。

FD・評価委員会は、大学における教育研究活動の改善・充実及び教育の質を保証するため、教員が授業内容・方法を改善し、向上させるための組織的な取り組み及び教育研究活動等の点検・評価に関する事項を審議することを目的とし、学長、副学長、学部長、短期大学部部長、認証評価機関対応大学責任者、認証評価機関対応短期大学部責任者、学科長、総合教育センター長、図書館長、学園事務局長、大学事務局長、各キャンパス事務部長などから構成される。また、FD・評価委員会の審議事項は、①FD の基本方針の策定に関する事、②自己点検・評価の基本方針の策定に関する事、③FD 及び自己点検・評価の報告・公表に関する事、④FD 及び自己点検・評価に関する全学的な連絡・調整に関する事、⑤認証評価機関の決定に関する事、⑥その他委員会の目的を達成するために必要なことである。

FD・評価委員会の下には、FD 推進部会、大学自己点検・評価実施部会、短期大学部自己点検・評価実施部会の 3 つの部会が設置されている。このうち短期大学部自己点検・評価実施部会は短期大学部部長、認証評価機関対応短期大学部責任者、各学科長、学科選出教員、学園事務局長、各キャンパス事務部長などから構成される。短期大学部自己点検・評価実施部会の審議事項は、①自己点検・評価の基本計画の策定に関する事、②自己点検・評価項目の策定に関する事、③自己点検・評価の実施組織に関する事、④自己点検・評価の実施に関する事、⑤その他自己点検・評価に関し必要なことである。

■自己点検・評価の組織図



■組織が機能していることの記述（根拠を基に）

前述のとおり、短期大学部の自己点検・評価活動は短期大学部自己点検・評価実施部会を中心に展開されている。短期大学部自己点検・評価実施部会では、学習成果が短期大学評価基準で評価の中心的なものとして位置付けられている関係から、学習成果についての検討をメインテーマとして、平成24年10月25日に開催された短期大学部自己点検・評価実施部会より履修系統図いわゆるカリキュラムマップの作成に取り組み始め、平成25年2月15日開催の同部会において、短期大学部3学科のカリキュラムマップが完成した。さらに、平成25年9月17日開催の短期大学部自己点検・評価実施部会では、カリキュラムマップに基づいた「評価マトリックス」が作成されるとともに、これまでの学習成果についての検討結果を踏まえ、平成26年度自己点検・評価報告書の作成に取り組むこととなった。

■自己点検・評価報告書完成までの活動記録

年 月 日	内 容
平成25年 9月17日	①短期大学基準協会の評価基準で求められている学習成果について、各学科で検討した結果を報告。 ②これまで行ってきた自己点検・評価の結果を報告書にまとめるため、今後の進め方について検討。
平成25年11月 7日	①学習成果の測定方法について検討。 ②各学科及び各委員会等に「課題一覧表」の作成を依頼することが承認された。
平成26年 1月24日	①課題一覧表を平成26年3月末までに作成し、4月から平成26年度自己点検・評価報告書の作成に着手することが了承された。
平成26年 5月20日	①各委員会等から提出された「課題一覧表」を平成26年度自己点検・評価報告書（案）にまとめた。 ②今後の進め方について検討。
平成27年 1月30日	①平成26年度自己点検・評価報告書作成のためのワーキング・グループの設置が承認された。
平成27年 2月27日	①3月末までに各学科で原稿を作成し、4月に原稿の調整等を行うことが了承された。
平成27年 3月27日	①各学科から提出された原稿の点検を実施。 ②4月以降に短期大学部自己点検・評価実施部会に報告することが了承された。
平成27年 6月 9日	①ワーキング・グループが作成した平成26年度自己点検・評価報告書（案）の点検を実施。

4. 根拠資料一覧

資料名	資料番号・資料名
基準Ⅰ：建学の精神と教育の効果	
A 建学の精神	
建学の精神・教育理念についての印刷物	1. 平成 25 年度学生便覧 2. キャンパスガイド (2014) 3. 大学ホームページ⇒「情報公表」 http://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/outline/disclosure/ 4. 学園紹介パンフレット「温故革進」
B 教育の効果	
教育目的・目標についての印刷物	1. 平成 25 年度学生便覧 5. 大学ホームページ⇒「学部学科」 http://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/gakubu
学生が獲得すべき学習成果についての印刷物	1. 平成 26 年度学生便覧
C 自己点検・評価	
自己点検・評価を実施するための規程	6. 尚綱大学・尚綱大学短期大学部 FD・評価委員会規程 7. 尚綱大学短期大学部自己点検・評価実施部会規程
基準Ⅱ：教育課程と学生支援	
A 教育課程	
学位授与の方針に関する印刷物	1. 平成 25 年度学生便覧
教育課程編成・実施の方針に関する印刷物	1. 平成 25 年度学生便覧
入学者受け入れ方針に関する印刷物	1. 平成 25 年度学生便覧 8. 募集要項 (2014)
カリキュラムに対応した授業科目担当者一覧	9. 平成 25 年度時間割 (前期・後期)
シラバス	10. 平成 25 年度開講授業科目シラバス
B 学生支援	
学生便覧等 (学則を含む)、学習支援のために配付している印刷物	1. 平成 25 年度学生便覧 11. フレッシュャーズガイド (「幼教のススメ」等) 12. オリエンテーション配布資料
短期大学案内 (2 年分)	2. キャンパスガイド (2013、2014)
募集要項・入学願書 (2 年分)	6. 募集要項 (2013、2014)

基準Ⅲ：教育資源と財的資源	
D 財的資源	
「資金収支計算書・消費収支計算書の概要（過去 3 年）」[書式 1]、「貸借対照表の概要（過去 3 年）」[書式 2]、「財務状況調べ」[書式 3] 及び「キャッシュフロー計算書」[書式 4]	13. 資金収支計算書・消費収支計算書の概要 14. 貸借対照表の概要 15. 財務状況調べ 16. キャッシュフロー計算書
資金収支計算書・消費収支計算書（過去 3 年間）	17. 資金収支計算書・消費収支計算書 [平成 24 年度～平成 26 年度]
貸借対照表（過去 3 年間）	18. 貸借対照表 [平成 24 年度～平成 26 年度]
中・長期の財務計画	19. 中・長期財務計画書
事業報告書（過去 1 年分）	20. 事業報告書 [平成 25 年度]
事業計画書／予算書	21. 事業計画書 [平成 26 年度]
基準Ⅳ：リーダーシップとガバナンス	
A 理事長のリーダーシップ	
寄附行為	22. 学校法人尚綱学園寄附行為

【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】

(a) 基準Ⅰの自己点検・評価の要約を記述する。

本学の建学の精神・教育理念は、済々黌附属女学校（明治 21 年創立）の九州・熊本における女子教育の先駆的創始、校名が「尚綱」（明治 24 年）とされた由来とその教育理念、本学の三学科が開設された使命・目的の三点から語られる。すなわち、「家族、社会、国家における女性の役割に鑑み、時代の変化に正しく対応できる智徳兼備の女性の育成」を期して本学の創始があること、中国の古典「中庸」に記述されている「尚綱」が、人間の内面を磨くことこそ教育の基本であるとして校名とされたこと、熊本女子短期大学（家政科）創設に際して、地域の女子高等教育発展、智徳併進・社会有用の近代的知性に富む女性の育成、加えて昭和 42 年（家政科食物栄養専攻）の栄養士養成、昭和 43 年（幼児教育科）の幼児教育の指導者育成を旨としていること、の三点である。

建学の精神・教育理念は、これまで発刊された創立記念誌（昭和 32 年、昭和 63 年、平成 10 年）でも確認され、「学生便覧」や各学科のガイドブックや入学時に配布される冊子「尚綱」、学園、大学、同窓会等の刊行物等々でも必ず取り上げられている。また入学式・卒業式での学長式辞においても、建学の精神・教育理念を取り上げるのは慣例であり、学内オリエンテーションはその説明から開始される。

建学の精神に基づいて創設された本学及び三学科の教育とその効果は、学則に規定する本学及び三学科の使命・目的、目的達成のために策定された二つの方針（学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー））に基づいて計画的・具体的に行われている。各学科の目的、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に基づいて編成される教育課程は、各科目のシラバスに沿って実施されるが、シラバスには各教

科の概要、授業の具体的内容や到達目標、修得する知識や技量等の学習成果が明確にされている。また学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）—教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）—教育課程—各科目の関係が、「カリキュラムマップ（履修系統図）」において明らかにされている。

学習成果は、従来の秀・優・良・可・不可の 5 段階の成績評価に加え、GPA（Grade Point Average）による厳格な評価基準に基づいて判定され、各科目を通して修得した知識・技量や到達度等が、学科の目的・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）・教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）との関係からも測定され、また学科全体の学習成果・達成度を把握できるようにするなど、（短期）大学教育の質を保証し、教育課程改善の仕組みを整えている。

学習成果の向上に向けて、学期末の授業改善アンケートや教員間の授業参観を通して授業改善の取り組みが行われている。授業改善アンケートは定期的実施され、授業評価に基づく改善措置等についてはその概要を学生に公表している。授業公開の取り組みは、併設の大学と連携して推進されている。学習成果は、社会的通用性の観点からも確認される必要があり、毎年開催される「就職懇談会」、年二回実施のキャリアガイダンス、各学科の就職支援や就職状況等からも点検・評価されている。また卒業

生調査も有力な手法と認識しているが、現時点では未着手で、今後の課題である。

本学の建学の精神及び教育効果は、併設大学と合同の自己点検・評価組織である「FD・評価委員会」とその下部組織である「FD推進部会」、「尚綱大学自己点検・標実施部会」、「尚綱大学短期大学部自己点検・評価実施部会」が主担している。自己点検・評価は、本学の教学部門から学園の運営までも対象とする活動であり、「教授会」、各学科、教務、学生支援、就職支援等の各種委員会活動、図書館、事務局及び各部局、学園と連携して行われるものである。したがって、自己点検・評価は全学的な取り組みとして行われている。短期大学部自己点検・評価実施部会は、短期大学基準協会が定めた「短期大学評価基準」に基づいて、学習成果のアセスメント及び（短期）大学教育の質保証の手法確立を主導した。まず平成 22 年に各学科の教育目的・教育方針として策定されていたグラデュエーション・ポリシーを、平成 25 年に学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）と教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）とに分け、さらに修正を加えて策定した。新たに策定された二つの方針に基づいて実施される本学三学科の教育課程の学習成果とその測定手法については、平成 25 年度中に一つのとらえ方、査定の方法として確定されている。

自己点検・評価は、各学科、各種委員会、図書館、事務局など本学の組織体制を担う各部局において、年度ごとの実施計画に基づく業務が行われ、PDCA サイクルによる点検や改善を行い、FD・評価委員会、短期大学部自己点検・評価実施部会が、それらの点検・評価をまとめ、報告書作成および課題一覧作成につなげるものである。

平成 25 年度に策定された「尚綱学園長期ビジョン（将来像）と中長期行動計画」には、「建学の精神を盛り込んだ自校教育の推進」が項目設定され、本学は主にキャリア教育の充実を中心に検討を行っている。したがって、建学の精神の点検・評価がこの項目においても行われることになる。

各学科、各種委員会及び各キャンパス事務部は、「尚綱学園長期ビジョン（将来像）と中長期行動計画」の実現に向けて単年度での事業計画を作成し、中間報告を経て年度末に事業の成果報告を行っている。これも学園全体を包摂する自己点検・評価活動となっている。

(b) 基準 I の自己点検・評価に基づく行動計画を記述する。

建学の精神・教育理念は、平成 22 年度の自己点検・評価報告書、平成 25 年 5 月に策定された「尚綱学園長期ビジョン（将来像）と中長期行動計画」、さらには平成 25 年 5 月 1 日に挙行された尚綱学園 125 周年記念式典（「尚綱学園 125 周年記念誌」に収録予定）でも確認されている。

学習成果は、ここ数年短期大学部自己点検・評価実施部会の核心的テーマとして取り組んだものである。結果「カリキュラムマップ（履修系統図）」と「成績評価マトリックス」の作成が本学の学習成果の査定的手法として確定している。手法については各学科の特性を考慮し、学科の目的・教育課程に即したものとなっている。

学習成果は、単に各科目の成績評価から測定されるのではなく、授業改善アンケート、学生生活に関する実態調査、学生の卒業後調査による分析を踏まえて評価される必要がある。授業改善アンケート、生活実態調査は毎年適正に実施されているが、卒業生

調査については学科の目的及び教育の検討材料と位置付けられるが、未着手となっている。

自己点検・評価は、大学及び短期大学部の自己点検・評価に関する中心的存在である FD・評価委員会及びその下部組織である短期大学部自己点検・評価実施部会を一つの軸とすれば、短期大学部の三学科及び各種教学組織その他の部局における自己点検・評価が、もう一つの軸となる。したがって、二つの軸から自己点検・評価が展開されなければならない。自己点検・評価の対象となる教学各運営組織は既に PDCA サイクルに基づく自己点検・評価活動を年度末に行っており、短期大学部自己点検・評価実施部会は、短期大学部全体の自己点検・評価実施体制の要として、PDCA サイクルによる自己点検・評価の方式の統合・調整・確立に努める役割を担うものである。

[テーマ]

基準 I-A 建学の精神

(a) テーマ全体の自己点検・評価の要約を記述する。

熊本県初の女子中等教育機関として設立された本学園の女子教育における歴史的意義、建学の精神、「尚綱」の文字に込められた本学園の教育理念による教育実践、またその発展としての大学及び短期大学部の創設は、本学教職員が理解を共有するところである。それは「学生便覧」をはじめ、本学（園）の刊行物や、種々の行事の際に取り上げられ、確認されている。本学に入学する学生が、本学（園）の歴史上の役割、「尚綱」という校名の由来の理解が十分でないこともあり、これまで多大な数の卒業生を送り出している本学としては、入学式、オリエンテーションにおいて建学の精神・教育理念を説明し、その理解を深めることは欠くことのできないものとなっている。

平成 25 年 5 月に策定された「尚綱学園長期ビジョン（将来像）と中長期行動計画」では、「建学の精神に基づく自校教育の推進」が項目として掲げられている。現在は主としてキャリア教育を中心に各学科での検討が進められているが、建学の精神・教育理念の新たな点検・評価の一つと認識している。

(b) 自己点検・評価に基づく改善計画を記述する。

平成 25 年 5 月 1 日に学園創立 125 周年記念式典が挙行された。記念事業として、講演会、ホームカミングデイ、記念誌、寄付金募集等々の事業が企画され、平成 25 年度から平成 26 年度にかけて逐次実施されている。記念式典には附属幼稚園を除く学園の中学生、高校生、短期大学部学生、大学学生、教職員の参加、旧教職員及び来賓各位の臨席を得ての盛大なものとなった。式典挙行により本学（園）の建学の精神・教育の理念を広報することになり、学園の教職員の一体化・相互交流が一段と深まり、また記念誌刊行により本学（園）の 125 年の歩みを改めて確認し、各界に本学（園）への理解・認識を深めることにつながると思われる。さらに寄付金事業やホームカミングデイを通じて卒業生との交流が学園全体で実施され、寄付金は学生の奨学金として利用されるよう規程が整備され、また卒業生の本学への思いを後輩の育成という形に結実することになった。また、短期大学部では独自に、短期大学創立 10 周年、20 周年、30 周年、40 周年、50 周年、60 周年と 10 年ごとに、卒業生と（旧）教職員の

交流を深める機会を設けている。

建学の精神にある時代の変化に対応できる人材育成という本学の使命・目的に照らせば、短期大学を取り巻く厳しい環境、社会的通用性を有する人材養成のあり方などを踏まえて、時代にふさわしい学科の目的・人材育成の検討は課題として常に認識している。

【区分】

基準 I-A-1 建学の精神が確立している。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

学校法人尚綱学園は、明治 21 年濟々覺長佐々友房を中心とする同志により創設された「濟々覺附属女学校」を起源とする。佐々は、「濟々覺附属女学校創立の主旨」において、家族、社会それに国家を支える女性の役割に鑑み、女子教育の重要性を訴え、知識偏重を憂え、日本人が古来大切にしてきた徳義を尊重する精神を見失ってはならないと戒め、封建的な陋習を否定し、時代の変化に正しく対応できる智徳を備えた女性の育成の意義を説いている。

九州における女子教育の先駆者としての佐々友房らの教育理念は、明治 21 年の「濟々覺附属女学校」創立以来 125 年にわたる尚綱学園の女子教育を貫く精神として受け継がれ、今日大学、短期大学、中学校、高等学校及び幼稚園を擁する一大女子教育総合学園へと発展を遂げている。

「尚綱」の校名は、中国の古典「中庸」に記述されている「錦を衣て綱を尚ふ」（「衣錦尚綱」）の一節に由来する。「綱」はうすぎぬを意味し、「尚」は「くわえる」と読む。すなわち、錦を身に着ける場合は、その上からうすぎぬを羽織り、きらびやかさを表に出さないよう控えめにするという意味であり、転じて人としての望ましい心構えやあり方を説いた言葉として用いられる。学問や博学をひけらかすのではなく、自己の内面を磨き自己の向上をめざすことの大切さを説くものとして、校名を「尚綱」と称した明治 24 年（尚綱女学校）以降、本学教育の基本理念として折々に語られ、確認されている。

昭和 27 年には戦後急速に普及した女子短期大学を開設することとなった。「本学は高等学校教育の上に、さらに一般的教養を高めつつ家政に関する理論と実技の修得に重点を置く 2 カ年の大学教育を施し、智徳併進、社会有用の近代的知性に富む家庭婦人を育成することを主たる目的とし兼ねて教育職員を希望する者に教職課程を修了させ、有能なる家庭科教員を養成する」ために、熊本女子短期大学家政科が新設されたのである。

昭和 42 年には、「地域社会の要請に応え、家政科を専攻分離して家政科家政専攻と家政科食物栄養専攻とし、食物栄養専攻は栄養士養成施設の認可を受けることとし、短期大学家政科教育の一層の充実を図る」ために、家政科食物栄養専攻が新たに学科・専攻として開設された。

その翌年（昭和 43 年）には、「幼児教育の重要性に鑑みその指導者養成の必要を痛感し、良き家庭婦人の育成とともに、有能なる幼稚園教諭並びに保母養成を目的と」して幼児教育科が続いて開設されたのである。

昭和 50 年には本学園に 4 年制大学（尚綱大学文学部）が併設されるに伴い、校名を熊本女子短期大学から尚綱短期大学へ変更した。学園全体が「尚綱」を校名とすることにより、教育理念を共有することを内外に広報する機会となった。

平成 8 年には、「短期大学教育の基礎の上に、さらにその専攻分野について学識を深め、研究能力を培うことを目的」に、専攻科「食物栄養専攻」が設置された。栄養士免許を取得している短期大学卒業生を対象とし、学位授与機構認可の学位「栄養学」を取得でき、かつ厚生労働省指定の栄養士養成施設としての専攻科設置であった。

平成 6 年から顕著になる志願者数減に対して、本学は平成 3 年から「活性化委員会」を設置、短期大学教育の改革に取り組んだ。専攻科設置はその成果の一つであり、やがて平成 18 年に 4 年制管理栄養士養成課程を擁する「生活科学部」へと改組することになる。入学者減が最も大きかった家政科家政専攻は、「衣料管理士養成課程」（平成 4 年）、コース制導入（平成 8 年）、「情報処理士」の資格認定（平成 15 年）等々の改善策を講じたが、学生数確保には至っていない。

平成 18 年には短期大学の大きな組織改編が行われた。先ず家政科家政専攻を「総合生活学科」に改編した。理由は、「短期大学設置基準に定められている实际生活に必要な能力を総合的に学修することで、人生の豊かな設計と実践のための基礎を身につけることであり、いまひとつは 2 年間の学修が社会（職業）生活への意欲、資質の育成につながるように、必要な準備教育を行うこと」にあり、さらに「人類が最初に創造した社会集団である家族、家庭を再生するために、家族や家庭の諸側面や本質を見極めること、社会生活と家族や家庭を中心とした個々人の生活との調和を図ること、そのための方法、技能を修得しかつ不断の創造、叡智、自覚等々を結集する」と、建学の精神を堅持しつつ、新たな生活を創造するための改編であることが強調されている。

同時に家政科食物栄養専攻は「食物栄養学科」に、幼児教育科は「幼児教育学科」と名称変更して、本学は三学科体制へ移行することにした。また併設の尚綱大学との本学園における高等教育部門の統合・連携のために、校名を「尚綱短期大学」から「尚綱大学短期大学部」に改めた。

125 年の歴史を有する建学の精神・教育理念は、これまで刊行された「尚綱 70 年史」、「尚綱学園 100 年史」においても確認され、記念式典、入学式、卒業式等の式辞等で取り上げることが慣例化している。「学生便覧」にも詳しく説明がなされているほか、学科オリエンテーションでも建学の精神・教育理念を冒頭に説明している。学園広報誌「礎」、「SHOKEI CAMPUS GUIDE 2014」にも取り上げ、周知に努めている。また平成 25 年 5 月に策定された「尚綱学園長期ビジョン（将来像）と中長期行動計画」において「建学の精神に基づく自校教育の推進」が掲げられたことにより、教職員間にも建学の精神・教育理念についての理解が進み、キャリア教育を中心に検討が行われている。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

建学の精神・教育理念についての課題は、二点から指摘される。

一つは平成 25 年 5 月に策定された「尚綱学園長期ビジョン（将来像）と中長期行

動計画」に項目設定された「建学の精神に基づく自校教育の推進」を今後いかに進めていくかという点であろう。現在はキャリア教育中心に検討されているが、短期大学として、あるいは共通の教養科目を開講するという議論もある。タイトなカリキュラムを抱える事情もあり、課題として継続している。

いま一つは平成6年頃に始まる志願者減にかかる課題である。総合生活学科は平成18年学科改編前から定員を満たさない事態が継続し、食物栄養学科、幼児教育学科の環境も厳しさを増している。したがって、社会的通用性を有する人材育成の観点から本学の使命・目的、学科の目的にまで踏み込んだ検討が求められている。三学科とも将来像を見据えた検討を進めている。

[テーマ]

基準 I-B 教育の効果

(a) テーマ全体の自己点検・評価の要約を記述する。

本学及び三学科の使命・目的は、建学の精神に基づくものとして学則に明文化され、内外に示されている。

学則第1条には、「生活、食物栄養及び幼児教育に関する専門知識及び実際の技能に重きをおく2か年の大学教育を施し、知徳併進、真に平和と文化を愛する民主的國家、社会及び家庭の有為なる形成者としての女性の育成」を本学の目的とし、我国における女子教育の先駆者としての伝統を堅持して、中学校、高等学校、大学の一貫連続した女子教育によって、堅実な女性文化に寄与すること」を本学の使命とすることが定められている。

建学の精神に基づいて創立された本学の使命や各学科の目的、教育目標は、以前より学生便覧に詳しく掲載し、周知に努めてきたが、平成22年に全学的な検討を経て、平成23年度から学則第4条に「学科の目的」を規定化した。

「総合生活学科」は、「生活の営みを総合的かつ合理的に学び、主体的に家庭や地域の生活を創造する能力と実践的態度を身につけ、男女共同参画社会において個性と能力を発揮できる人材の養成を目的とする」こと、「食物栄養学科」は、「食を通じて人の健康づくりに貢献できる栄養士を育成するため、専門分野の講義、実験・実習により栄養士養成課程としての基礎及び応用理論を学び、幅広い知識・技術・能力を身につけた実践力のある人材の養成を目的とする」こと、そして「幼児教育学科」は、「未来を担う子どものこころ、遊び、発達、健康などについて基礎的総合的な理解を深め、健やかで豊かな生活、遊びを導く実践的な保育者としての技量を養い、子どもに信頼され慕われる人間性豊かな幼稚園教諭、保育士の養成を目的とする」ことが、学則第4条に明文化されたのである。

平成23年度の学科目的の学則規定化に先行して、アドミッション・ポリシー及びグラデュエーション・ポリシーが策定されている。これらは、本学へ入学を希望する高校生等に、本学がどのような入学生を求めているかを明らかにし、入学後2年間で修得される学習成果・能力等を明解・具体的に示すためのもので、募集要項やホームページにも掲載公開されている。

学校教育法に規定された外部評価機構による外部審査に係る「短期大学評価基準」

(短期大学基準協会編)に明示された学習成果とその査定、中央教育審議会等による大学教育改革への提言にある(短期大)学士課程教育の構築、(短期)大学教育の質保証、追加改正を含む短期大学設置基準等の観点から、平成25年にはアドミッション・ポリシーに修正を加え、グラデュエーション・ポリシーを、ディプロマ・ポリシー(学位授与の方針)とカリキュラム・ポリシー(教育課程編成・実施の方針)に分けて、3つの方針を確定し、続いて短期大学教育の質・効果を保証する学習成果の査定の手法を検討することにした。

学習成果の査定を適正に行うには、各学科で開講される授業科目が、学科の目的・目標に対してどのような位置・役割にあるかを明らかにすること、すなわち「カリキュラムマップ(履修系統図)」がまず必要となる。そのためには、学科の目的・目標と各科目の関連付けを行うとともに、各科目において修得することが必要とされる能力・技量、成績評価の基準がシラバスに明示されなければならない。これにより、シラバスを通じて各科目が、教育課程において、また各学科の目的・目標に対していかなる位置・役割を担うかを確認できるようになる。今一つは各科目を通じて修得する知識・技能等の修得(到達)度が、各科目の成績評価とともに、学位授与及び教育課程編成・実施の二つの方針との関係から評価判定されることになる。「成績評価マトリックス」の役割がこれである。

成績評価マトリックスの作成は、各科目が教育課程の一環として行われること、各科目の成績評価が、教育課程全体の学習成果として評価されることにより、重層的に学習成果の査定が行われることになり、大学教育の質保証をより確実にすることができる。

本学は法令等遵守を旨とし、学校教育法や短期大学設置基準に則った運営に努めている。また食物栄養学科は厚生労働省から栄養士養成施設の認定を受け、幼児教育学科は文部科学省から幼稚園教諭2種免許状の教職課程の認定と厚生労働省から保育士養成施設の指定を受けており、毎年定期的に現状報告を行い、必要な届出等を確実にしている。平成21年度及び平成22年度には九州厚生局による実地調査を、また平成23年度には文部科学省教職員課による教職課程の訪問調査を受け、いずれも具体的な改善の指導を受けることはなく、適格の評価を受けている。

平成23年の短期大学設置基準の改正により、学生の社会的・職業的自立のための職業教育を(短期)大学教育に位置付けることが求められたが、三学科とも進路に関する教育・支援を授業科目及び指導として計画的・組織的に、また多様化する学生の実態に対応して全体指導と個別指導を併せて実施している。就職課を中心とする通常の支援、学科内の就職指導及び授業を通しての支援、さらに全学的に展開される「就職懇談会」(年1回開催)、「キャリアガイダンス」(年2回開催)等々の支援が行われている。

学習成果を焦点とする査定の手法を幾つか有している。各科目は授業最終回に授業改善アンケートが実施され、その評価を受けて各教員は授業の改善計画書を提出することになる。また授業改善アンケートのほかにも教員間の授業公開・参観を実施している。授業公開は、専任教員には全員参加と参観報告書の提出を義務づけている。

シラバスに必要な情報・事項が適切に記載されているかについては、教務課、教務

委員会、学科長の連携でチェックを行っている。

教育の効果は、2年間の学習を通して修得された知識、技能等が、卒業後の学生の職業及び社会生活において有効であるかを確認することで、学習の成果が最終的に適正であったかを検証することとなる。その手法としては、卒業生調査、就職先調査が有効であるが、未着手となっている。

(b) 自己点検・評価に基づく改善計画を記述する。

各学科の目的・目標は、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に基づいて教育課程として計画され、実施される。各科目は、シラバスに従って実施されるが、各科目はまた「カリキュラムマップ（履修系統図）」において各学科の目的、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）と関連づけられる。各科目で設定されている到達目標・知識・技能等は、教育課程全体と関連づけられた「成績評価マトリックス」としても測定されることになる。学習成果を高めるためには、次の諸点に注目している。

一つは、授業改善アンケートの精度を高めることである。平成25年度の授業評価では、厳しい評価を受けた科目担当者はいないが、授業評価の方法・質問項目の適正さ、学生の成績評価との関係等々まで広げるなど有効性を確認する必要がある。加えて「厳格な成績評価の方針について」（平成22年9月21日総合教育センター運営委員会承認）に基づいた客観的で厳正な成績評価の運用も当然含まれている。

一つは、教員の指導力を高めることである。現状は、授業改善アンケートの結果を受けて教員自身が改善の取り組み（報告書の作成提出を義務づけている）を行うことと、教員間の相互の授業参観・公開がある。後者は当初任意としていたが、25年度から専任教員には義務とし、また参観報告書を提出させている。一方、学習成果を高めるためには、専任教員だけでなく、非常勤教員の協力も不可欠である。身分、時間、給与等の事情があり、検討課題としてある。

一つは、各学科を卒業した学生が、社会にどのように受け入れられているか、大学教育が仕事や生活に有効かを確認することである。卒業生へのアンケート調査は平成21年度に実施されているが、今後は定期的に調査を行う仕組み、担当部署等を明らかにしておく必要がある。

[区分]

基準 I-B-1 教育目的・目標が確立している。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

本学の目的・目標は、建学の精神に基づいており、学則に明記されている。学則第1条で、一般的教養と専門教育からなる大学教育を施し、智徳併進、真に平和と文化を愛する民主的国家、社会及び家庭の有為なる形成者としての女性育成を目的とし、堅実な女性文化の進展に寄与する、と規定されている。

同第4条には、総合生活学科が、「生活の営みを総合的かつ合理的に学び、主体的に家庭や地域の生活を創造する能力と実践的態度を身につけ、男女共同参画社会にお

いて個性と能力を発揮できる人材の養成を目的とする」こと、食物栄養学科が、「食を通じて人の健康づくりに貢献できる栄養士を育成するため、専門分野の講義、実験・実習により栄養士養成課程としての基礎及び応用理論を学び、幅広い知識・技術・能力を身につけた実践力のある人材の養成を目的とする」こと、そして幼児教育学科が、「未来を担う子どものこころ、遊び、発達、健康などについて基礎的総合的な理解を深め、健やかで豊かな生活、遊びを導く実践的な保育者としての技量を養い、子どもに信頼され慕われる人間性豊かな幼稚園教諭、保育士の養成を目的とする」と規定されている。

学則第4条は建学の精神、学科目的を明らかにするために平成23年度に追加規定されたが、それ以前には、アドミッション・ポリシー、グラデュエーション・ポリシーが策定されていた。本学に入学を希望する高校生等に、本学及び各学科がどのような学生を求めているか、入学後に修得すべき学習成果や各学科の教育目標・教育方針を明らかにしていた。

平成24年から外部評価機関（短期大学基準協会）の評価基準が改定されたことに伴い、「学習成果」、また中央教育審議会を中心に進められた大学教育改革への提言・答申等にある、(短期大) 学士課程教育の構築、(短期) 大学教育の質保証などの観点から、教育活動の自己点検・評価システムを適正に確立することが求められている。本学は(短期大) 学士に相応しい教育(学習)の質保証、目に見える(測定可能な)学習成果の査定を、各科目、教育課程、さらには学生個々の学習成果・到達状況を、学期ごとに実施し、また学科全体としても把握できる仕組みをつくることにした。

この仕組みのための作業の一つは、三学科の教育課程を構成している各科目が、本学の目的・使命、各学科の目的・目標とどのような関係にあるかを明らかにすること、つまり学科の教育課程を構造化すること、すなわち「カリキュラムマップ(履修系統図)」を作成することであった。

したがって、各科目はシラバスにおいて学科の目的・目標から導き出され、科目の学習によって修得される能力・技量及びその到達度を明らかにし、また講義や演習の科目にあっては学習成果につながる事前・事後の学習など必要な時間外学習の指示・助言を明記すること、さらには成績評価の基準を明示することなどが求められている。各科目の成績評価は、「成績評価マトリックス」において学科の目的・目標との関係からの学習成果としても測定されることになる。

＜総合生活学科＞

総合生活学科は、人間生活の基本に係る家政学あるいは生活学は、人生を充実させ、健康的に生きることに繋がると考え、これからの「男女共同参画時代」を担いかつ「社会生活と家庭生活を両立しえる女性」の育成を目的とする学科である。、入学者受け入れの方針(アドミッション・ポリシー)に掲げた「自立して自分らしく生きる」をキーワードに、現代に生きる女性としての社会人基礎力、具体的には「前に踏み出す力」、「考え抜く力」、「チームで働く力」を身につけ、特に情報ビジネス業界、福祉ウェルネス業界、ファッション・インテリア業界などで活躍する人材育成を目ざしている。

また教育目的・目標の学内外への周知は、入学前スクーリング時に配布する「総合生活学科入学前スクーリング」(パンフレット)、「学生便覧」「ホームページ」などを通じて行っている。

＜食物栄養学科＞

食物栄養学科は昭和 42 年に栄養士養成施設として創設されて以来、社会に貢献できる専門的な知識と技術を持った職業人の育成を旨としている。

本学科の目的は、栄養士に必要な幅広い知識・技術・能力を身につけ、実践力を養うことである。そのために栄養士養成課程として基礎及び応用理論を学ぶための専門分野の講義、実験・実習から教育課程を編成している。

学生便覧や学科で作成した「フレッシュャーズガイド」(入学生向けガイドブックとして平成 23 年から毎年作成)、成績評価マトリックスなどに教育目的・教育目標を明記し、新入生オリエンテーションやキャリア教育などで学生に周知・徹底を図っている。学外には、オープンキャンパスや入試説明会などで説明するとともに、大学ホームページや日本私立学校振興・共済事業団が運営する大学ポートレート(私学版)によって公表している。

さらに、全国栄養士養成施設協会の作成・実施している栄養士養成課程コアカリキュラムや全国栄養士実力認定試験の出題動向などを参考にして定期的に点検し、教育目的・目標の基礎となる教育課程の見直しや時間割編成を行っている。

＜幼児教育学科＞

幼児教育学科は、幼稚園教諭と保育士の養成を目的としている。したがって、学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)、教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)に基づいて編成された教育課程は、2つの資格・免許を取得する過程で、保育者としての高い資質・能力が備わるようになっている。毎年卒業生の大半が保育の世界で活躍している。

学科の目的及び学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)は、学生便覧や本学科のフレッシュャーズガイド「幼教のススメ」に掲載され、入学時のオリエンテーションや1年前期科目「フレッシュャーズセミナー」で確認している。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

総合生活学科における入学定員の割り込み、食物栄養学科と幼児教育学科も、今後の厳しさを実感している現状にある。ここ数年は、食物栄養学科、幼児教育学科とも学科の目的・目標に基づく人材育成と繋がる就職は良好に展開しているが、入学志願者は漸減傾向にある。原因・背景の一つとしては、短期大学の将来像、本学三学科の認知度、そして職業教育・人材育成(の社会的通用性)等から見直す必要がある。三学科において制度・教育両面から検討をしている。

＜総合生活学科＞

総合生活学科は、改組以降も定員割れが継続している。学科の目的を含めて、教育

目標及び教育課程について検討を行うことを課題と認識している。

＜食物栄養学科＞

学科の目的が実践力のある栄養士の養成であることは今後も変わらないが、栄養士に求められる資質や能力は時代とともに変化する側面もあり、教育内容もそれに応じ見直していく必要がある。教育目的・教育目標の周知にも努めるべきであろう。

＜幼児教育学科＞

保育者養成には、社会状況や子どもの変化に伴い、変化に適応できる資質を有する保育者が求められている。現状は社会性、コミュニケーション力、対人関係、学習能力、表現力等において課題のある学生も少なくない。

したがって、アドミッション・ポリシーはもとより、学科の教育課程や現場が期待する保育者の資質・力量について情報提供を適切に行い、保育者としての進路選択への理解を深める必要がある。

基準 I-B-2 学習成果を定めている。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

学習成果とは、各学科で実施される各科目において修得することが想定される知識、技能、態度及びその総体を意味するが、各科目は各学科の目的を実現するために策定された学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に基づいて編成された教育課程に基づいて実施されるが、今日短期大学に要請される大学教育の質保証、さらには各学科の掲げる人材育成の社会的通用性の観点等からも学習成果を精査することが求められていると認識している。

本学は以前から策定されていた各学科のアドミッション・ポリシー、グラデュエーション・ポリシーを、平成 25 年度に修正を加え、アドミッション・ポリシー（入学者受け入れの方針）、ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）、カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）として新たに策定、内外に明らかにしている。この三つの方針は、本学各学科で想定される学習成果であり、また内外に公表されている。

各科目における学習成果としての成績評価は、秀（90 点以上 100 点まで）、優（80 点以上 90 点未満）、良（70 点以上 80 点未満）、可（60 点以上 70 点未満）、不可（60 点未満）による従来からの 5 段階評価に加え、GPA 制度を採用している。成績評価は「厳格な成績評価の方針について」（平成 22 年 9 月 21 日総合教育センター運営委員会承認）に基づいて行われ、当該方針は期末試験が行われるたびに、教員及び学生に周知されている。授業改善アンケートや教員間の授業公開制度などの FD 活動を通して学習成果を高める取り組みは定期的実施され、その実施方法についても毎回検討が加えられている。

各科目は、建学の精神、本学の使命、各学科の目的並びに学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に基づいて編成される教育課程に位置付けられている。従って各科目の学習成果は教育課程の学

習成果としても捉えられる必要があり、「カリキュラムマップ（履修系統図）」と「成績評価マトリックス」は、各科目の教育課程上の位置・役割を明確に（構造化）し、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）との関係において学習成果が測定されるように作成されている。個々の学生は各科目の成績評価に加えて、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）からの学習成果も評価されることになり、以後の学習方針や課題について示唆を得ることができるようになっている。また学科全体の学習成果及び個々の学生の学習成果の測定から、各科目や教育課程の問題についての指針を得ることができるようになると見ている。

各科目の学習成果については、シラバスの役割は非常に大きい。シラバスは、これまで記載事項を中心に全学的なチェックを行ってきたが、これまで検討してきた学習成果との関係性から、各科目の学習目標、到達目標と学科の目的、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）との関係、各科目に必要とされる時間外学習時間を確保するための指示・助言・課題等を明確・具体的に示すことが必要となる。

三つの方針に基づいて行われる本学の教育が、想定される学習成果を導いているかについては、学内だけの測定のみでは完結するものではなく、(短期) 大学教育の質保証、社会的通用性などからも点検される必要があり、卒業後の進路(就職)・就職先状況の調査、卒業生アンケート調査等を通じて、学習成果を結果として検証することが必要となる。

学習成果の概念及びその測定については、平成 24 年度から継続的に行ってきたが、食物栄養学科や幼児教育学科が「栄養士養成」「保育者養成」の明確な枠組みを有するのに比して、総合生活学科は、生活に関連する領域・分野を網羅する総合学科であることから、学習成果を統合・具体化するには大きな困難があった。最終的に各学科の特性を歪めないよう、教養科目以外は学科の性格に即した方式で学習成果を測定する形式を採用している。

＜総合生活学科＞

学科の目的に基づいて学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を次のように設定している。

- ・文化・社会や自然・生命に関する知識を広く修めるとともに、様々な思考様式や価値を理解し、知を高める主体的な態度・意欲が備わっている。
- ・生活と密接に関連した各分野に関する専門的知識を持ち、複数の観点から現代生活を理解している。
- ・生活技術や情報活用能力を身につけ、効果的に自らのアイデアを表現し、様々な人とコミュニケーションをとることが出来る。
- ・現代生活における様々な問題点に関心を持ち、異なる立場の人びととも協力しながら、行動する意欲を持っている
- ・生活や社会の問題を自ら発見・論理的に分析し、自らの価値観および倫理観に基づ

いて判断することが出来る

この方針は、学科の目的、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）とともに、「総合生活学科入学前スクーリングのパンフレット」、「学生便覧」、大学ホームページ等に明示している。

学習成果は、各科目が関連している学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）について、学生の成績評価（得点）を分配することで、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）の達成度を数量的に明らかにする仕組みで測定している。また年度末及び卒業時に、1年次、2年次に積極的に取り組んだ学習や今後学びたいものなどについてアンケート調査を行っている。これにより、学習成果の評価並びに教育課程が適切だったかを点検することができる。

学習成果の社会的有用性を確認するために、卒業生の離職状況の把握にも努めている。

＜食物栄養学科＞

時代の要請に応える専門的職業人の育成のために、栄養士に必要な専門的知識・技術の修得とともに、短期大学士として備えるべき幅広い素養と思考力を身につけることを目指している。時代への的確な対応は本学の基本理念の一つであるが、知識偏重に陥ることなく、他者への配慮を忘れずに、主体的に考え行動していくことを学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び卒業要件として定めている。

具体的には、以下の項目を学習成果として示している。

- ・本学科の教育課程に基づき、卒業認定（短期大学士）に必要な単位を修得する。
- ・栄養士として必要とされる専門的知識・技術を身につけ、資格を取得する。
- ・多様化する社会のニーズに柔軟に対応するための豊かな表現力とコミュニケーション能力を身につける。
- ・食物、栄養、健康に関する諸問題に関心を持ち、正確な情報に基づいて思考・判断できる能力を身につける。

また、ディプロマ・ポリシーに掲げる6つの方針について、関連する科目の成績評価から学習の達成度を評価する仕組みを有している。さらには、全国栄養士養成施設協会の主催により栄養士の資質向上と質の均一化を図ることを目的に毎年12月に実施されている栄養士実力認定試験をほとんど全ての学生が受験し、良好な成績を修めている。

学習成果は、ディプロマ・ポリシーとして学生便覧や学科で独自に作成したフレッシュャーズガイド、「成績評価マトリックス」などに明記し、新入生オリエンテーションやキャリア教育などで学生に周知・徹底している。学外的には、オープンキャンパスや入試説明会などで説明するとともに、大学ホームページに公表している。

学習成果の点検は、全国栄養士養成施設協会の実施している全国栄養士実力認定試験の出題動向や受験結果などを参考にして定期的の実施している。また、カリキュラムの見直しや時間割編成についても必要に応じて改正している。

＜幼児教育学科＞

学習成果として、学科の目的およびディプロマ・ポリシーに基づく学習の成果の指標（一つの方針ごとに3～5項目、教養のみ12項目）を設定し、学生はその成果を「履修カルテ」として確認できるようにしている。

「履修カルテ」には、①学科の目的達成度、②各ディプロマ・ポリシーの達成度、③学習成果の指標（幼稚園免許必修科目および保育士資格必修科目の成果測定の2項目を含め、全部で39項目）について、それぞれの得点を5段階（1～5）で算出評価している。

また本学科は、個性・特長をもつ保育者を育成するためにピーク制を採用し、①音楽表現コース、②造形表現コース、③健康・遊び・体育コース、④保育・教育実践コース、⑤子育て支援コースのいずれかを選択させ、少人数のゼミ（授業科目名「専門研究Ⅰ・Ⅱ」）を実施している。「履修カルテ」には、この学習成果についても確認できるようにレーダーチャートのグラフにより、その平均値が示されている。

学生には、フレッシュヤーズガイド「幼教のススメ」で明示するとともに、入学時オリエンテーションや1年次の「フレッシュヤーズセミナー」を通して学習成果測定的方式及び見方を理解させ、学期ごとに「履修カルテ」により学習成果を把握し、自分の課題や優れている点を把握・理解できるようにしている。

また、この学習成果は学期ごとの学年・学級平均の変化や、年度ごとの平均値からも比較ができるようにしている。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

学習成果についての学内的理解は進んでいるが、三つの方針に基づく学習成果の測定には幾つかの課題がある。一つは各科目における成績評価判定において、評価基準のばらつきが大きく、適正な運用が担保されていないことである。また学習成果査定の基盤としてのシラバスの作成方針の検討は行われているが、内容的には依然不十分なものがある。学習成果の査定方法は確立したが、実際の運用には作業処理上の課題もある。

＜総合生活学科＞

総合生活学科は、建学の精神・学科の目的に基づいた学習成果を設定し、その測定を行っている。しかし現状は、社会通用性の観点から、学習成果が有用となっているかは明らかではない。本学科では、学生の卒業後の一定期間後、進路先または卒業生に対してアンケート調査を行い、学習成果と社会生活・職業生活との関連を明らかにし、今後に生かすつもりである。

＜食物栄養学科＞

時代により変化する栄養士へのニーズをキャッチし、必要とされる知識・技術やカリキュラムを随時見直していくことや、個別の学習支援・コミュニケーション力向上への支援などによって、学生の学習成果を一層高める取り組み、方法について検討す

ることが必要であろう。

＜幼児教育学科＞

本学科の教育課程は、幼稚園教諭の教職課程と保育士養成課程で構成されており、学習成果は保育者養成と一体的なものにとらえている。そのために教育課程の一環として行っているピーク制による「専門研究」や学習成果の測定システムを、学生や教員（非常勤教員を含む）が理解を共有し、学習成果に向けての向上心、授業態度や各科目目改善につなげる課題がある。

また、学習成果を測定・査定する作業は、学生個々の指導や教育課程及び授業改善につなげるため、現在手作業で行っている点を見直したい。

基準 I-B-3 教育の質を保証している。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

教育の質保証は、第一義的には、法令の遵守に努め、建学の精神、各学科の目的に基づいた教育の充実にある。現在出来上がりつつある学習成果の査定を焦点とした取り組みはそのためでもある。学習成果の測定が有効となるには、何より（短期）大学教育に相応しい各科目の学習、内容の点検、授業改善アンケート等の FD 活動の推進、「厳格な成績評価の方針」についての教員間及び学生への理解を深める取り組みも求められる。また多くの非常勤教員の理解共有・協力を視野に入れる必要がある。

シラバスには事前・事後の学習の指示、つまり、学生の主体的な学習を促し、学習時間の確保、学習成果を高める方法を工夫することも重要である。

さらに本学を卒業した学生が、社会的に有効であるかを実態調査により明らかにすることも必要である。卒業生にアンケートする方法、就職先にアンケートする方法の2つが視野にある。

加えて本学が抱える多様な学生への指導方法の創意工夫も欠くことはできない。平成 22 年度に実施された短期大学基準協会による第三者評価においても、「習熟度別学習」の積極的導入が助言されたことも踏まえて、基礎的な学力が十分でない学生への指導、就学意欲が十分でない学生、学習成果測定により十分な学習成果を獲得していない学生、逆に進度の早い学生に対する対応等について、以下のとおり、各学科で検討している。

＜総合生活学科＞

授業改善アンケートは前後期各 1 回実施している。評価結果に対する教員の改善報告書提出を義務づけさせるとともに、評価結果の概要を公開している。教員相互の授業参観では全教員が参加し、授業改善に努めている。

また、学習成果を測定するとともに、学生が学習成果を適切に理解・把握できるように、「カリキュラムマップ（履修系統図）」及び「成績評価マトリックス」を作成し、学生の学習支援に活用している。

＜食物栄養学科＞

学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の改正は言うまでもなく、食物栄養学科では特に栄養士法の変更に際しても、学科会議や教授会で改正内容を検討し、法令等の遵守徹底を図っている。

学習成果の査定（アセスメント）の手法に関しては、先ず各教員がシラバスに担当科目の到達目標を明示するとともに、学習成果を高めるために事前・事後の学習を具体的に指示している。授業はシラバスに沿って進められ、シラバスに記載された評価基準、定期試験や授業中の小テスト及び受講態度等に従って、学生の成績評価が行われている。

各授業終了時には授業改善アンケートが実施され、その結果を受けて、学生の要望・疑問については改善報告書を作成して次年度の授業改善につなげている。

また、前回の第三者評価結果における「向上・充実のための課題」の指摘事項に対しては、科目の到達目標が十分に達成できていない学生に対して、個別指導を行うとともに、全体の学習成果を上げるために、校外実習に向け、1年次の復習、知識の再確認を目的とした特別講義も行っている。

本学科では以上の PDCA サイクルを確立し、各科目の到達目標と学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）の関連を「成績評価マトリックス」で可視化し、科目間の有機的連携を図りながら、教育の質向上を図っている。

＜幼児教育学科＞

本学科では、平成 25 年 2 月に作成された「カリキュラムマップ（履修系統図）」に従って教育課程が系統的に配置され、教育・保育実習が有効に機能するように図り、2 年後期の保育教職実践演習や教育課程外の就職指導などを通して、学習成果として結実できるようにしている。

教育課程構成についての精査、授業改善アンケート、教員相互の授業参観、非常勤教員との連絡・懇談会、年 3 回実施の実習連絡協議会、学生の専門研究（ピーク制）発表会、就職懇談会、キャリアガイダンスなどを通して、本学科の取組を外部に積極的に発信し、学生、保育現場、非常勤教員からの要望・意見を聞く機会を設けている。このようにして教育課程の改善や各科目の授業改善を促し、学習成果の向上に努めている。

さらに、「特別な支援を要する学生のための委員会」により、学生の生活や学習状況を把握して専任教員間で情報共有を図り、個別指導の有効化を図っている。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

（短期）大学教育の質保証への取り組みは具体的に展開している。学生の学びの視点に立つシラバス作成、カリキュラムマップ（履修系統図）、学習成果を可視化するための成績評価マトリックス、授業改善アンケート等の FD 推進活動、卒業後調査等々である。いずれも学習成果を高め・確保する取り組みであるが、今の段階は、仕組みが整ったところであり、現段階では成果を評価・検証するには至っていない。特に学生の学力・意欲の多様化が進む中で、個別的な指導を必要とする学生の指導の仕組み

を具体化する課題も抱えている。

＜総合生活学科＞

非常勤教員については授業改善アンケートの評価結果に対する改善報告書の提出は義務付けていないが、学習成果の観点、学科の目的、教育方針を共有するために常勤教員と連携する必要がある、協力をしてもらおう必要があると考えている。

＜食物栄養学科＞

入学時の学生間の学力格差を縮めるのは非常に難しい。多様な学生をどのように指導するか、教員同士の連携と学科としての組織的な取り組みを検討することが必要であろう。現在は個別的な指導により一定程度の成果をあげているが、さらなる取り組みが必要であろう。

＜幼児教育学科＞

社会性、コミュニケーション能力、対人関係、学習能力、表現力等に課題を抱える学生が増加する傾向にあり、学外実習に適應できない、授業に集中できない等の問題が生じるケースもあり、教育の質の保証への取り組みは整えつつ、個々の学生において十分機能する教育的配慮と、個別的な指導を含め教職員の連携が欠かせないと考えている。

【テーマ】

基準 I-C 自己点検・評価

(a) テーマ全体の自己点検・評価の要約を記述する。

本学における自己点検・評価の実施体制は、FD・評価委員及びその下部組織であるFD 推進部会・大学自己点検・評価実施部会・短期大学部自己点検・評価実施部会を一つの軸として、各学科、教務、学生支援、就職、入試、図書館等々の教育活動を担う各組織・事務が、今一つの軸として成り立っている。

FD 推進部会は、尚綱大学と共同で授業改善アンケート及び教員相互の授業参観を実施している。授業評価は年2回学期末に実施され、その結果は担当教員に告知され、教員は結果をふまえた改善報告書を提出することとし、授業評価の概要は公表されている。また学科ごとに評価結果がまとめられ、それに基づく授業改善の取り組みが学科及び個々の科目で行われることになる。「教員相互の授業参観」は、専任教員については参加が義務であり、同様に報告書を提出、それは授業担当者に告知される。多くの科目を担当する非常勤教員の参加が検討事案としてある。

短期大学部自己点検・評価実施部会は、新たな評価基準の導入に伴い、(短期) 大学教育の質保証と学習成果の仕組みを構築することに努めてきた。その結果、「カリキュラムマップ(履修系統図)」と「成績評価マトリックス」といった一定の成果を得ている。

本学の教育活動を担う各部局・事務においても、業務計画に従ってPDCAサイクルに基づく活動及びその改善に取り組んでいる。

(b) 自己点検・評価に基づく改善計画を記述する。

自己点検・評価の活動は、全学的な理解のもとに行われるものであるが、その結果を全学的にとりまとめ、教職員全体に共有化することをもって、自己点検・評価は完結するものである。全学的にそれをまとめ、実施体制を整えるのは短期大学部自己点検・評価実施部会であり、現状ではその役割を十分に果たしているとはいえない。したがって、その役割を全学的に周知・共有させ、またそのための自己点検・評価の様式の共有化を目指す。

[区分]

基準 I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制が確立し、向上・充実に向けて努力している。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

本学の自己点検・評価の活動は、学校教育法第 109 条に定める「教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する」ことにある。本学の自己点検・評価の活動の組織体制は、「FD・評価委員会」とその下部組織となる「FD 推進部会」「大学自己点検・評価実施部会」「短期大学部自己点検・評価実施部会」と、教育・研究、組織・運営及び施設・設備に関わって教育活動その他担う各部局、組織（委員会、部会等々）との連携・協力の下で行われることになっている。

本学の各学科・各部局・組織は、本学の教育・研究、組織・運営及び施設・設備に関して網羅する体制にあり、必要に応じて教授会、大学評議会、学科会議、各種委員会・部会、事務局等を通して様々な問題に対処するようになっている。本学の各部局、組織はそれぞれにおいては年間の活動・事業を計画、実施、結果をチェックする仕組みを有しており、それにかかる自己点検・評価の活動は適正に行われ、成果を上げ、あるいは改善への取り組みが行われている。

FD 推進部会は、その業務を授業改善アンケートと教員相互の授業参観に関する活動としている。学期末に実施される授業改善アンケートは、厳しい結果を受ける科目・教員はいないが、評価結果について各教員は改善報告書の提出が義務付けられており、それを回避することはできない。改善報告書については、学内専用サイトにおいて学生及び教職員の閲覧に供している。また教員相互の授業参観は、25 年から一定期間において任意な授業を参観することを求め、参観した授業についてのレポート提出が義務化されているものである。FD 推進の視点からは専任教員のみならず、非常勤教員にも授業公開の協力を得る必要があると認識している。

短期大学部自己点検・評価実施部会は、ALO (Accreditation Liaison Officer : 第三者評価連絡調整責任者) を兼ねる部会長、短期大学部部長、各学科長、各学科委員、学園事務局長、両キャンパス事務部長、FD・評価事務室長から構成されている。学習成果を評価の中心的なものとして位置付けている短期大学評価基準への対応として、学習成果及び教育の質保証への取り組みは、ここ数年の短期大学部自己点検・評価実施部会の大きなテーマであった。栄養士養成、保育者養成を旨とする食物栄養学科、

幼児教育学科においては、科目の多くが法令上の定める科目であるため、学習成果を具体的に項目化することは、全国の各養成機関等の情報からもそれほど困難ではなかったが、総合生活学科の学習成果をどのように設定するかは、多くのフィールドを抱え、また学生のコース選択の偏りがある現状もあり、容易ではなかった。しかしながら、担当委員の尽力によって、大きな枠組みで学習成果の指標を設定するとともに、測定方法を確立することができた。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

本学の自己点検・評価は、必要条件は満たしていながら、自己点検・評価活動の連携・つながりが確認できないことにある。教学にかかる各組織・部局の自己点検・評価をまとめるという自己点検・評価活動の全体化、本学教職員の共通理解のもとで進めることが必要である。したがって、自己点検・評価の仕組みを共有化すること、それには FD・評価委員会、短期大学部教授会、自己点検・評価短期大学部実施部会の間で調整することになる。

今一つは、尚綱学園の「中長期行動計画」（平成 25 年策定）に基づいて、各学科、各種組織・委員会等々において行われている年間の「事業計画」、「中間報告」、「事業報告」との関係性を改めて確認することである。

◇ 基準 I についての特記事項

- (1) 以上の基準以外に建学の精神と教育の効果について努力している事項。
特になし。

- (2) 特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現（達成）できない事項。
特になし。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

(a) 基準Ⅱの自己点検・評価の要約を記述する。

教育課程は各学科の目的を達成するため、教育（学習）内容及び方法を各科目及び学習の階梯として編成するものである。したがって、教育課程が適正に運営されるには、本学の建学の精神・使命、各学科の目的に基づいて編成されていることが第一の点検項目となる。本学は平成 22 年度に各学科の教育目標・方針、すなわちグラデュエーション・ポリシーを策定した。平成 25 年度には、(短期) 大学教育の質保証、(短期) 大学士課程教育及び新たな短期大学評価基準の観点から、グラデュエーション・ポリシーの検討を進め、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）と教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を新たに策定し、同時に既に策定されていたアドミッション・ポリシー（入学者受け入れの方針）にも一部修正を施し、いわゆる三つの方針を確定、内外に明示している。

教育課程は、教育課程を構成する各科目を通して修得された知識・技量及びその到達度を査定することにより、教育課程及び各科目の妥当性・有効性が評価される。すなわち学習成果の査定が第二の点検項目となる。本学は平成 24 年度から短期大学部自己点検・評価実施部会において 2 年にわたって、学習成果の項目を分類し、それを可視化する仕組みを作成した。「カリキュラムマップ（履修系統図）」と「成績評価マトリックス」がその成果である。個々の科目の成績評価とともに、教育課程—学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）—教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）との関連で学習成果を測定する仕組みである。

教育課程が想定される学習成果を収めるには、各科目の適正な授業実施が必要条件となる。非常勤教員を含めた本学教員が、学科の目的、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）について理解を有すること、FD 活動やシラバスを通しての授業改善が不断に行われることも必要である。また平成 22 年 9 月開催の総合教育センター運営委員会で承認された「厳格な成績評価の方針について」に基づく厳正な成績評価の運用も適正な学習成果の一つの重要な要件となる。

学習成果の査定は、学内だけの測定及びそれに基づく点検・評価だけでは不十分である。学習成果は、卒業後の職業や生活に役立つことの検証と確認—すなわち社会的通用性—も求められる。就職状況も有効な目安であるが、卒業生アンケートや就職先アンケート等の結果が加味されてより有効なものとなる。これが学習成果の第三の点検項目である。

教育課程による学習成果は、教育課程だけでは高められない。学内の教育資源の整備・充実を進め、その充実した活用が必要である。各学科の科目担当教員は非常勤教員も含めて、法令等に定める短期大学教員としての要件を満たしており、また専任教員の採用や任期の更新時には、教育・研究業績を中心に各科目担当者としての資質・能力の審査、採用手続きを慎重に行い、また非常勤教員の採用についてもそれに準じた審査を行い、適切な教員確保に努めている。

本学の事務職員は、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に基づく教育課程の運営や学習成果を高める学習

環境の整備の重要性を十分理解しており、施設設備の充実に努め、必要に応じて各学科及び教員と連携し、学生の学習環境の条件整備を支援している。本学の施設設備の充実及び活用については、毎年各学科、各キャンパス事務部を通して必要な点検・整備を進め、学習環境の充実に努めている。また図書館は学習成果に直結する重要な教育資源であり、本学では二つのキャンパスに置かれる図書館本館、分館に専門職員である司書を配置するとともに、学生の学習相談、参考図書を紹介、利用時間の延長等学生の学習利便性の向上や条件整備に努め、各学科の教員の協力を得て学生が利用すべき図書等の充実を行うなど、学習資源センターの中心的役割を担っている。

学習成果を高めるには、入学する学生の多様な条件・事情を配慮し、必要に応じて個別的な支援を行うことが求められる。学生の生活支援は学習支援、進路支援を見ずえた支援とならなければならない。具体的には、基礎学力が十分でない学生、大学での勉強について行けない学生、経済的事情を抱える学生、入学したものの進路に迷う学生、その他アルバイト、心身の健康問題を抱える学生等々、支援を必要とする学生等々多様な現状がある。逆に進度の早い学生への対応も課題の一つとなる。現在学生支援は、学生支援委員会、就職支援委員会、教務委員会等を中心に教職連携で行われている。各学科での個別対応が徐々に重要性を増しつつある現状を踏まえ、クラス担任はもとより各教員にはオフィスアワーを設けるなど、個別的な指導体制の多面的整備を図っている。本学はキャンパスが二つに分かれており、一律的な対応では不十分な面もあり、各学科の運営体制のより一層の充実が課題ともなる。

両キャンパスの保健室には養護教諭一種免許状取得者を配置し、また週一回非常勤でカウンセラー（臨床心理士）による相談体制を整え、心身のヘルス・ケアに配慮している。

進路支援は、学習成果の査定にもつながる業務である。その業務は就職課を通して行うもの、学科単位で実施されるもの及び両者の連携で行うもの、さらには併設の大学と合同で行うものから成っている。各学科で進路特性が大きく異なること、二つのキャンパスという条件、さらには学習成果の社会的通用性に直結する業務であることから、この重層的対応は必然である。学科で行う進路支援の一部は、教育課程に組み込まれているものもある。

入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）は、本学の教育方針の周知に加えて、それでも入学後進路に迷う学生、不本意な退学・除籍に至る学生、その他の問題を抱える学生等々をふまえ、入試説明会、オープンキャンパス、各種進路相談会の機会を通じて丁寧な説明を心掛け、また入学前セミナーの実施など、受け入れ方針の周知に努めている。入学者の選抜については、選抜方法、期日、判定方法を学生募集要項等に明示し、公正な選抜を行っている。

(b) 基準Ⅱの自己点検・評価に基づく行動計画を記述する。

教育課程は、建学の精神、学則規定の各学科の目的に基づいて策定された学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に従って編成され、その効果は学習の成果として、本学独自の査定手法によって有効性が検証されなければならない。したがって、学習成果の査定をもとにして

教育課程—教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）—学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、さらには学科の目的、建学の精神まで視野に入れた PDCA サイクルに基づく点検・評価システムを構築することが求められている。現在は学習成果の査定の手法を確立した段階にあり、実用化が課題となる。実際の運用において新たな課題が生まれるものと思われる。

学習成果には、各科目を担当する教員はもとより、教育課程を支える事務職員、種々の学習条件・環境の整備充実、さらには教育課程には含まれない各種の指導や教育活動も含まれている。学生の学習を支え、進路の選択を助成する学内の組織・体制を展望し、それを共有するシステムを確立する段階にある。キャンパスが分かれていること、特性を異にする三学科の個別性を尊重した全体性、統合性をつなげることも課題であろう。

【テーマ】

基準Ⅱ-A 教育課程

(a) テーマ全体の自己点検・評価の要約を記述する。

教育課程の基礎となる建学の精神及び各学科の目的は学則に規定され、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）は、すでに策定されていたグラデュエーション・ポリシーを平成 25 年度に修正して策定したものである。この教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）のうち一つは本学における教養教育の方針として共通設定されている。

教育課程は、学科の目的を達成するための教育（学習）内容及び方法、各科目及び学習階梯として編成されているものであり、科目の羅列だけでは教育課程とはならない。短期大学部自己点検・評価実施部会は、教育課程を構成する各科目と学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）との関連をまとめる作業—すなわち各科目の学習目標・到達目標や修得が想定されている知識や技能等を分類し、それを教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）及び学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に関連づけること—を行った。それが教育課程の構造化、即ち昨今よく使われる「カリキュラムマップ（履修系統図）」に相当すると見ている。本学ではそれに加えて各科目の成績評価を、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）と関連づけた評価測定を行うことにしている。それが「成績評価マトリックス」である。

この仕組みを作ることで、学生は各科目の成績評価に加えて、学期単位での学習成果を二つの方針との関係、学科全体の成績（成果）との関係でも到達度を確認できるようになり、次学期への方針や課題を把握することができるようになり、また各学科では、学生の学習成果の状況を、各科目、教育課程、さらには二つの方針との関係から把握できるようになり、各科目、教育課程の課題や改善の糸口を見出すことができるようになる、と考えている。

この「カリキュラムマップ（履修系統図）」や「成績評価マトリックス」は、運用される段階にある。

学習成果を高めるには、各科目の適正な授業が不可欠であり、それにはシラバスの必要十分な記載とそれに基づく的確な指導方法・実践技術が求められる。シラバスについては科目担当者―教務―学科長のチェックにより、また日々の授業については授業改善アンケート、教員相互の授業参観等のFD活動を通じて改善が図られる。

学習成果は、本学で学んだ知識・技量等が、卒業後職業生活や社会生活に有効であることを確認することによって、本学各学科の役割意義―すなわち社会的通用性―を点検することができる。これも学習成果の査定手法として有効であり、この調査を今後実施する予定である。本学は各学科において既に卒後研修会を毎年開催している実績を有し、卒業生の動向をある程度把握、学習成果の有効性の評価を行っているが、卒業生全員を対象とすることで、新たな視点、示唆、課題を得られるものと見ている。

(b) 自己点検・評価に基づく改善計画を記述する。

この数年の自己点検・評価は、学科の目的⇒学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）・教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）⇒教育課程・各科目⇒カリキュラムマップ（履修系統図）・成績評価マトリックス作成に活動が集中してきた。その実施により、「成績評価マトリックス」・「カリキュラムマップ（履修系統図）」⇒各科目・教育課程⇒学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）・教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）⇒学科の目的、というように学習成果を点検・評価をカバーする新たなデータが揃うことになる。

卒業生へのアンケート調査は平成 21 年度に実施されているが、今後は定期的に調査を行う仕組み、担当部署等を明らかにしておくことが必要である。

【区分】

基準Ⅱ-A-1 学位授与の方針を明確に示している。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

本学は、平成 25 年度に建学の精神、各学科の目的に基づいて学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）と教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を策定した。既に作成されていたグラデュエーション・ポリシーを改訂して、改めて二つの方針として明示したものである。二つの方針は学生便覧及び各学科独自に作成しているガイドブックにも記載され、オリエンテーションや正課として開講されている初年次教育でも説明・指導を行っている。二つの方針は、短期大学設置基準に定める短期大学の目的、中央教育審議会答申等で提言される（短期）大学教育の質保証、すなわち短期大学教育の学習成果を踏まえて設定されている。学則第 29 条に卒業単位数の要件（教養科目 12 単位以上、専門教育科目 50 単位以上の計 62 単位以上）、短期大学士の学位（「生活学」、「食物栄養学」、「幼児教育学」）の授与等が規定されているが、本学では平成 24 年改訂「短期大学評価基準」（短期大学基準協会編）に沿って検討し、学則とは別途に学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を策定して内外に示すことにした。したがって、本学においては、学則に規定する卒業要件（教養科目 12 単位＋専門教育科目 50 単位以上）を満たすこと、かつ学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に基づく学習成果を獲

得したと認められることにより、各学科の短期大学士（「生活学」、「食物栄養学」、「幼児教育学」）の学位授与に至るものである。

＜総合生活学科＞

総合生活学科では、建学の精神・学科の目的を踏まえ、「地域社会が求める即戦力となる人材育成」をめざして、以下のように学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を定めている。

本学科では、「以下の素養・能力を身につけ、かつ所定の単位を修得した学生に、「短期大学士（生活学）」の学位を授与します。

- ・文化・社会や自然・生命に関する知識を広く修めるとともに、様々な思考様式や価値を理解し、知を高める主体的な態度・意欲が備わっている。
- ・生活と密接に関連した各分野に関する専門的知識を持ち、複数の観点から現代生活を理解している。
- ・生活技術や情報活用能力を身につけ、効果的に自らのアイデアを表現し、様々な人とコミュニケーションをとることが出来る。
- ・現代生活における様々な問題点に関心を持ち、異なる立場の人びととも協力しながら、行動する意欲を持っている。
- ・生活や社会の問題点を自ら発見・論理的に分析し、自らの価値観および倫理観に基づいて判断することが出来る。

この方針は、男女共同参画社会の推進、現代社会に生きる女性としての社会人基礎力の向上、地域社会を担う人材育成という社会的通用性・必要性に立つものである。

＜食物栄養学科＞

食物栄養学科では、実践力のある栄養士の養成を目標に、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を以下のとおり定めている。

本学科では、以下の素養・能力を身につけ、かつ所定の単位を修得した学生に、「短期大学士（食物栄養学）」の学位を授与します。

- ・文化・社会や自然・生命に関する知識を広く修めるとともに、さまざまな思考様式や価値を理解し、知を高める主体的な態度・意欲が備わっている。
- ・食物、栄養、健康に関する専門的知識を身につけ、複合的な視点から食と健康を理解している。
- ・食を通じて人々の健康の増進・疾病の予防に貢献するための実践的技術を身につけている。
- ・多様化する社会のニーズに柔軟に対応するための豊かな表現力とコミュニケーション能力を身につけている。
- ・食物、栄養、健康に関する諸問題に対してグローバルな視野から興味・関心を持ち、これらを主体的に解決しようとする意欲・態度を身につけている。

- ・多様化・高度化する食物、栄養、健康に関する問題点を発見・論理的に分析し、自らの価値観および倫理観に基づいて解決するための思考・判断能力を身につけている。

学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）は、栄養士法などの法令に基づき作成されており、社会的・国際的な通用性を有し、また必要に応じて点検が行われ、修正されるものである。

学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）は、学生便覧、学科作成のフレッシュャーズガイド（新入生入向けパンフレット）等に明記され、入学時オリエンテーションや1年前期「基礎セミナー」などで学生に説明している。

資格取得要件は「尚綱大学短期大学部における栄養士免許取得に関する規程」第3条に「栄養士免許を取得しようとする本学科の学生は、別表『履修科目表』に定めた栄養士免許取得のための最低修得単位を履修しなければならない」と規定されている。

<幼児教育学科>

本学科は、保育者（幼稚園教諭、保育士）養成を学科の目的に掲げており、それに基づく学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を次のように定めている。

本学科では、以下の素養・能力を身につけ、かつ所定の単位を修得した学生に、「短期大学士（幼児教育学）」の学位を授与します。

- ・文化・社会や自然・生命に関する知識を広く修めるとともに、さまざまな思考様式や価値を理解し、知を高める主体的な態度・意欲が備わっている。
- ・保育・教育に関する基本的な理解ができている。
- ・子どもの権利、福祉についての識見、問題意識が備わっている。
- ・子どもの成長、発達、健康についての総合的な理解ができている。
- ・子どもの生活、遊びを育む保育の技能、内容を身につけている。
- ・子どもの心や個性を大切にする。
- ・保育の世界、地域社会に関わる態度意欲が備わっている。

学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）は、本学科が独自に作成したフレッシュャーズガイド「幼教のススメ」や学生便覧等に明示され、入学時オリエンテーションや1年前期「フレッシュャーズセミナー」（正課）でも説明されている。また学科の目的、法令等の改正、保育者養成の動向、学生の学習状況等をふまえた検討も定期的に行っている。

幼稚園教諭免許状、保育士資格の取得は、本学科の目的そのものであり、その取得要件は、学則外の規程として学生便覧に記載されている。資格取得や学生への指導は学期初めに実施するとともに、必要に応じて個別指導を行っている。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

学習成果を焦点とする学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実

施の方針（カリキュラム・ポリシー）は、短期大学部自己点検・評価実施部会及び総合教育センター運営委員会の議を経て平成 25 年度に策定されたが、それを定期的に点検する仕組み、各学科を起点として行われる点検・評価の経路は明らかではない。教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）も含めて、各学科と本学全体の点検・評価の体制を明らかにする必要がある。

その際、短期大学基準協会による「短期大学評価基準」では、「学位授与の方針を学則に規定する」等の表現が見られるが、学則の意義・本質を見通した検討が必要であろう。

＜総合生活学科＞

学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）は、「学生便覧」や公式ホームページに記載され明示されているが、学生へ直接的な説明は、各学期初めのオリエンテーションにおいて行われるが、説明を充実させる検討をしている。

＜食物栄養学科＞

法令等の改正や社会の要請を受け止め、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を時代に合わせて見直し、成績評価マトリックスの活用方法について検討を深めたい。学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を学則に規定するかどうかについては、改めて検討する必要がある。

＜幼児教育学科＞

本学科の教育課程は、幼稚園教諭および保育士の養成が核となっているので、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）もこれを受けたものとなる。したがって、文部科学省や厚生労働省の政策・指導方針を見極めつつ、学生の学習成果、保育現場の要請・期待等を踏まえた方針の検討を定期的に行っている。

基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針を明確に示している。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）は、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）とともに、平成 25 年度に短期大学部自己点検・評価実施部会と総合教育センター運営委員会において策定されている。それは学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を教育課程として具体的な教育活動へ展開する方針—学習成果を獲得する教育計画の指針—として機能するものである。各学科が策定する学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）・教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）には、本学が共有する教養教育に関する方針が含まれている。二つの方針は内外に公表されている。

教育課程は、選択科目も含めて多数の科目が配置されており、学生の履修方針、あるいは個々の科目が教育課程あるいは学科の目的とどのような関係にあるかを理解し、また各種の資格・免許等とのつながりを把握できるように、「カリキュラムマップ（履修系統図）」としても示されている。教育課程は、学習の内容・方法と階梯が本来明ら

かにされて編成されるものであるが、これまで教育課程の系統化、構造化は十分には検討されず、したがって、「カリキュラムマップ」も作成されてこなかったことをふまえて、改めて作成したものである。

平成 22 年 9 月開催の総合教育センター運営委員会で承認された「厳格な成績評価の方針について」は、平成 23 年度から適用となり、同時に GPA 制度も導入されている。前者は例えば成績評価の確定後の一定期間、学生による成績評価への異議申し立てを行うことができるように作成されたものである。厳格な成績評価は、本学が掲げる各学科の目的、教育目的・目標と一体の関係にあり、また社会的通用性の観点からも、成績評価の厳格・適正な運用に努めるものである。

シラバスの意義・役割は大きいものがある。総合教育センター運営委員会による検討の結果、現在のシラバスには、「授業概要」、「キーワード」、「到達目標」、「受講生に望むこと」、「評価方法」、授業計画「オフィスアワー」等々の項目が記載されている。しかし、これらの記載事項に加えて、学習者の観点から作成すること、適正な予習・復習の学習時間を確保するために事前・事後の学習を明確かつ具体的に記すこと、到達目標をより具体的に表記すること、等々を新たに付加する必要がある。いわば学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）と科目、獲得される学習成果の関係をより明らかにし、教育・学習の関係性を明らかにするシラバスが課題としてある。また授業担当者の理解を深めるために、教務課、各学科の教務委員、学科長の連携で改善、修正を求めるシステムも確立する課題がある。

教育課程における教員配置については、授業科目と担当教員の専門分野との適合性、カリキュラム上の科目の重要性に応じた専任教員の配置などを十分に考慮して各学科が作成した「授業計画（案）」（次年度の開設予定科目及び授業担当予定者が記載された一覧表）を短期大学部教務委員会で慎重に検討し、教授会の承認を得ている。

各学科には教務委員会構成員を中心とする学科の教務委員会が設けられ、学科の目的、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、法令改正への対応、学生の学習状況を視野に入れながら、教育課程及びその他の教育活動の検討を行っている。各学科で検討された教育課程等の事案は、全学教務委員会で審議され、最終的には教授会で決定されるようにしている。25 年度も、教育課程の改正が行われている。

＜総合生活学科＞

総合生活学科の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）は以下のとおりである。

総合生活学科では、地域社会が求める即戦力となる人材育成のために、以下のような方針に基づいてカリキュラム（教育課程）編成します。

- ・ 広い視野を持ち、人間性を豊かにするために教養科目を設置します。
- ・ 生活の基礎を総合的に学び、将来の進路に必要な専門性を高めるために、専門科目を設置します。
- ・ 社会人基礎力を体系的に身につけるためにキャリア科目を設置します。

- ・ビジネス社会に必要な実践的実務能力を身につけるため、オフィスワークやビジネス、情報に関する知識・技術を学ぶ「情報・ビジネス」フィールド科目を設置します。
- ・福祉現場等で必要な課題解決能力を身につけるため、社会福祉全般に関する基礎知識や援助技術、健康に関する専門知識・技術を学ぶ「福祉ウェルネス」フィールド科目を設置します。
- ・アパレル・ファッション、インテリア業界で求められる創造的思考力を身につけるため、快適な衣環境・住空間のデザインに必要な専門知識・技術を学ぶ「生活デザイン」フィールド科目を設置します。

＜食物栄養学科＞

食物栄養学科は、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を以下の通り定めている。

食物栄養学科では、栄養士養成課程としての基礎理論と専門分野の実験・実習を学ぶことにより、幅広い知識・技術・能力を身につけた実践力のある人材を養成するため、以下の方針に基づいてカリキュラムを編成します。

- ・食品、調理素材の特性や地域性を生かした献立作成能力と調理技術を身につけた人材を育成します。
- ・疾病の予防と治療のための食事療法を実践できる人材を育成します。
- ・成長期の子どもから高齢者までのライフステージ別の特徴に応じた栄養管理について学びます。
- ・大量調理における衛生管理や対象者の嗜好を配慮した給食の運営について学びます。
- ・健康づくりの担い手として、思いやりと責任感を持った人材を育成します。

学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）と教育課程の対応に関しては、「カリキュラムマップ（履修系統図）」と「成績評価マトリックス」を作成し、その関連を確認している。本学科では教育目的を達成するために、以下の項目を学習成果と示している。

- ・本学科のカリキュラムに基づき、卒業認定（短期大学士）に必要な単位を修得する。
- ・栄養士として必要とされる専門的知識・技術を身につけ、資格を取得する。
- ・多様化する社会のニーズに柔軟に対応するための豊かな表現力とコミュニケーション能力を身につける。
- ・食物、栄養、健康に関する諸問題に関心を持ち、正確な情報に基づいて思考・判断できる能力を身につける。

本学科の教育課程は、栄養士免許取得に関わる法令に従い、専門科目の6分野「社会生活と環境」「人体構造と機能」「食品と衛生」「栄養と健康」「栄養の指導」「給食の運営」から栄養士に必要な専門的知識及び技術を、教養科目から短期大学士としての幅広い素養と思考力を身につけられるよう編成している。これは「カリキュラムマップ（履修系統図）」としても示している。

各科目の成績評価から「成績評価マトリックス」を作成している。各科目の到達目標と学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）との関連を確認した上で学習の成果・達成度を評価し、短期大学士・栄養士としての（学習の成果あるいは大学）教育の質を保証するものである。各科目の成績評価基準はシラバスに明示され、厳格かつ一貫した成績評価が各授業担当者へ周知徹底されており、評価内容について学生より質問や疑問がある場合は、面談等に対応する仕組みも作られている。

学科の専任教員は、短期大学設置基準、栄養士法、同法施行令並びに同法施行規則に規定する「養成施設の指定の基準」を適正に満たしている。教員の資格・業績は公募及び採用時に確認し、その科目を担当すると認められる業績、経歴等も選考基準の一つとなる。教育課程の見直しは関係法令並びにコアカリキュラムの改正時に必ず実施しており、その他必要に応じて検討している。

＜幼児教育学科＞

本学科は、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を以下のように策定している。

幼児教育学科は、幼稚園教諭 2 種免許状および保育士資格の養成課程を含む乳幼児の保育教育に関する専門的な知識・技能を身につけ、家庭や保育現場において子どもの将来の幸福を前提としたよりよい実践が可能な人材を育成するため、以下の方針に基づいてカリキュラムを編成します。

- ・保育・教育に関する基本的な理解を深めるため、原理・内容・方法における専門的な知識やこれからの保育教育がどのようにあるべきかを学びます。
- ・子どもの権利、福祉についての見識、問題意識を備えるため、子どもの社会福祉、家庭福祉の専門的な理解を深め、社会的な養護や相談援助・支援のあり方を学びます。
- ・子どもの成長、発達健康について総合的な理解を深めるため、心理発達・臨床、乳児の保育、子どもの食と栄養、言葉の発達などを学びます。
- ・子どもの生活、遊びを育む保育の技能、内容として、音楽や造形の表現、健康・遊び・体育、保育教育の実践、子育て支援などを身につけます。
- ・子どもの心や個性を大切にするため、障害児の保育や子どもを取り巻く環境、子どもの理解という内容を学び、子どもへの関わり方を追究します。
- ・保育の世界、地域社会に関わる態度や意欲を育てるため、幼稚園、保育所、施設における 10 週間の実習やそのあり方を学びます。
- ・文化・社会や自然・生命に関する知識を広く修めるとともに、さまざまな思考様式や価値を理解し、知を高める主体的な態度・意欲が備わるよう、法律、人権、心理学、体育、情報、語学など現在の社会生活に必要な幅広い教養を学ぶとともに、すべてのカリキュラムを学ぶ中で真摯な態度・取組が身につくようにします。

これに基づいて学生の学習成果の指標が設けられ、「カリキュラムマップ（履修系統

図)」及び「成績評価マトリックス」を作成し、学生に学習成果の情報を提供している。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

平成 24 年から取り組んだ学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に基づく学習成果の査定手法については、順調に成案を得ている。

学習成果と関連して、多様化が進む学生の現状を踏まえ、基礎的学力の補充が必要な学生、就学意欲の継続に課題を抱える学生、さらには進度の早い学生への対応という懸案事項について、具体的な対応が迫られている。教務委員会、各学科で検討が行われているが、引き続き、学習成果の向上に向けての個別・具体的な指導の方針や仕組みを検討する必要がある。

<総合生活学科>

学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に基づく教育課程は、最終的に学習の成果として結実する。現状ではその成果が十分とはいえない状況にある。学生の学習意欲、成果の実感が得られる指導方法の工夫・改善に取り組みたい。

<食物栄養学科>

教育課程として実施される科目、内容については見直しが必要と考え、現在検討している。

<幼児教育学科>

各科目の成績評価も兼ねる「履修カルテ」には、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を掲げ、また「フレッシュヤーズセミナー」、「幼教のススメ」にも同上の記載・説明をしており、学生への周知は十分と思われる。

学生の学習成果への関心・認識を高め、個々の担当者が科目の教育課程上の役割、学習成果の向上への関心を共有することに努めたい。非常勤教員との交流はその一環となる。

基準Ⅱ-A-3 入学者受け入れの方針を明確に示している。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）は、平成 21 年度に定められたが、各学科での検討あるいは教育課程の変更や改正、さらには新たな「短期大学評価基準」、中央教育審議会答申にある（短期）大学教育の質保証の観点等から、平成 25 年度に修正され、平成 26 年度入学生から適用される。これは学生募集要項やホームページに明示されるほか、本学主催の入試説明会、各種進学相談会、高校訪問の機会等を通じて、また体験入学や本学への個別的な訪問に対しても説明を行っている。

入学予定者には各学科単位で入学前セミナーを開催し、本学の建学の精神に基づく

3つの方針、各学科の教育課程や大学での学習の心構えの説明を行うことにしている。

本学の入学者選抜は、学科によって多少の違いがあるが、平成 26 年度入学者選抜の内容以下の通りである。学生募集要項には詳しく明記している

- ・総合生活学科…AO入試（第1回、第2回）、推薦入試（指定校推薦、一般推薦）、一般入試（第1回、第2回）、大学入試センター試験利用入試（第1回、第2回）、社会人入試、外国人留学生入試
- ・食物栄養学科…推薦入試（指定校推薦、一般推薦）、一般入試（第1回、第2回）、大学入試センター試験利用入試（第1回、第2回）、社会人入試、外国人留学生入試
- ・幼児教育学科…食物栄養学科に同じ

＜総合生活学科＞

入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）は、先述の学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）において求められる学習成果との対応で、本学科の入学に際して身につけておくべき能力及び本学科の求める学生像について定めている。具体的には、以下のとおりである。

総合生活学科では、「自立して自分らしく生きる」をキーワードに、現代社会に生きる女性としての社会人基礎力、より具体的には“前に踏み出す力”、“考え抜く力”、“チームで働く力”を身につけ、特に情報ビジネス業界、福祉ウェルネス業界、ファッション・インテリア業界などで活躍したい学生を求めています。

具体的には次のような人を求めています。

- ・広く社会で活躍する能力を身に付けるため情報処理技術などを基本から学び、ビジネスやオフィスワークの知識を学びたい人
- ・子どもから障がい者・高齢者までの福祉や健康分野に関心があり、実践力と問題解決力を身につけ、積極的に地域に貢献したい人
- ・アパレルやインテリアに関心があり、生活に根差した美しいデザインの知識・手法を修得し、社会で活躍したいと考えている人

本学科に入学を希望する人は、社会人基礎力を実践的に学ぶために、高等学校等において基礎学力を有していることを望みます。

＜食物栄養学科＞

入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）は、ホームページ、キャンパスガイド、学生募集要項に明記している。「食物と栄養と健康」をキーワードに、食の専門家としての栄養士の資格を取得する教育課程を編成し、実践力のある栄養士とし

て活躍するための高い知識と技術を身につけ、健康を食の面から支え社会に役立ちたいと思う学生を求めている。また、高等学校等において、生物、化学などの基礎を修得し、コミュニケーションの能力を高める国語や英語の基礎学力を身につけておくことを求めている。

さらに、オープンキャンパスでは、入試説明や模擬授業などを通して入学希望者と在学生、教職員との交流等により、受け入れ方針の周知に努めている。入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）は以下の通りである。

食物栄養学科では、「食物と栄養と健康」をキーワードに食の専門家である栄養士の資格を取得するためのカリキュラムを編成しています。実践力のある栄養士として活躍するための高い知識と技術を身につけ、健康を食の面から支え社会に役立ちたいと思う学生を求めています。

具体的には次のような人を求めています。

- ・人の健康づくりに関心があり、基本から体系的に学びたいと思う人
- ・次世代を担う成長期の子どもを対象に食育の推進に貢献したい人
- ・疾病の予防と治療のための食事療法について学び、社会で生かし活躍したいと考えている人
- ・高齢者をはじめとする福祉の分野で食を通して生活の質の向上を支援したい人
- ・食物・栄養・健康に関する幅広い知識と技術を家庭や地域社会の健康管理に役立てたいと思う人

本学科に入学を希望する人は、高等学校等において、生物、化学などの基礎を習得し、コミュニケーション能力を高める国語や英語の基礎学力を身につけておくことを望みます。

<幼児教育学科>

本学科は、保育者養成が学科の目的であることを学則に明記しており、入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）も、保育者を目ざす人を対象に作成しており、ホームページ、キャンパスガイド、学生募集要項等に明示している。内容は以下の通りである。

幼児教育学科は、子どものかたわらに寄り添い、子どもの成長、発達を豊かにはぐくむ確かな理論と実践力を身につけた保育者の育成をめざします。そのため子どもの世界に関心と意欲をもって取り組む学生を求めています。

具体的には、次のような人を求めています。

- ・子どもが好きな人、子どもの心、生活、遊びに関心をもつ人
- ・将来保育の現場に立ち、地域・社会に貢献したいと考える人
- ・子どもの権利、福祉に関心をもつ人
- ・自己表現力を養うとともに、人（子ども・保護者）とのコミュニケーション能力を磨きたいと考える人

本学科に入学を希望する人は、高等学校等において国語を中心とし表現力やコミュニケーション力等の言語活動に習熟し、集团的活動、社会的体験について可能な限り身につけておくことを望みます。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）は、学科の目的、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、または学習成果を反映したものとなっている。現状でその修正を求める声は認められない。しかしながら一部の学生ではあるが、入学志願時において進路についての自覚的な「選択・決定」を経ないまま、本学を受験している実態も認められる。それは今日的な学生の様態の一つでもあるが、キャンパスガイド、学生募集要項、高校の先生方と交流する機会（入試説明会や高校訪問）、オープンキャンパス、入試相談会等々の機会を通して周知に努めるとともに、また入学後においても個々の学生に応じた進路の選択、学科の学習について適切に指導・対応が必要となっている。結果として退学を選択するケースもあるが、学生や本学にとっても不本意な退学や除籍をできる限り少なくすることは課題である。

<総合生活学科>

入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）の周知方法について引き続き検討する。

<食物栄養学科>

入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）は明示しているが、多様な学力の学生が入学している現状があり、学科が求める学生の学力と実態との間に少なからず差が生じているケースがあり、その差を縮めるための取り組みが課題と認識している。

<幼児教育学科>

入学者のほぼ全員が幼稚園教諭、保育士の資格取得を希望している。しかしながら、学外の実習での記録等の提出やコミュニケーション、学習意欲の欠如を指摘されるケースは増加している。したがって、入学者受け入れ方針とともに、保育の仕事について適切な理解への取り組みが課題である。

基準Ⅱ-A-4 学習成果の査定（アセスメント）は明確である。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

学習成果とは、第一義的には、教育課程によって修得が想定される知識・技量及びその到達度の総体と解される。したがって、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）・教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に基づく教育課程は、講義、演習、実習（実技）等の授業形態でもって各科目として実施され、所定の授業回数及びその他の学習を経て、試験やレポート、作品、実技によって評価判定される各科目

の成績が学習成果となる。本学での成績評価としては、従来の秀・優・良・可・不可の5段階の成績評価に加え、GPA制度が採用されている。

そのためには各科目が、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に基づいているかがチェックされ、各科目の成績評価が、学則等の諸規程や平成22年9月開催の総合教育センター運営委員会で承認された「厳格な成績評価の方針について」の方針に従って運用されることが必要となる。本学ではシラバスについては、これまで記載事項の網羅を中心に点検を進め、各科目の学習内容の適正な運営実施に努めている。

各科目の適正な運営実施については、授業改善アンケート、教員相互の授業参観などのFD活動を通して、授業改善の取り組みを通して、教職員及び学生の意識向上を全学的に展開している。

各科目の学習成果は、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）との関係からも査定される必要がある。短期大学部自己点検評価・実施部会は、各科目—教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）—学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）の関連構造（教育課程の構造化）を明らかにするために、「カリキュラムマップ（履修系統図）」「成績評価マトリックス」を作成している。

本学の教育が社会的通用性を有することは、建学の精神及び学科の目的に関わる基幹的事項である。各学科が掲げる人材育成の方針が、社会的にも有用となっているかは、先ず就職状況から大卒の評価ができるが、経済情勢による雇用状況もあり、就職状況だけでは不十分であろう。したがって、卒業生へのアンケート、就職先へのアンケートを実施して、本学教育の質や学習成果を確認することも有効と思われる。また本学で毎年開催されている就職懇談会は、県内の主な就職先を招いて開かれるものであるが、人事担当者から本学卒業生の状況報告をしてもらい、本学の教育や指導の在り方を検討する機会ともなっている。これも一種の外部評価となっている。これまで叱責に近い言葉から、本学への賛辞・助言まで多くの意見・評価を得ている。

＜総合生活学科＞

本学科の学習成果に関しては、学則第4条第1項に定めるところの学科の教育目的に基づき、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）において、社会人基礎力を身につけるための「知識・理解（教養）」、「知識・理解（専門）」、「汎用性技能」、「態度・志向性」、「統合的な学習経験と創造的思考力」の5つに示している。学習成果の測定については、従来の秀・優・良・可・不可の5段階の成績評価に加え、GPAを活用しているほか、「カリキュラムマップ（履修系統図）」や「成績評価マトリックス」などを用いて、学習のプロセスと成果の測定ができるように工夫している。学習成果の査定については、学期ごとのオリエンテーションでゼミ担当教員が学生に手渡し・個別面談を行い、学生自身が自己の学習達成度が明確に把握できるようにしている。

＜食物栄養学科＞

学習成果は、栄養士法等に基づいて構成されている「社会生活と環境」・「人体構造

と機能」・「食品と衛生」・「栄養と健康」・「栄養の指導」・「給食の運営」の専門教育科目6分野と教養科目を通じて、栄養士に必要な専門的知識及び技術を修得できるよう編成されている教育課程となっているために具体性がある。学習成果は在学期間に学習できるよう配置されており、達成可能である。また学習成果は、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、栄養士免許に関わる法令に基づくものであり、社会的通用性があり、実際的な価値を有するものである。

学習成果は、通常成績評価に加え、学科独自に作成した「カリキュラムマップ（履修系統図）」や「成績評価マトリックス」などで明解に示されるため、各科目の到達目標や学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）との関連や達成度が明確に把握できるように工夫してある。

＜幼児教育学科＞

本学科は、保育者養成という目的に向けて、保育者として必要とされる資質・諸能力を学習成果として査定し、また教職課程（幼稚園教諭二種免許状）に求められている「履修カルテ」と一体化させて学習成果の測定ができるようにしている。したがって、以下の項目による学習成果の測定を行い、学生に確認させるようにしている。

- ①学科の目的・目標達成度
- ②7つのディプロマ・ポリシーの達成度
- ③7つのディプロマ・ポリシーに基づく学習成果の指標による達成度
- ④保育者としての個性・特長の評価
- ⑤幼稚園免許必修科目の評価
- ⑥保育士資格必修科目の評価
- ⑦学習態度の評価

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

学習成果の査定については、三学科の協議、各学科会議での検討を経て確定している。試行的実施においては、学習成果の測定値への学生の率直な反応、教職員の理解も得られているが、学習成果の査定の手法による作業量、迅速性に課題があり、その解決を模索している。

また卒業生に対する調査は、その仕組み、実施方法を検討している。

＜総合生活学科＞

学習成果や学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）について理解が十分でない現状がある。学生に学習成果についての理解、学習成果についての課題や到達度を把握させるなど、学習成果の獲得への指導が課題となる。

＜食物栄養学科＞

学習成果は学科で作成した「成績評価マトリックス」などにより達成度が把握できるようになっているが、それを個々の学生が十分理解できているか否かの確認は行わ

れていないため、今後検討を要すると思われる。

＜幼児教育学科＞

学習成果の査定は、手作りのプログラムによっている。これを有効化するには、本学の教務システムの強化、充実を図り、学習成果の査定を自動化させるとともに、将来ポートフォリオシステムの導入を通して学生が Web 上で学習成果を確認できるようにすることを考えている。

基準Ⅱ-A-5 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

卒業後評価は、本学が目ざしている学習成果の査定手法の一つに位置付けられている。本学はこれまで同窓会とのつながりも深く、毎年開催される同窓会に教職員（旧教職員も含めて）が多数出席するなど、交流の機会をもっている。これも一つの卒業後評価となるものである。

平成 17 年度から始まった第三者評価機構の審査基準に、卒業生調査が加えられた関係で、本学は平成 20 年度に卒業生に関するアンケート調査を行っている。その調査では卒業生から厳しい評価も受けたこともあり、各学科は卒業生の意識調査に関して独自に調査を行い、その把握に努めている。

平成 25 年度は学園創立 125 年ということもあり、それを記念してホームカミングデイが初めて企画・実施され、卒業生には本学への思いを確認する機会となっている。

また本学の各学科では、以下に記述のとおり、卒業生を主な対象に「卒後研修会」を継続して実施している。多くの卒業生が訪れ、教職員と交流している。

＜総合生活学科＞

総合生活学科では、卒業生の 9 割が就職している。その状況は、産業別では「卸売業・小売業」「医療・福祉」「教育・学習支援」「宿泊業・飲食サービス業」「生活関連サービス業」などで、職種別では「事務職」「営業・販売業」「介護職」「サービス職業従事者」などとなっている。

毎年、就職懇談会を実施して、企業・事業所の人事担当者と教員の懇談を通して、卒業生に対する評価聴取の機会を得ている。得られた情報は教員間で情報を共有し、教育内容の改善に役立てている。

介護職場には、福祉担当教員が定期的に訪問して、卒業生に対する評価を聴取している。また、尚綱大学に編入学した者については、当該学科と定期的に懇談し、編入後の学修や進路状況などについて聴取している。聴取した結果については、学習成果の点検に活用するために、学科会議や就職支援委員会に報告を行い、その情報を入学前教育や授業改善に反映している。

他大学への編入学や専門学校への進学者への聴取はできていない。

＜食物栄養学科＞

食物栄養学科では、以下の方法によって学生の卒業後を把握し、在学生の指導に役

立てている。

- ・春季及び夏季キャリアガイダンスでの OG 職場説明会
- ・就職懇談会での情報交換
- ・就職指導における医療・福祉・保育園からの専門職ガイダンス講師には、本学科学
生の主な就職先である事業所に勤務する OG
- ・校外実習先からの評価
- ・校外実習先の担当者との面談
- ・夏期研修会やホームカミングデイ

以上のような機会を通して、卒業生と学科のコミュニケーションが行われ、卒業後についての評価を行っている。

<幼児教育学科>

本学科は、卒業する学生の大半（90%以上）が就職する保育現場と連携を密にしている。年4回の学外実習による教員の訪問指導を「卒業後評価」の機会として利用している。8年前から卒業生の動向調査を行い、現時点で保育現場についての卒業生の動向（離職、転職等々）をほぼ把握している。その訪問調査は年間400ヶ所ほどに及び、卒業生の現状・動向はデータとして確保、毎年更新している。またこの30年継続して卒後研修会（サマーセミナー）を実施し、卒業生への講習及び教職員の交流を不断に行っている。

加えて以下の行事等において、保育現場から講師の招聘、現場との懇談会を通じて卒業生への評価を確認している。

- ・学外実習における訪問指導の機会（150名の学生が年間4回実習を行う）
- ・大学と共同で実施する就職懇談会
- ・学科における就職懇談会（幼稚園及び保育園で2回実施）
- ・キャリアガイダンス（カウンセリング）
- ・実習連絡協議会（幼稚園、保育所、施設の3回）
- ・保育現場から招聘する非常勤講師、特別講師
- ・非常勤教員と専任教員との懇談会
- ・公開シンポジウム（卒業生を含む保育者のための研修会）—尚綱子育て研究センター主催行事）

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

卒業生の調査は、本学を卒業した学生全員を対象として行われ、本学の教育が卒業後の職業生活、社会生活に有効性をもっているかを調査するためのものである。本学では従来から卒業生と教職員の交流は比較的盛んであり、11月下旬に開催される学園祭には多くの卒業生が参加し、各学科で毎年実施する卒後研修会にも多くの卒業生が参加するなど、一定の社会的通用性を有すると認識しているが、卒業生全体を対象とする調査による見えない卒業生の評価を受けることは、前回の調査で明らかになった

ように、改革・改善の入り口になるものと考えている。次の調査を模索したい。

＜総合生活学科＞

卒業後の実態や本学での学習成果等を把握するために、卒業生の追跡調査を実施する計画を進めている。卒業生の就職先の調査を行い、本学（科）への意見・要望などを受けて、より有効な教育課程及び学習成果の向上に資したい。

＜食物栄養学科＞

校外実習先からの卒業後評価は大きな意味をもつが、実習先が就職先とは限らない。就職先との情報交換のために就職懇談会が開催されているが、就職懇談会へ参加する事業所は数が限られている。多くの就職先から卒業後評価の情報を得る必要がある。

＜幼児教育学科＞

学生の学外実習（年4回）に伴う保育現場の指導訪問により、卒業生の評価はある程度把握できるが、そのために行うものではないため、卒業生評価としては不十分である。

本学科の卒業生の動向調査は平成20年度から行っており、現在県下の保育施設に勤務する本学卒業生の動静はほぼ把握している。県下の保育者の約3割（約1500名）が本学卒業生で占められていると推定している。

[テーマ]

基準Ⅱ-B 学生支援

(a) テーマ全体の自己点検・評価の要約を記述する。

建学の精神及び学科の目的に基づいて学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）は策定され、本学の教育課程はこの二つの方針を達成するために編成されている。したがって、教育課程を通して想定されている学習成果を実現するために、本学は学生への学習、生活、進路等を組織的・計画的に支援するものである。

学習支援は、学習成果を助成する直接的な支援であり、本学では、入学時及び各学期開始時のオリエンテーションを通じ履修に係る指導を丁寧に行っている。特に履修科目選択幅が大きい総合生活学科では重要である。また各科目の学習が有効・適正に進むように、各学科では2年間の学生生活を見通した学習の指導—ノート作成、レポート作成方法、定期試験等々への助言を盛り込んだガイドブックを独自に・また手作りで編纂・配布をしている。さらに1年次前期にはこれからの指導を具体的に行う「科目」を開講し、学習成果の向上をめざす指導体制の充実に努めている。

各科目の学習成果を高めるためにシラバスの作成改善にも取り組んでいる。シラバスは、各科目の目標、内容、方法等を記載した授業計画書であるが、必要事項の記載チェックに加えて、学習者の学習の観点から記されているか等を明示するよう求めている。

学習支援は、学期末の成績評価が、単なる各科目の成績評価一覧として示されるだ

けではなく、各学科が定めている学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）との関連からも評価判定されることによって、学生には次の学習の課題が明確に把握できるようになっている。「成績評価マトリックス」は、該当学期の学習成果を振り返り、次学期以降の学習成果向上の指針として学習支援の役を担うものとなる。

学習支援は、基礎学力が不足している学生、学習成果が十分獲得できない学生、逆に進度の速い学生への支援を含めて、取り組まれる必要がある。本学は既に英語教育の一部を習熟度別クラス編成にしていたが、それ以外はクラス担任や科目担任による個別の指導・対応が主となっている。このような学習支援は、教務委員会、学科会議等を通じて恒常的に検討される課題としてある。

生活支援は、学生の学習生活が順調・有効に進捗するために、学生生活を支援するものである。本学の場合は、学生支援委員会—学生支援部会（キャンパス単位に配置）—各学科及び学生支援課、の体制で行われている。この組織は併設の大学と連携して行われている。学生支援委員会は大学、短期大学部を通じての学生生活支援に関する方針や課題への対応を総括し、キャンパスごとに置かれている学生支援部会（各学科の専任教員と学生支援課事務職員で構成）が、具体的な支援を展開している。平成 25 年度には、年間を通して行われる学生（会）による諸行事（新入生歓迎会、尚綱祭、スポーツ大会、予餞会等々）への支援、「学生生活実態調査」・「学生疲労蓄積度調査」など学生生活の実態把握と課題の調査、家計急変による経済困難を抱える学生の授業料免除、学生寮の寮費免除などの奨学金関係、学生の健康やキャンパスのアメニティに関すること、また楡木キャンパスでは、冬場には不審者対策として最寄駅まで送迎サービスを行っている。また養護教諭を各キャンパスに常置し、また週 1 回臨床心理士によるカウンセリングが受けられるようにメンタルヘルス・ケアの体制も整えている。クラス担任制や、各専任教員のオフィスアワーを明示して、学生を支援する仕組みは重層的に整えられている。

学生支援の基本は、学科における学生支援であろう。その支援の中心になっているのがクラス担任である。学期開始時に行われるオリエンテーション、進路（就職）支援の中心にあるのもクラス担任であり、学生の欠席状況、学習成果が十分でない学生、人間関係に悩む学生等々の指導の中心には必ずクラス担任がいる。クラス担任制は本学開設以来継続している。更にゼミ等による少人数の指導体制も大いに機能している。

進路支援は、就職状況、大学への編入学などとして学習成果に密接に関連する。この支援は、併設の大学と共同の就職支援委員会—短期大学部就職部会—各学科及び就職課、の実施体で行われている。就職支援委員会の業務は、「就職のてびき」の発行、年 2 回開催のキャリアガイダンス、地元の有力企業・事業所の人事担当者を招いて行われる「就職懇談会」の実施等々、包括的・全学的事項を担い、短期大学部就職部会（各学科の就職担当教員と就職課事務職員で構成）が、各学科の進路支援計画、方針、課題等の実質業務を担っている。本学は学科特性の違い、二つのキャンパスという事情があり、実際には学科単位の就職支援体制—つまり「栄養士」、「保育者」のような切り口から見れば—がより重要な側面もある。当然ながら各キャンパスには就職課が置かれ、学生の個別相談・指導に対応する資料や機器類が整備されている。

学生の進路（就職）状況は、学習成果を測る指標であり、本学の建学の精神及び各学科の目的が社会的な通用性を測る指標ともなる。各学科は、学生が希望する職場に相応しい学習成果を獲得すること、社会的職業的自立を助け、自己意思による進路決定を促すように、授業、就職指導、教職員（クラス担任を含む）との個別面談等々を通じて、成果が上がるように努めている。

(b) 自己点検・評価に基づく改善計画を記述する。

学生支援に係る業務は、年間計画を通して行われ、その点検・評価は PDCA サイクルに基づいて行われている。

先ず学習支援については、基礎学力が不足している学生、あるいは進度の早い学生への対応が、現段階では個別対応にとどまり、学科あるいは全体として組織的・計画的に行うことを検討する段階にある。

生活支援については、家計困難に起因する過重なアルバイトが学習生活を損ねるケースもある。学習を継続できる生活支援、学習支援について全学的検討を深める必要がある。

[区分]

基準Ⅱ-B-1 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

本学は、各学科の学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。

本学は教育課程を適正に編成・実施し、各科目の成績評価は、学則等の諸規程、平成 22 年 9 月開催の総合教育センター運営委員会で承認された「厳格な成績評価の方針について」、シラバスに記載された成績評価基準、(短期) 大学教育の質保証の観点から厳正に行われている。本学教員は非常勤教員を含めて担当する科目について、学習の成果に関する科目の意義を十分に理解している。

各科目における学習成果の向上に向けて、各学期末に授業改善アンケートを実施、その結果を個々の教員に告知するとともに、改善報告書の提出を義務付け、個々の科目、学科全体あるいは短期大学部全体で、評価結果を分析しながら授業改善に努めている。評価結果についてはその概要を学生に公開している。授業改善アンケート以外にも FD 推進活動として全教員の参加による教員相互の授業参観を毎年 6 月頃 1~2 週間かけて実施し、参観した授業については、報告書の提出を義務づけ、授業改善への教員の意識向上を図っている。

学習成果を高めるために、「カリキュラムマップ（履修系統図）」を作成し、個々の科目の位置・役割を明らかにして、学生と教員の学習過程の共有化を進めている。そのためには非常勤教員との連携・協力も重要であり、その連携計画も視野に入れている。

本学の教員は、短期大学及び各学科の目的、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）について理解を共有している。教員は学生の履修、卒業についての指導を適切に行うことができ、また非常勤教員とも協力しながら、学習意欲が十分でない学生、支援が必要と見られる学生についての特別な指導を学科ごとに整えている。

本学の事務職員は、各学科の掲げる学習成果に精通し、その獲得に向けての側面的支援の責任を果たすことができる。事務職員は教務課、学生支援課、就職課、図書館等において学習成果の獲得について大きな役割を担っていることを自覚し、履修、学生生活に関する指導、学科教員との連携、非常勤講師等々の連絡などを通じて、本学の建学の精神、各学科の目的等の実現、学習成果の獲得へ向けて適切に支援し、また貢献している。また、授業の円滑な推進のため、教材・資料の準備等の支援や非常勤講師との連携にも重要な役割を担っているほか、種々の手続きを行う窓口において学生へのアドバイスも適切に行っている。

また、実習助手を含む女性事務職員の多くが本学の卒業生であり、本学の目ざしている学習成果の獲得や、教員への橋渡しなどで大きな役割を果たしている。特に学生との年齢が近いことから、様々な学生の課題や悩みの相談を受ける機会が多く、先輩として助言を行い、必要に応じて関係学科の教員に報告するなどして、本学の教育・学習成果の獲得に大きく寄与している。

本学には SD に関する規程は整備されていないが、各種の団体が主催する研修会に計画的に参加して、SD 活動に取り組んでいるほか、学生と直接かかわるスタッフとして学習成果の獲得を支援する能力を有している。毎年事務職員間での人事配置の等が行われ、業務の継続やキャンパスでの具体的な課題や方法について適切に理解している。

本学図書館は九品寺キャンパスに本館（館長 1 名、館長補佐 1 名、司書 2 名、事務職員 1 名）、楡木キャンパスに分館（分館長 1 名、司書 3 名）をそれぞれ設置し（平成 26 年 5 月 1 日現在）、学生への学習支援を行っている。年度当初には新入生に対するオリエンテーションを行っているほか、年間を通じて学生教職員の質問や相談に応じており、個人やグループでの学習支援にも随時対応している。各館には個人及びグループで利用できる閲覧席のほか、個人で利用できるパソコンを設置しており、学生はレポートの作成等に利用している。平日の開館時間は本館が 9：00 から 19：00、分館が 9：00 から 18：00 としており、休館日や各種お知らせについては図書館専用サイト（<http://www.shokei-gakuen.ac.jp/univ/library>）を通して最新情報を確認できるようにしている。また、蔵書の検索も図書館専用サイト上に配置された OPAC（Online Public Access Catalog：オンライン蔵書目録）を通じて検索可能であり、図書の予約やリクエスト、本館分館間の図書の相互貸借といったサービスも行っている。平成 24 年度から平成 25 年度までの利用者数及び図書貸出冊数は次のとおりである。延べ利用者数は本館 13,785 人→16,592 人、分館 8,686 人→8,737 人、学生の貸出冊数は本館 7,072 冊→8,278 冊、分館 5,539 冊→4,531 冊、全体貸出冊数は本館 8,550 冊→10,053 冊、分館 8,836 冊→7,514 冊である。各キャンパスにて行っている公開講座の受講生に対する図書館開放に加え、平成 25 年 7 月より社会人に対する図書館開放を開始し、学生教職員にとどまらず地域に開かれた図書館としての役割が期待される。

九品寺キャンパスでは、情報処理教室Ⅰ、情報処理教室Ⅱが設置され、大学および短期大学部で共用されており、授業だけでなく、課題レポートなど学生の演習活動にも利用され、利用頻度は高い。平成 25 年度の短期大学部の総合生活学科では 1 週間

当たり前期 5 コマ、後期 7 コマ、食物栄養学科では 1 週間当たり前期 2 コマ、後期 2 コマが利用されている。大学の生活科学部では 1 週間当たり前期 2 コマ、後期 2 コマが利用されている。また、学生支援課の奨学金説明会に 6 コマほど情報処理教室を利用している。他にも図書館や学生ホールに自習用パソコンを設置し、自由にレポートなどの課題が作成できる環境が整備されている。

楡木キャンパスでは、第 1 情報処理教室、第 2 情報処理教室が設置され、大学および短期大学部で共用されており、授業だけでなく、課題レポートなど学生の演習活動にも利用され、利用頻度は高い。平成 25 年度の短期大学部の幼児教育学科では 1 週間当たり前期 4 コマ、後期 4 コマが利用されており、大学の文化言語学部では 1 週間当たり前期 12 コマ、後期 15 コマが利用されている。また、学生支援課の奨学金説明会が 6 コマ、幼児教育ネットワーク説明会が 2 コマほど情報処理教室を利用している。他にも幼児教育学科ではパソコン自習室を設置し、自由にレポートなどの課題が作成できる環境が整備されている。

両キャンパス共通事項として、全ての建物、体育館、教室、各教職員室には学内 LAN が敷設されている。情報処理教室に設置されたパソコンは全て学内 LAN に接続され、さらにインターネットに接続されている。入学時には学生全員に電子メールアドレスが付与され、授業で利用方法や注意事項の指導を行い、授業や学生間、学生と教職員間の連絡に活用されており、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、情報リテラシー（パソコンの基本操作、電子メール、セキュリティ、ワープロ・表計算・プレゼンテーション等）について指導を行い、情報活用技術の向上を図っている。さらに、教員が提出課題の状況をアップロードし、学生が自分の課題の提出状況を参照することができるようになっている。レポートを作成する際にも、インターネットを活用してレポート作成に必要な情報収集を行ない学習活動に生かしている。

<総合生活学科>

総合生活学科では履修方法及び卒業に至る単位取得等の指導は、入学時、進級時の教務委員やクラス指導主任による指導のほか、必要に応じて相談に応じている。

退学防止対策班（担当教員 4 名）を立ち上げ、配慮が必要な学生について、保護者と連携しながら、学習、履修の指導に当たり、不本意な退学を防ぐ取り組みを行っている。

<食物栄養学科>

食物栄養学科の教育課程は栄養士法等に準拠する必要があるため、授業内容の点検を授業担当者間で行い、非常勤教員を含む教員間の意思疎通、協力・調整を図っている。

履修および卒業に至る指導については、学期開始のオリエンテーションを通じて教務委員が行うとともに、指導が必要な学生については、クラス担任その他の各教員による個別指導を行っている。

＜幼児教育学科＞

本学科の教員は非常勤教員も含め学習成果の獲得に向けて連携し、担当科目はもとより学生の履修や卒業に至る指導を適切に行っている。本学科に関係する事務職員、実習助手等は担当部署の職務を通じて学習成果の獲得、学生支援に向けて貢献している。また本学科では学習資源としての図書館や附属幼稚園、近隣保育所、幼稚園等での実習、50室のピアノ練習（個）室の施設設備やコンピュータ利用の環境を整え、学習成果の獲得、学習の利便性の向上に努めている。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

本学の教員は、学習成果の獲得に向けて、教員間の共通理解の形成、授業改善の取り組みに努めているが、キャンパスが九品寺キャンパス（総合生活学科、食物栄養学科）と楡木キャンパス（幼児教育学科）の二つに分かれていること、また、各学科の特性も異なるために、教員間の連携、課題の共有には迅速性、相互信頼の醸成に課題を有している。

事務職員は、それぞれの業務を通じて、学生の学習成果の獲得に貢献しているが、随時実施のSD研修と教員との連携強化によって学生対応の能力向上を図らなければならない。また、学生の学習成果の向上に向けて教職員一体となって取り組むことが必要であると認識している。

図書館については、「学び方」の変化に伴い、これまでの個人的な学習スペースを確保しつつ、グループでの学習支援に対応する必要がある。

現在、学内の情報処理教室は授業や学校運営に十分活用されている。しかし、授業指導の際に学生を支援する者が教員と実習助手の2名だけである。その為突発的なトラブル時の対処が難しくなる場合があるので職員の配置などの解決すべき課題がある。

全学生に電子メールアドレスを配布し、学生に活用するように指導しているが、大学発行のメールアドレスの利用状況は学生によって温度差があり、活用している学生と活用していない学生の差が大きい、これは、メールシステムの使いにくさも関係しており、今後はメールシステムの更新時にさらに利用しやすくするなどの改善が必要である。

各教職員は自身でIT技術を修得することを基本としているが、技術向上のための支援が必要な場合がある。しかし、そのための人的資源が限られており、さらに複数の業務を抱えているために、さらに技術向上を図ることが難しい状況である。

＜総合生活学科＞

総合生活学科では、担当科目の「到達目標」に向けて、工夫・改善を行っているが、学科の教育課程が多様な構成となっていることもあり、教員間（非常勤教員を含む）のコミュニケーションを深めながら、学習成果の獲得に向けて取り組みたい。また教員と事務職員の合同研修会を定期的で開催し、その連携協働の体制づくりが課題となる。

＜食物栄養学科＞

現状において、各教員が学生個人の成績及び成績評価マトリックス等の学習成果を把握することは可能であるが、情報の入手は印刷物のみであるため、煩雑なうえ情報管理の問題もあるため、学習成果を教員間で共有するシステムの導入が望まれる。また学生による授業改善アンケートの結果が学生の学習成果の獲得にどのように寄与しているのか明らかでないため、今後の検討が望まれる。

授業内容は授業担当者間で定期的に点検し、意思の疎通、協力、調整を図っているが、非常勤教員や授業担当者の交代により教育内容が左右されることがあることから、各専門分野の教育内容を定期的に点検する必要があると思われる。

＜幼児教育学科＞

本学科では、教育資源の活用を図る自己点検・評価の重点項目として、県下の保育現場での圧倒的な占有率（約 30%）を誇る保育者養成のさらなる質向上をテーマとしている。また 11 年前に設立された「尚綱子育て研究センター」を施設、制度両面から充実させる必要があると認識している。

基準Ⅱ-B-2 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。本学では学習成果の獲得に向け、入学前セミナー、入学後のオリエンテーション、さらには学期の修了時・開始時に注意喚起や履修指導のオリエンテーションを確実に丁寧を実施している。特に夏季・春季休暇後に就学意欲を失い、進路変更する事例もあり、学科及びクラス単位、コース単位で重層的なガイダンスを行っている。

学生便覧は、学生生活・学習生活に必要な事項を網羅している。建学の精神・教育理念の説明、学則及び資格取得、履修、定期試験等々学習生活に必要な規程、事務局の案内、その他学生生活に関する助言や案内、届け出や願いの様式等々が収められている。

各学科は、さらに学科に特化したガイドブックを作成している。各学科の教員が、これまでの学生指導の実績・経験を基に、各学科の学生として望ましい心構え、学習方法の具体例、学生生活の過ごし方、アルバイト等々についての助言・参考・指導書として編纂したものである。入学後これを利用しての授業も行っている。したがって、学科の専任教員は、学生の指導に関する方法に精通し、適切な指導を行う力量を有していると認められる。

基礎的な学力が十分でない学生への指導は、平成 22 年度の第三者評価において総合生活学科の習熟度別クラス授業（英語）について、優れた取り組みであり、他学科でも検討するよう助言を受けたが、現時点までクラス授業としては取り組まれていない。その理由は、編成する時間的余裕がないこと、今一つは個別指導が有効な手段として、各科目の担当者あるいはクラス担任が行っている現状があるからである。しかし、学生の多様化を踏まえて今後さらに検討を要する課題と位置付けている。

本学は昭和 27 年の開設時よりクラス担任制度（学則ではクラス指導主任）を採用

している。今日ではそれに加え、教務委員、学生支援委員、就職支援委員、そして各科目担当による個別指導が縦横に行われている。また心の問題への対応として、二つのキャンパスに養護教諭を配置し、また週に1回臨床心理士によるカウンセリングの機会を設けるなどの対応をしている。

進度の早い学生に対する指導は、本学はまだ十分とはいえないが、科目担当、クラス担当、その他を通して個別的な支援としては確実に行われている。4年制大学への編入を考える学生、あるいは進路変更を考える学生には、担任を通じて必要な情報が提供できるような体制は整っている。

学則には外国人留学生の受け入れに関する規程があり、入学者選抜の方法も定めているが、この10年該当者はなく、その活用についても検討していない。

＜総合生活学科＞

英語の授業では、習熟度別にクラスを編成し、授業を行っている。また、学科会議では、学生一人ひとりの成績を点検し、基礎学力が不足する学生について情報交換を行い、補講等での個別的支援を行っている。

担任による個別面接や指導を定期的実施している。また、学科独自に退学防止対策班を組織し、対象学生の悩みへの相談、指導助言を適正に行うようにしている。

情報処理の科目では、情報処理室を開放し、放課後の時間等を活用し、自発的な利用を促すようにしている。またウェブサイトを通じて、自主的に学習できるようなeラーニングプログラムを作成・公開している。

＜食物栄養学科＞

入学生の基礎学力は低下傾向にあり、それを補うべく教養科目に化学と生物学を開講しているが、入学時の個人の学力格差を是正するための特別な支援はいまのところ行っていない。一方で進度の早い学生に対しては12科目の選択科目により、高度な教育内容を提供している。学習上の不安や悩みを抱える学生が相談できるよう教員はオフィスアワーを設定しているほか、キャリアカウンセリング等の機会に担任によるヒアリングを行っている。さらに、疲労蓄積度調査の専門家による分析結果が学科にフィードバックされ、指導に活かされている。

＜幼児教育学科＞

学科の学習支援としては、①入学前セミナー、②フレッシュャーズガイド（「幼教のススメ」）の配布、③各学期はじめのオリエンテーション、④フレッシュャーズセミナーなどが該当する。

入学前セミナーは、3月上旬に実施し、大学での学習についての理解、学習の進め方、そして入学までの準備・過ごし方を指導している。

「幼教のススメ」は、専任教員が分担執筆したもので、学科の目的、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の説明、授業形態の種類、学習の方法などを具体的に示し、また学生生活の安全と健康に関する助言を提供し、学生の理解の深化を図っている。

学期初めのオリエンテーションは、学習成果の評価票（「履修カルテ」）を配布し、学生の自己評価とともに、実際の評価・学習成果が比較・確認できるようになっており、次学期の学習目標を立てやすくしている。

1年次前期開講科目の「フレッシューズセミナー」（必修）は、教務、学生支援、就職支援の担当教員が担当しており、特に4月はノートのとりかたやテキストの読み方等々大学での学習への導入に意を用いている。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

各学科の学習成果の獲得に向けての教育課程の運営、学習成果の査定についての方法は確定しており、今後はその方法を基に個別指導の方法あるいは学科的な取り組みを点検・評価する仕組みが検討されることになる。

基礎学力の不足する学生への補足的な学習、進度の早い学生についての指導の仕組みは今後の課題として重要である。

<総合生活学科>

学習成果の獲得に向けて学習支援を継続的に行っているが、現在のところ十分に満足できる水準には達していない。現在、基礎学力が不足する学生に対しては、補講等での個別的支援を行っているが、さらなる充実を目指して補足的学習に取り組むものとする。

担任等の個別面接や指導及び退学防止対策班による取り組みなどにより課題を乗り越える学生がいる一方で、解決に至らずやむなく退学に至る学生もいる。教員間に共通理解を形成するとともに、連携してこの課題に取り組みたい。

<食物栄養学科>

専門科目を学ぶために必要な基礎学力に関して、学生間の格差を是正するための個別支援の方法を検討したい。

<幼児教育学科>

学生全体への学習支援は場所、時間を設定して定期的に行っている。また、特別な配慮・支援が必要と認められる学生については、特別支援委員会を設置して毎月一回検討を重ね学科会議に報告しているが、まだ不十分であり、教務委員会や特別支援委員会において個別的な学習支援の具体的な方法の検討を行っている。

基準Ⅱ-B-3 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

本学及び各学科は学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。学生の生活支援の組織・体制は、学生支援委員会—二つのキャンパス学生支援部会—各学科・学生支援課となっている。学生支援委員会は、併設の大学と本学の学生の生活支援の全体の方針・課題等を決定あるいは総括する役割を担い、日常及び具体的な

生活支援は、キャンパスごとに置かれている学生支援部会（各学科教員と学生支援課事務職員で構成）を中心に、事務局学生支援課、各学科の学生支援委員、クラス担任等が連携しながら対応している。主だったものを挙げると、学生の自治組織である学生会（キャンパスごとに組織されている）主催の諸行事（新入生歓迎会、尚綱祭、スポーツ大会、クラブ活動、予餞会等々）の支援、「学生生活実態調査」、「疲労蓄積度調査」の実施と結果分析を通じての学生生活支援の課題把握、学生のキャンパスライフのアメニティに関して、学生ホール、ロッカー、学生食堂等の設備・運営の検討、奨学金に関すること、健康で安全な学生生活のための支援講座の開講等々幅広く支援を行っている。各学生ホールには「学生の意見箱」が設置されていて、時々の学生の要望や意見に迅速に対処することも業務の一つであり、丁寧で前向きな回答をするようにしている。

家計の急変により学業継続が困難な学生への授業料の免除は、学生支援部会→教授会→学生支援委員会の手順で審査される。授業料免除を要する学生の把握同様、様々な学生支援の事案は、クラス担任であったり、若い事務職員であったりするケースが多いことから、個別的事案に対応する仕組みは十分に機能していると見られる。一つはクラス担任制で、本学創設以来採用されているが、クラスミーティングを定期的実施し、学生個々の情報把握を図っている。また若い事務職員を經由しての問題事案の把握も多いことから、教職員間の情報共有及び対応の仕組みが学科内で十分に機能していると認められる。

学生のヘルス・ケア、特にメンタルヘルスについては、週1回臨床心理士によるカウンセリングを受ける機会を設けるほか、クラス担任、学生支援教職員と連携、必要に応じて家庭と連絡を取り合うなど、早期かつ適正な対応に努めている。

学生寮は楡木キャンパス、九品寺キャンパスにそれぞれ設置されている。九品寺キャンパスの学生寮は民間会社が運営する食事付きの寮を学園がセキュリティ面を考慮してフローごと借り上げ、学園の指定寮として提供している。また、九品寺キャンパスの学生寮の寮費については、楡木キャンパスの寮費とできるだけ格差が生じないよう学園から補助支出を行い、一般より廉価な料金で利用できるよう考慮している。

楡木キャンパスから最寄りの JR の駅までの通学路は閑静な住宅街で、かつ人通りも少ないため、不審者の出没事例もしばしば報告されている。そのため日没が早い秋口から冬の下校時に、希望者に対して最寄駅への送迎サービス（無料）を実施している。

社会人の入学は毎年確実（年平均 6、7 名）にあり、現役学生に好ましい影響を与える存在として貴重である。今後は社会人の学び直しや、改めて大学での（生涯学習的）学習を希望している人、などの入学者受け入れを視野に入れている。そのための学習支援、生活支援の仕組みを構築することが必要となる。現時点では検討にも至っていないが、今後関係部局において検討することになる。

障がい者への対応としての学内設備のバリアフリー化やソフトの検討は、これまで入学者の受け入れ時におのおの対応してきたが、全学的な整備状況がどの程度であるかについては確認・検討することが必要である。

学生の社会的活動を支援することを旨として、平成 25 年度に「学生支援委員会」

から「尚綱ボランティア支援センター」を分離設置し担当教員、担当部署を明らかにして、その推進を図ることになっている。また学外での様々な学生の活動が、学習の有効な形態として認められつつあることを踏まえ、学外学習、アクティブラーニングの導入が課題として認識されている。

＜総合生活学科＞

総合生活学科は、指導方法次第で退学に向かう可能性を有する学生を抱えている。その背景にはさまざまな問題、課題があると思われる、個々の教員のみでの対応では困難である。そこで福祉的な視点からの総合的な学習・生活支援を行い、学生生活の継続と成果の獲得をめざす退学防止対策班（以下、「防止班」という。）を設置している。

防止班は、学科長を班長とし、福祉学担当、心理学担当、教務担当、学生支援担当で構成される。必要に応じて保健室の教員やカウンセラー、教務課、庶務会計課、学生支援課などと連携しながら対応を協議するものである。さらに保護者や外部（高校時代の担任等）との連携も行うことにしている。情報は定期的なケース検討会を経て防止班及び学科で共有する。先進的事例校の視察を含め他大学の情報を収集し、ノウハウの蓄積に努めている。

＜食物栄養学科＞

食物栄養学科では、学習支援と同様に生活支援もクラス担任を中心として全教職員で協力して取り組んでいるが、心身の問題や経済的問題を抱えた学生は、年々増加している。

社会人入学生については毎年数名の受験があり、「入学前スクーリング」をはじめ、卒業までの学習指導、支援を行っている。いずれも栄養士免許の資格取得をめざしての入学であり、学習意欲はきわめて高く、一般学生に好影響を与えている。社会人学生の学習環境拡大のためにも、学則第 21 条に規定されている長期履修制度の具体的な運用についての検討が必要と思われる。

学生の社会的活動に関しては、「尚綱ボランティア支援センター」での役割・活動が顕著である。

＜幼児教育学科＞

本学科では、「特別支援委員会」（特別な支援・配慮を要する学生に対応するための組織）を置いて、学習、心理、生活、経済的な課題等を含めて対応を検討している。

この委員会は、心理学、教務、学生支援、就職支援の担当、クラス担任、実習、養護教諭で構成され、毎月開催される。

各委員からの修学状況の情報とともに、高校時の欠席状況、「こころの問診票」（62 質問項目による心理傾向の調査）による心の健康状態や発達的な課題等の把握、教務課が行う出席調査や単位取得の状況などの情報を得ながら学科へ報告を行い（学科教員の共通理解のため）、その後の対応を検討している。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

本学はキャンパスが2ヶ所に分かれているため、学生の生活支援の様態もある程度違うことになる。楡木キャンパスでの冬場の最寄り駅への送迎サービスはその典型であろうし、九品寺キャンパスは平成23年度に全面的な再開発事業が行われたことにより、学生のキャンパス・アメニティは大いに改善されたが、楡木キャンパスについては今後の課題となっている。

社会人入学生を受け入れる体制づくり、長期履修生制度についての検討も視野にはある。

学生の社会的活動、ボランティア活動を評価する仕組みを検討し、学生が自発的に多様な社会的活動に参加する環境を整えることも課題である。

楡木キャンパスは熊本市周辺部に位置することから交通アクセスの問題を抱えている。学生数確保の点からも具体的な検討を行う必要がある。

<総合生活学科>

退学防止班の活動は、現在のところ様々な考え方があり、必ずしも一枚岩ではない。事例検討や他校の先進事例等について学科内の研修を重ねて、認識を深めていきたい。

<食物栄養学科>

近年、社会人入学生については、入学前の経験を活かし、自身のキャリアアップのためさらなる新たな技術習得を目標に就学する事例が多く、学習意欲も高く、一般学生に与える影響も大きい。社会人の学習環境の向上のためにも長期履修制度の具体的な運用について検討を行う。

<幼児教育学科>

学生の多様化や、学生の抱える課題は増加傾向にあり、学業継続に大きく影響することも考えられる。対応次第では、本人にも学科にも不本意な退学や除籍に至ることになる。こうしたケースに対応できる学内体制を構築すること、学生へのサービスが多面的かつ同質的に行われることが重要と思われる。

基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

本学における進路支援は、本学の建学の精神及び各学科の目的の達成実現、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に基づく教育課程の学習成果、加えて短期大学設置基準第35条の2に定める「学生の社会的及び職業的自立」をめざす学習の成果に位置付けられる。学生の進路・就職支援にかかる組織は、併設大学と合同の組織である就職支援委員会—短期大学部就職支援部会—各学科—事務部就職課から構成されている。就職に関する情報把握と提供、学生への対応等は、基本的に両キャンパスの就職課が担当している。就職課には就職に関する情報提供や、各種の資格取得、試験のための情報を提供できるように、必要な機器等が整備され、個別相談ができるようになっている。各学科の就

職・進路特性が大きく異なることから、就職課のみで対応することは難しい面があり、各学科の就職担当教員の関与が相対的に大きくなっている。学生には就職の基本的情報や具体的な求職活動に向けてのマニュアルとして「就職のてびき」が配布されている。就職（進路）支援にかかる結果（情報）は、学科、教授会に定期的に報告されている。

4年制大学への編入希望者は毎年数名おり、短期大学の一つの役割としてその支援を行っているが、その支援は学科単位で行われている。海外への留学及び語学研修等はこれまで事例がない。

＜総合生活学科＞

総合生活学科では、社会人基礎力を身につけさせるために、専門教育科目にキャリア科目として「女性と社会」（1年次前期・必修）、「インターンシップ」（1年次前期・選択）、「キャリアサポート」（2年次後期・必修）、「パーソナルサポート」（2年次前期・必修）の4科目を開講している。特に1年次前期開講科目の「インターンシップ」は高等教育コンソーシアム熊本等の外部団体によるインターンシップに参加するもので、企業や事業所等で積極的に「働く環境理解」を目的に正課として単位化している。

就職支援活動は、「就職のてびき」を配布、教員7名と就職支援課職員の協力で行っている。1年次前期に「就職ナビの活用」3講座、1年時後期に「業界・企業・仕事研究」、「履歴書・エントリーシート対策」、「時事問題対策」、「合同会社説明会・就職セミナー事前指導」の4講座、2年時前期に「教員との個別面談」、「ハローワーク職員との個別面談」等を11回実施している。また「夏季キャリアガイダンス（9月）」「春季キャリアガイダンス（3月）」では、学生は、模擬面接、合同会社説明会、OG職場説明会、メイクアップ講座、個人写真撮影等のプログラムに取り組んだ。

毎月、大学・短大合同就職支援部課長会議が開催され、就職支援プログラムの計画・実施・反省が行われ、充実を図っている。また、2年生の進路状況が一定時期に教授会に具体的に報告されている。

本学科では、卒業生の9割程度が就職している。内定率は、平成23年度94.6%、平成24年度92.9%、平成25年度89.6%である。産業別には「卸売業・小売業」「医療・福祉」「教育・学習支援」「宿泊業・飲食サービス業」「生活関連サービス業」など、職種別では「事務職」「営業・販売業」「介護職」「サービス職業従事者」などとなっている。

1割程度が進学・編入学している。調理やトリミングなどの専門学校に進学し、併設の尚綱大学文化言語学部をはじめ、4年制大学へ数名が編入している。

＜食物栄養学科＞

食物栄養学科では、進路方針の決定から就職内定まで、学生の要望に沿った支援を行っている。持続的な就業力を身につけ、納得のできる就職となるよう、家庭とも連携しながら、学生自ら気づき、考え、行動し、将来を決定する支援となるようにしている。

具体的には、1年次後期開講科目の「キャリア教育」を必修科目とし、就職指導、全学的なキャリアガイダンスなど、学内の教職員に加え、外部の専門講師を招へいし、キャリア形成をサポートするなどして、年間を通したプログラムとして実施している。

本学科は栄養士（専門職）としての就職が9割近く（平成26年3月卒業生の栄養士就職率は86.4%）を占めるため、様々な就職支援を通して、栄養士として必要なスキルを醸成させるバックアップしている。また栄養士の多種多様な職種・企業を知る機会として、合同会社説明会を本学内で年2回実施しているほか、リクナビやマイナビ主催の合同会社説明会への参加を促している。

クラス担任と個別面談の機会を多くして、個別的な就職支援、また卒業後の支援も積極的に行っている。熊本県下には、本学科開設の昭和42年から多くの卒業生が栄養士として活躍している実績・基盤があり、求人数が多く、既卒者への求人もあるため、就職支援は、広く、深く整えている。

本学科の就職率は毎年90%を超え、栄養士として病院、社会福祉施設、保育所等の医療・福祉分野の他、委託業者、外食産業、工場や社員食堂などの事業所、食品開発や品質管理を担当する食品会社、学校給食栄養管理者などの地方公務員、社会福祉協議会などの公的機関といった幅広い分野への進路がある。また各種専門学校への進学や4年制大学への編入も一定数ある。

<幼児教育学科>

1年次前期開講科目「フレッシュャーズセミナー」、1年次後期開講科目「キャリアデザイン」と2年次の実習指導（毎週1コマ）を通じて進路支援を行っている。

具体的には「保育現場について調べ発表する」、「保育現場に必要なマナーを学ぶ」、「職業レディネステストによる自己理解」（以上フレッシュャーズセミナーより）、「現場の保育者を招いて、仕事の内容や求められる人物像を学ぶ」、「OGを招いて女性としての生き方を学ぶ」、「キャリアカウンセリング」（以上「キャリアデザイン」より）、「幼稚園、保育園、施設ごとに保育者を招いて仕事のあり方を学ぶ。就職試験、幼稚園登録試験の対策講座、就職写真の撮り方、履歴書の書き方、求人票の見方、保育所、幼稚園の連盟、協会等の先生方との連絡協議会」（以上「就職指導計画」より）などを行っている。

その他実習に関する指導（授業科目）、全学的なキャリアガイダンス、保育連盟が主催する学外の就職ガイダンス等を通して支援を行っている。

平成25年度に導入した「個別実習」制度は、それ以前学生が「自主実習」として（教員の助言により）任意に行っていた保育所や幼稚園への（短期の）学外実習（もしくはボランティア）を、養成教育の一環に位置付け、正規の学外実習の補完、ボランティア、さらには就職活動のためのものとして、学科から関係する保育所、幼稚園等に協力依頼して行っているものである。結果としては、学生の進路決定、就職先選定に大きく望ましい影響を与えていることが明らかとなっている。学生は「個別実習」を通して保育に関する知見を豊かにしながら、一方で就職先の選定材料としても活用している。求人票だけに頼らず、園に関する情報収集の機会として利用しているのである。当初は「自主実習」中に予想される諸々のトラブル・事故防止対策として取り

組んだものであるが、今日社会問題化している早期離職への対策・効果についても、この個別実習が大きく望ましい影響を与えていることを確認している。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

進路支援を、就職率の増減、合格率からのみ評価することは必ずしも適正とはいえない。高校卒業時点で将来の職業について指針を持たない生徒の割合が非常に大きいといわれる中で、本学各学科でも進路に関する導入、展開を丁寧に行う必要がある。それは進路の決定（の支援）が、学生本人の決定（選択）を抜きにしては成り立たず、また就職率を一概に学習成果と結びつけられない側面もあるからである。したがって、就職（進路）指導は、個別指導の観点を含めて多面的に行われる必要がある。

<総合生活学科>

卒業後の就労状況を把握するために、就職先への追跡調査を実施する必要がある。また、早期離職への対策も検討課題である。

<食物栄養学科>

カウンセリングを必要とするような、自らの意志で進路を決定することができない学生への個別対応には限界がある。学生本人の進路への意欲や動機づけ支援とともに、家庭との連携が必要である。

<幼児教育学科>

保育者不足の事情もあり、就職率は95%以上をずっと維持している。幼児教育学科は、1年後の離職率を10%以内とすること（一般的には30%といわれる）を旨としており、平成25年度卒業生については、目標に近い数字（13%）を記録している。

基準Ⅱ-B-5 入学者受け入れの方針を受験生に対して明確に示している。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）は、本学ホームページへの掲載や学生募集要項その他を通して内外に明示している。この方針は、各学科の目的、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に基づくものである。毎年6月頃開催される入試説明会（高等学校進路担当者を招いて開かれる）、オープンキャンパス、各種の入試相談会の機会等々において、キャンパスガイド、口頭による説明を行っている。また入学前のセミナーでは、改めて本学の教育方針についても説明を行っている。

入試に関する業務は、学長が中心となり入試全般を管理する「入試センター」、入試・広報の業務を担う「入試課」、各学科の「入試担当教員」の連携で行われている。その業務には高等学校からの体験入学の依頼、受験に関する個々の問い合わせ、本学への個人的訪問、高等学校への出張説明会、出前授業等々の対応等も含まれ、いずれも適切丁寧な対応を心掛けている。またオープンキャンパスや体験入学においては在学学生あるいは当該高校の卒業生による助言等の機会をつくり、高校生の立場に近い立場からの説明を加えるよう配慮している。入試業務は、入試管理委員会—短期大学部実施

部会一各学科及び入試センターのラインで企画、運営され、入試選抜（合格者判定）については入試管理委員会一教授会一各学科会議のラインで厳正に管理されている。短期大学への進学者数の減少化は、本学にとって大きな課題であり、そのための対応策を各学科及び入試関係組織を挙げて検討している。

＜総合生活学科＞

入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）は、大学ホームページや募集要項等で明らかにしている。また、高校訪問やオープンキャンパス、出前授業、高大連携事業（併設の高校と高大連携授業ほか各種事業を行っている。）等の機会を通してこれらの方針の周知に努めている。

＜食物栄養学科＞

食物栄養学科の入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）は、大学ホームページ、募集要項等に明記しているほか、オープンキャンパスや入試説明会等を通して広く周知している。

推薦入試および社会人入試合格者に対し、入学前セミナーを実施している。その内容は、専門分野の基礎となる生物や化学のうち、入学後特に重要となる分野についての指示・助言を与え、更に日常における食と健康に興味関心を持たせるよう課題を与えている。

＜幼児教育学科＞

入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）は、大学ホームページや募集要項等に明記している。体験入学については年間数校を受け入れ、幼児教育学科の体験授業を始め、保育者養成校の実態をできるだけ適正に情報提供するように工夫している。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

入学者受け入れ方針の明示、入試・広報に関連する業務を丁寧に遂行することは、本学を希望する生徒等に必要な情報を適正に提供するためである。それは本学各学科の目的達成の前提をなすものでもある。特に受験者自身による選択・決定を経ずに入学している場合、学科の学習になじまず、不本意な退学、除籍に至るケースも毎年数件起きている。したがって、高校との連携を強化することは大きな課題ととらえている。

＜総合生活学科＞

総合生活学科に受験を決めるきっかけとして保護者の意見が大きいことが分かっている。受験生だけでなく、保護者等への周知度を高めるために、テレビ、新聞等のマスメディアを活用するなど、周知方法について検討したい。

＜食物栄養学科＞

入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）については、出前授業、模擬授業、入試ガイダンス等を通じて周知を図る必要がある。またオープンキャンパスにおいて入学希望者、受験生及び保護者に理解されやすい説明方法や資料作成の工夫が必要である。

＜幼児教育学科＞

入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）は、文章での記載にとどまらず、希望者が多い高校との連携を推し進めること、またオープンキャンパスや出前授業などの機会に、本学科への希望者やその保護者にも積極的な情報提供などを行いたい。オープンキャンパスには多くの保護者が同伴している実態があり、保護者への対応・説明にも力を入れたい。

◇ 基準Ⅱについての特記事項

- (1) 以上の基準以外に教育課程と学生支援について努力している事項。
特になし。

- (2) 特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現（達成）できない事項。
特になし。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

(a) 基準Ⅲの自己点検・評価の要約を記述する。

教員組織については、短期大学設置基準ほか関係法令を満たす専任教員数を確保している。教育・研究活動については、研究室、研修機会、学会での発表、研究費の確保及びFD活動の充実・改善の取り組みを行っている。専任教員は毎年の研究活動を報告することが課されている。人事管理については、専任教員の採用、昇任は諸規程により適正に実施されている。

本学は二つのキャンパスに分かれている。法人本部のある九品寺キャンパスに「総合生活学科」と「食物栄養学科」及び併設大学の「生活科学部」、九品寺キャンパスから約10km離れた楡木キャンパスには、「幼児教育学科」と「短期大学部附属幼稚園」及び併設大学の「文化言語学部」がある。したがって、特に事務体制及び事務職員は、形式的には大学及び短期大学部という所属部署を有しながら、学科・短大・大学、場合によってはキャンパスを超えて、学生の学習成果の獲得に向けて広く連携することが求められている。平成18年に始まった学園の高等教育部門の一体化は、約10年を経過して事務体制に大きな活力を与え、教職員全体に他学科、他キャンパスへの視点が確実に形成され、情報共有及び連携の意識が育っている。

教職員の就業に関する規程等は整えられ、各キャンパス事務部及び教職員専用サイトで常時確認できるようになっている。新採用教職員に関する研修会は確実に実施されている。人事評価については、「尚綱学園大学教員人事評価規程」及び「尚綱学園事務職員人事評価規程」に基づいて行われている。

校地、校舎、施設設備等の面積・施設設備はいずれも基準を満たしている。平成25年には学園全体の耐震改修が終わり、学生や教職員の要望に応じて施設設備の改修が、楡木キャンパスを中心に進められている。その他危機管理や社会的な要請である省エネルギー化にも取り組んでいる。

学習成果に大きくかかわる技術的資源は適切に整備されている。情報処理、学内LAN、e-Learningなど学習資源は整えられている。

財的資源についても概ね問題はないと思われる。

(b) 基準Ⅲの自己点検・評価に基づく行動計画を記述する。

専任教員数（平成26年5月1日現在）については、短期大学設置基準に定める必要専任教員数を満たしているが、必要専任教授数については1名不足しているため、平成26年度中に補充する。

事務組織は整備されているが、学科の目的達成や学習成果の向上の観点から、学科と事務組織との更なる連携を図るため、SD研修会を積極的に開催する。

施設設備の改善計画、学習環境の整備についての年次計画を整える必要がある。

【テーマ】

基準Ⅲ-A 人的資源

(a) テーマ全体の自己点検・評価の要約を記述する。

各学科の教員組織は、本学の教育課程編成・実施の方針に基づいている。各学科と

も必要専任教員数、職位、教育実績、研究業績、その他において法令等の基準を満たしている。また非常勤教員についても、教育実績、研究業績等をもとに教授会で適正に採用の適否について精査が行われている。

教員の新規採用及び昇任については、「尚綱大学短期大学部教員採用選考規程」、「尚綱大学短期大学部専任教員昇任選考規程」に基づいて行われる。平成 17 年以降採用の専任教員はこの規程に基づく「任期制教員」としての採用であり、平成 17 年以前に採用された教員の一部がそれによらない雇用となっている。

事務組織は、庶務会計課、教務課、学生支援課、就職課、入試課が各キャンパスに設置されているほか、両キャンパスにまたがる業務を遂行する組織として入試センター事務室及び FD・評価事務室が設置されている。各キャンパスに本学も併設大学も分かれている関係で、ほとんどの事務職員は、併設大学の事務を兼務することになっている。もちろん事務職員は本学及び併設大学に適正に配備されている。したがって、事務職員のみならず、教員についても全体への意識が形成されつつあり、高等教育部門としての一体化が徐々にではあるが進捗していると認められる。

教員については平成 25 年から「自己評価票」の提出が義務づけられている。自己評価の記載事項は、教育業績、研究業績、学内校務及び社会への貢献等であり、それは任期制教員については任期更新の選考審査の資料となり、任期制ではない教員においても昇任・昇給等の資料となるものである。また事務職員についても同様に、「尚綱学園事務職員人事評価規程」に基づき、目標達成度評価表と能力評価表の制度が導入されている。

(b) 自己点検・評価に基づく改善計画を記述する。

平成 18 年 4 月に併設の大学に管理栄養士養成施設である生活科学部が新設されたのを機に、大学・短期大学部は学園の高等教育部門としての一体化を推し進めている。入試体制、就職支援、学生支援における一体化は今日大きく成果を上げていると認められる。今後は、学科と事務組織との更なる連携体制の確立のために、SD 研修会を積極的に開催し、SD 活動の充実を進めていく。

[区分]

基準Ⅲ-A-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

本学は総合生活学科、食物栄養学科、幼児教育学科の三学科で構成されており、各学科の目的を達成するための教員組織を有している。専任教員数については、短期大学設置基準に定める必要専任教員数を満たしているが、必要専任教授数については 1 名不足している。また栄養士養成施設、保育士養成施設、教員養成課程（中学校家庭科、幼稚園免許＝いずれも 2 種免許状）に規定される専任教員数を満たしている。

専任教員にあつては、その職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物等や資格において短期大学設置基準及びそれに準拠する本学学則に定める要件を充足していると認められる。また非常勤教員についても、担当する科目と教育実績、研究業績、

その他の経歴や資格等について毎年各学科で精査し、教授会においても審査が行われている。

専任教員のほか、専門分野における教員配置と確保は常勤での採用に限界があることから、平成 25 年度に新たに客員教授を採用する制度を制定した。このことにより、広く学外からも教育目的や教育課程に即した有為の人材を確保・配置することが可能となった。

補助教員として実習助手（教務事務職員扱い）として各学科で都合 7 人が配置されている。内訳は総合生活学科に 2 名、食物栄養学科に 3 名、幼児教育学科に 2 名である。実験実習や演習授業の準備や後片付け、実習・演習の指導補助、資料等の整理に従事するほか、学科の事務的処理や学内行事、また個別的に学生の相談支援等を行い、本学の教学運営の重要な一翼を担っている。

教員の採用及び昇任については、「尚綱大学短期大学部教員採用選考規程」及び「尚綱大学短期大学部教員昇任選考規程」に基づいて行われる。具体的には先ず教員採用の必要が生じた場合（多くの場合定年退職もしくは転出による）、各学科で必要教員の要件を確認した後、学科長と短期大学部部長との協議が行われることになる。その結果採用の必要性・妥当性があると認められると、学科長は教授会に新規採用案を提案する。教授会で承認されると短期大学部部長と学長間で改めて検討が行われ、必要と認められると大学と合同の大学評議会に短期大学部部長が採用を提案することになる。大学評議会の承認が得られると、選考委員会が発足し、新規採用教員の全国公募が行われる。選考委員会は関係学科の教授ほか他学科、尚綱大学の教授 5 名で構成される。平成 17 年以降の新規採用専任教員は、原則全国公募による採用、任期制採用となる。任期制専任教員のうち教授は 10 年、准教授は 5 年、講師及び助教は 4 年の任期を経ると、再任の適否の審査（審査委員会による）が行われることになる。これまで再任時期を迎えた任期制教員において、本人の辞退以外の理由で再任されなかった事例はない。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

専任教員数（平成 26 年 5 月 1 日現在）については、短期大学設置基準に定める必要専任教員数を満たしているが、必要専任教授数については 1 名不足しているため、早急に補充する必要がある。また、非常勤教員についても本学の定める学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）さらには本学の定める学習成果について共通理解を形成する必要があると考えられるが、現状は対応できていない。今後の具体的課題としておきたい。

基準Ⅲ-A-2 専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。

(a) 自己点検・評価に基づき現状を記述する。

本学の建学の精神に基づく各学科の目的は、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）として展開され、各学科の教育課程及びその他の教育活動・指導として行われている。その成果は、FD 推進

活動、個々の学生の知識・技量及びその達成度として、さらには進路（及び就職）状況、卒業生の調査アンケート等を通じての検証が不断に行われるものである。一方で本学の建学の精神及び各学科は、「職業又は實際生活に必要な能力の育成」を主たる目的としており、そのためには深く専門の学芸を教授研究することが求められており（以上学校教育法より引用）、短期大学の教員には、担当する専門分野についての研究を行うことが求められている。平成 25 年度の本学専任教員の研究活動は、著書・論文等（学会誌、専門誌、研究紀要等）23 件、学会等における口頭発表 19 件、制作物 14 点となっている。いずれも各学科の目的、教育課程編成・実施の方針に基づく研究成果であると認められる。この数字は、調査年度の専任教員中 25 人を対象とし、報告書冒頭に掲載の専任教員数から転出及び退職した教員の研究業績分は除外されている。加えて研究成果の範疇ではないが、指導者としての依頼講演や研修講座への講師としての地域貢献や講習会等の実施があることを取り上げておきたい。

本学の研究費は、基盤研究費と特別研究費という二つの区分がある。基盤研究費は専任教員全員を対象に配分されるもので、特別研究費は加えて特別・具体的な研究テーマに対して配分されるものである。一方で、科学研究費などの競争的資金制度による外部研究費の獲得にも積極的に取り組んでおり、平成 26 年 5 月 1 日現在、専任教員 5 名（件）が競争的資金制度による外部研究費を獲得しているほか、市町村が事業主体の外部資金も 6 件獲得している。

専任教員の研究活動に関する規程としては、「学校法人尚綱学園における研究に係る外部資金取扱規程」、「尚綱大学・尚綱大学短期大学部個人研究費規程」、「尚綱大学及び尚綱大学短期大学部共同研究規程」ほか、「尚綱大学及び尚綱大学短期大学部における不正行為の防止対策等に関する規程」、「尚綱大学・尚綱大学短期大学部研究倫理規程」等がある。また、専任教員の研究室については、短期大学設置基準第 28 条に基づき、全ての専任教員に個室の研究室を確保している。専任教員については特定の研究日を認める制度はないが、必要に応じて学外研修の申請を行うことにより、特別な事情がない限り承認されている。一部の専任教員から特定研究日（研修日）の制度化が求められるが、担当科目数や研究方法・分野の多様性などの違いにより、一律に設定することは難しい状況にある。したがって、現状は必要に応じて学外研修を申請する仕組みが妥当と思われる。

専任教員が研究成果を発表する機会としては研究紀要がある。もともと短期大学単独の紀要であったが、平成 18 年に尚綱短期大学から尚綱大学短期大学部に校名を変更したのを機に、併設大学の研究紀要と一体化され、人文社会編、自然科学編に分けて刊行するようになったものである。また平成 12 年設立の「短期大学附属子育て研究センター」（現在は「尚綱子育て研究センター」として本学及び併設大学の付属となっている）の機関誌「児やらい」も、毎年同センターが主宰する「子育て公開シンポジウム」の記録とともに、幼児教育関連の論文が掲載され、刊行されている。

FD 活動に関する規程は整備されている。本学では FD 活動が、授業改善アンケートと教員相互の授業参観という二つの軸で行われる。授業改善アンケートは、学期末に原則すべての科目を対象に行われ、その結果を受けて教員ごとの授業改善計画と学生へのフィードバックは、確実に実施されている。教員相互の授業参観は、幾つかの

段階を経て、すべての専任教員が、開催期間中（1～2 週間）は必ず授業参観を行い、報告書を提出する現在の段階にたどり着いている。課題としては、多くの科目を担当する非常勤教員の授業参観及び公開を実現することである。

学習成果の査定の手法に関しては、平成 24 年から 2 年間検討を加えて一応の結論を得たものである。自己点検・評価実施部会と各学科間のやり取りの中で、短期大学専任教員の FD への理解は確実に高まり、今後は非常勤教員との理解共有の段階と見ている。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

専任教員の研究成果についての評価基準を策定すること、そして本学の研究成果に関する情報公開の方法・仕組みを具体的に検討することが必要と思われる。

基準Ⅲ-A-3 学習成果を向上させるための事務組織を整備している。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

事務組織については、「尚綱学園事務組織規程」に、事務組織、事務分掌及び職制が規定されているほか、「尚綱学園決裁権限規程」に、決裁事項及び決裁権者が定められており、事務組織における決裁処理の権限と責任が明確にされている。各事務組織の役割と責務並びに権限を明確化することで、学習環境や学校の運営管理が適宜適切に実施され、ひいては、学習成果の向上に結び付けている。

専任事務職員については、業務量と効率性の観点から必要な人員配置について不断の見直しを実施し、人事採用や適材適所の配置を行うことにより、それぞれの分掌事務について専門知識を活かし円滑かつ効率的な事務処理を行うよう努めている。

本学はキャンパスが 2 カ所に分かれているため、それぞれのキャンパスに事務部を置き、各事務部は教務課、庶務会計課、学生支援課、入試課、就職課等で構成されている。各事務部は（短期大学部と 4 年制の文化言語学部と生活科学部の事務組織を統合した）大学事務局が総括する体制を取っているため、事務職員の大半は短大部と大学の事務業務を兼務しているが、事務組織及び職員数は充実していると認められる。また、それぞれの部署には必要な情報機器、備品等が整備されている。

昨今の異常気象等による自然災害を視野に入れ災害備蓄用品の調査と必要資材の調査を実施し、平成 25 年度に災害時の飲料水確保のため自動販売機設置及び AED の配置に関しては充実を図った。さらに、防犯面からは、教職員の顔写真登録による教職員名簿の設置により、守衛室での認証を徹底している。本学園の様々な危機に対し、平成 24 年に危機管理委員会を設置したほか、危機管理体制及び対処方法を定めた各種規程やマニュアル等を制定し運用している。

SD 活動として、新規採用の職員に対しては採用時の基礎研修を行うに留まり、採用後の研修は配属部署に任せていたことから、平成 25 年 8 月に学内研修を中心とした階層別研修、学外研修を主に部門別研修という研修体系を定めたが、規程として整備するには至っていない。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

事務組織については、「尚綱学園事務組織規程」等が整備されている。各事務担当者の業務遂行状況は、日常的に業務の見直しや事務処理の改善に取り組んでいるものの、もっぱら個人レベルでの業務の効率化、合理化にとどまり、組織的な業務遂行に繋がっていないケースも散見されていたことから、平成 25 年 5 月に事務部門を 7 つにグループ化し、事務効率推進プロジェクトを立ち上げ、平成 26 年度からは、この事務効率化推進プロジェクトを発展解消し、有益なアイデアを募ることによって効率化を一段と推進するために設けた「提案制度」を創設し、更なる事務効率化に向けて取り組むこととしている。

SD 研修について、階層別研修、部門別研修という体系を定めたが、外部研修には全事務職員の中から最適の者を派遣できるよう計画性をもって取り組まなければならないため、次年度以降、年度別の研修計画を策定することとしている。

基準Ⅲ-A-4 人事管理が適切に行われている。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

教職員の就業に関する規程としては、「職員就業規則」の他、「尚綱学園育児休業規程」、「尚綱学園介護休業規程」、「尚綱大学の教員の任期に関する規程」、「尚綱学園契約教員に関する規程」、「尚綱学園契約職員に関する規程」、「尚綱学園教職員再雇用規程」等が整備されている。

これらの規程は、規程集としてまとめたものを各キャンパス事務部に備え置くとともに、学内専用サイトで常時閲覧することができる。また、規程の改正等があった場合には、その都度通知文書を発出し遺漏のないよう周知している。新規採用者については、採用時に就業に関する諸規程の説明を含む研修を行うことで周知に努めている。

教職員の就業は、職員就業規則を中心とする諸規程に従って行われており、諸規程に基づく管理も適正に行われている。平成 24 年度に運用を開始した「人事評価制度」がようやく定着し、評価結果を昇任、昇給、異動に反映させる仕組みも機能しつつある。平成 25 年度から前年度の職場実態調査を開始し職場環境の改善と併せて職員配置の過不足を検証し人事異動に反映させる仕組みを構築したほか、本人の退職動向や配置転換要望を吸い上げる仕組みとして「自己申告制度」を導入するなど適切な人事管理を実現するための諸施策を講じている。かつて、3 年契約で雇用打ち切りとしていた制度についても本人の適性や能力により希望があれば継続雇用を可能とするルールの見直しを行っている。

その他、職場環境改善の一環として、毎週水曜日の「ノー残業デイ」の設定による残業圧縮や「バースデイ休暇」・「リフレッシュ休暇」の設定による有給休暇取得の向上により、余暇時間を創出し自己啓発の機会を増やしている。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

近年、諸情報の開示や学生確保のための業務が増加しているが、現行の職員数でこれらの業務を遂行するために、業務の見直し等を行い、有効かつ効率的な運営に取り組む。

また、法令改正に伴う規程改正は、他の規程との関連を確認しながら滞りなく進めていかなければならない。

[テーマ]

基準Ⅲ-B 物的資源

(a) テーマ全体の自己点検・評価の要約を記述する。

本学の校地は、九品寺キャンパス、楡木キャンパスの2カ所に分かれているが、校地の面積は短期大学設置基準を充足しており、楡木キャンパスには十分な広さの運動場を有している。本学のほか、学園全ての建物について耐震改修を終え、学生・教職員からの要望の多い施設改修に取り組んでいる。施設設備の維持管理は、各種規程に従い適宜行っており、災害等に備えた危機管理のためのマニュアル等も整備している。その他、省エネルギー・省資源対策として、LED照明器具の導入や、デマンド設置によるピーク電力使用量の削減に乗り出した。

(b) 自己点検・評価に基づく改善計画を記述する。

老朽化した一部の建物について、将来計画に基づいた整備計画の検討に着手する必要があるほか、災害等の危機管理について、施設設備の適切な維持管理に加え、制定したマニュアルが実際の行動に結びつくよう定期的な訓練の機会を設けなければならない。

[区分]

基準Ⅲ-B-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

本学はキャンパスが2カ所に分かれており、九品寺キャンパスには総合生活学科と食物栄養学科のほか併設大学（生活科学部）、高等学校及び中学校があり、楡木キャンパスには幼児教育学科のほか、短期大学部附属幼稚園と併設大学（文化言語学部）があるが、校地の面積は短期大学設置基準を充足しており、楡木キャンパスには十分な広さの運動場を有している。

校舎もキャンパスに分かれているが、いずれも面積は短期大学設置基準を満たしている。平成25年3月末には、九品寺キャンパスの再開発事業及び楡木キャンパスの耐震補強工事を含めた外壁工事や水漏れ防止工事等が完了した。更に、学生・教職員からの要望が多かった楡木キャンパスの校舎等を主に、経年劣化した校舎や教室の空調関連、改装等の施設設備の補修のほか、福利厚生面からのトイレ改修やロッカールームの改修、バリアフリー化の推進を行っている。

各学科の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に基づいて編成された教育課程の各科目の授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を十分用意しており、授業を行うための機器備品も整備されている。

また、適切な面積を有する体育館も2カ所のキャンパスに完備されている。本学図書館は九品寺キャンパスに本館、楡木キャンパスに分館を設置している。本館

は中高 2 号館の 1 階及び 2 階の一部にあり、1 階は閲覧スペース（67 席）を中心に、館長室、事務室、10 台の利用者用パソコンを配置しているほか、グループ学習室（3 部屋）と書庫を備えている。2 階は中高図書館との共有の書庫を擁している。分館は大学 2 号館の 2 階及び 3 号館 2 階にあり、閲覧コーナー（68 席）を中心に、事務室、10 台の利用者用パソコンを配置しているほか、書庫を備えている。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

楡木キャンパスの校舎の耐震化はひとまず完了したが、一部の建物は老朽化が著しいので、将来計画に基づいた整備計画の検討に着手する必要がある。

また、伝統文化に関する教育及び地域交流施設として平成 26 年 3 月に設置した和室の活用を図らなければならない。

図書館本館は平成 24 年 1 月より新図書館として供用を開始し、およそ 1 年が経過し開架の整理を進めたが、書庫は移転した当時のままの状態であり整理が急がれる。図書館分館は建物の老朽化及び所蔵スペース狭隘の解消のため書庫を追加し閲覧室の床の張り替えを行ったが、今後は書庫を活用し書架荷重を減らすなどにより一層の資料利用の簡便化を図る必要がある。

基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

本学では施設設備の維持管理を適切に行うために、「尚綱学園固定資産及び物品管理規程」、「尚綱学園経理規程」等を整備している。これらの諸規程に基づき施設設備を使用する教員とそれぞれのキャンパスの庶務会計課が連携し施設設備の維持管理に努めている。

火災、地震、防犯等の危機対策として、平成 24 年に危機管理委員会を設置したほか、危機管理体制及び対処方法を定め、上位規程として「危機管理規程」、学園全体に関する緊急時の行動基準を定めた「コンティンジェンシープラン（緊急時行動マニュアル全体編）」、選定した危機対象に対する代表的な行動基準や事前準備を定めた「コンティンジェンシープラン（組織別緊急時行動マニュアル、各学校・園・部署別編）」、具体的行動事例を明示した「アクションプラン」を制定しているほか、施設面での防犯対策や消防法、建築基準法、耐震構造、セキュリティ等に十分配慮し、点検・訓練等を実施している。なお、学内ネットワークについては、その構築から日常の管理・運営・セキュリティ・障害対応まで含め IT 担当教員が担っており、特定の個人への依存度が高く、全体像が捉えにくい構造になっている。そのため、学内基幹ネットワーク構成図を作成する必要があり、全ての学内ネットワークの洗出し調査を開始した。現在の学内ネットワークシステムは、Web サーバーを除いて全てオンプレミス型であり、ハード面、ソフト面での老朽化と需要に対する容量等の限界、運営・管理面における管理者個人への負担増などにより不具合発生頻度が増加した。特に不具合の発生が顕著であった Web サーバーについては、アウトソーシングを実施し、リニューアルを行ったが、他のシステムについてもクラウド化を含めた再構築の検討を開始した。

省エネルギー・省資源対策として、LED 照明器具の導入や、デマンド設置によるピ

ーク電力使用量の削減に乗り出した。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

防災・防犯のための規程整備は進んだが、キャンパスごとの事情もあり実際の行動に結びつくよう定期的な訓練の機会を設けなければならない。

[テーマ]

基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源

(a) テーマ全体の自己点検・評価の要約を記述する。

本学の技術的資源の整備状況は、概ね問題ない。施設としては、九品寺キャンパスおよび楡木キャンパスに複数の情報処理教室を設けており、学生数と照らし合わせても十分な台数のパソコンを設置している。学内 LAN も整備済みで、さらにインターネットへの接続や、図書館所蔵図書の検索も可能である。また、学習支援の為に e-Learning システム (Moodle) などソフトも導入されている。教職員は、学校運営に際して学内 LAN へ接続し、学務システム (GAKUEN) などを日常的に活用しており、授業においても視聴覚機器や情報処理教室を十分に活用している。

本学は教職員と学生に対して、パソコンやプリンタなどのハードウェアやオフィス等のソフトウェア、十分な容量を有したファイルサーバーなどの技術的支援は適切に分配されている。

(b) 自己点検・評価に基づく改善計画を記述する。

技術的資源は、一度整備すればそれで終わりなのではなく、継続的に各資源の状態を確認し、必要があれば更新し続けていくことが必須である。したがって、継続的に技術的資源の維持・管理・更新を行い、学生および教職員にとって最適な環境を構成する努力が必要である。また、高等学校における授業内容の違いなどにより、入学時のパソコンの活用能力の差が拡大している。そのため、授業進度や学習内容のレベルの調整が困難になっている。これを克服するために、e-Learning システム (Moodle) などの個別学習環境に沿った学習スタイルの検討が今後求められる。

[区分]

基準Ⅲ-C-1 短期大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

学内 LAN は、本学の建物全てに敷設済みであり、全ての教員研究室や情報処理教室、講義室、事務室より学内 LAN へ接続することができる。学内 LAN は、ファイアウォールを介してインターネットへ接続され、Proxy サーバーを通じて Web の閲覧や電子メールの送受信を行うことができる。その際、インターネット接続部分となるファイアウォールではフィルタリング等でセキュリティ対策を講じている。さらに各クライアントでは本学より提供されるウイルス対策ソフトをインストールしセキュリティ対策を講じており、ウイルスの等の侵入拡散防止策を実施している。情報処理教室

及びパソコン自習室のパソコンは、シンクライアントシステムにて構築しており、個別のパソコン設定負担を軽減しメンテナンス性およびセキュリティを高めたシステムを構築している。

これらのパソコンは全てアクティブディレクトリーを用いて共通 ID でアクセスでき、ユーザ専用データフォルダが利用可能である。教育用のソフトウェアはオフィス等のソフトウェアを整備している。また情報処理教室では、2 台の学生のディスプレイの間に、中間モニタを設置し、教材提示装置の画像や教師卓のパソコンの画面を表示し学生に分かりやすい環境を整備している。また、学生のパソコンを教師卓より操作可能な授業支援システムも導入している。情報処理教室は、授業で利用するのはもちろん、授業で使用していない場合は、いつでも学生が自由に使えるようにしている。

日常の管理や運用は、情報処理関係科目の担当教員が中心となり、学生支援課や就職課が管理の学生が使用するパソコンや学生や教職員への技術的な支援を行っている。ただし、高度なシステム障害については保守管理を委託している専門業者に対処を依頼している。教職員に対しては、学内 LAN の IP アドレスおよび電子メールの発行およびネットワーク設定等の支援を行い、ウイルス対策ソフトの配付を行っている。

各学科では、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、パソコンの基本操作、電子メールの基本操作、セキュリティ、ワープロ、表計算、プレゼンテーション等の情報リテラシーについて指導しており、情報活用技術の向上も図っている。

情報処理設備の維持について、学内に設置しているサーバー群やスイッチ群のトラフィックを常時監視しており、異常なトラフィックを検出できるようになっている。また提供したウイルス対策ソフトがインストールされているパソコンでウイルスが発見された場合には、自動的に担当者へ警告のメールが届くようになっており速やかに対処している。

情報処理教室パソコンの更新は教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に基づいて 5 年を目途に計画的に整備および技術的資源の分配更新を行っており、次回の更新は平成 27 年を予定している。学内のパソコンは授業や学校運営に十分活用できる整備状況である。

また、事務局では学務システム（GAKUEN）を導入しており、学生情報の一括管理を行っている。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

現在セキュリティを重視して学生への無線 LAN の使用を抑えているが、学科の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に基づいて学生の利用状況に応じて無線 LAN の設置についても検討する。無線 LAN の場合、学外の者が学外より学内 LAN へアクセスできることになるので、学生の設置および利用に際する一定の運用ルールやガイドラインの設定が必要になるため、今後検討する。

授業で利用するソフトウェアは積極的に導入するように努めているが、オフィススイートのような全学生が利用するソフトウェアとは別に、高度な技術を学ぶ少数の学生のみが利用するソフトウェアも存在する。後者については、費用対効果を考慮した

ソフトウェアの選別的利用も検討する。

学生に対しては情報技術の向上に関するトレーニングを実施しているが、教員に対しては不定期で説明会等は実施しているが、恒常的には実施していただくため定期的な情報技術向上に関するトレーニングについて検討する。

【テーマ】

基準Ⅲ-D 財的資源

(a) テーマ全体の自己点検・評価の要約を記述する。

九品寺キャンパス再開発事業と楡木キャンパス耐震改修工事をすべて自己資金にて行ったことにより消費収支は大幅な支出超過になっているが、実質無借金であり、日本私立学校振興・共済事業団の定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分は A3 である。短期大学は、帰属収支差額が収入超過で推移しており、存続を可能とする財政は維持できると考えている。

理事会・評議員会の承認を経て制定した中期財務計画では、九品寺再開発事業の完了に伴う減価償却費の増加を吸収した上で、将来に向けた施設整備充実のための財源確保を図ることとしているが、計画を着実に遂行することにより安定した財政基盤を維持していくことができると考えている。

(b) 自己点検・評価に基づく改善計画を記述する。

本学は過去収入超過が大きく、法人全体への寄与度が高い状況が続いていたものの、近年の少子化、短大志向の低下、学生ニーズの多様化等により、現在定員が充足している食物栄養学科や幼児教育学科の将来も決して安定的とはいえない。よって、今後引き続き学生確保に努力し、学園全体の収支バランスが崩れないよう注力するほか、学生生徒等納付金以外の寄附金募集等の収入の多様化を推進する。

中期財務計画の周知により教職員の意識改革と認識の共有化を図る。

【区分】

基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

平成 22 年度から平成 24 年度にかけて九品寺キャンパス再開発事業を行い、同時に楡木キャンパス耐震工事を行った。これら 40 億円を超える事業についてすべて自己資金で対応したことからはほぼ同額の基本金組入が発生し、消費収支は大幅な支出超過となっている。ただし、この特殊要因があっても帰属収支差額は平成 25 年度から収入超過に転じており、日本私立学校振興・共済事業団の定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分は A3 である。

貸借対照表においては、外部負債が極めて少なく借入金についてはいつでも返済可能であり、実質的に無借金と言えることから健全に推移している。

本学は、帰属収支差額が収入超過で推移しており、過去からの蓄積である消費収支差額の累計額も収入超過となっていることから学校法人全体の財政に寄与している。また、将来の施設設備拡充に備える施設設備引当特定預金等も計画的に積み立てられ

ており、これらのことから今後も、本学の存続を可能とする財政が維持できるものと考えている。

退職給与引当金等は、監査法人も認めるとおり目的どおりに引き当てられており、その相当額を特定預金として確保している。

資産運用は、「尚綱学園資金運用管理規程」の定めに従って行われているが、毎年度の予算編成と同時にその年度の資金運用方針を策定し、理事会において審議、承認された後、実行することとしている。

教育研究経費は、帰属収入の20%に満たないが、教育研究のための施設設備及び図書については十分な資金配分を行っており、特に講義室の改修や空調機器の整備等、学習環境の改善に積極的に取り組んでいる。

本学の定員充足率は、93%であり十分とは言えないが、管理経費を中心とする経費の削減に取り組むことで収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

総合生活学科を除き、食物栄養学科、幼児教育学科は過去定員充足による収入超過が続いていたが、近年の少子化、短期大学離れ、学生ニーズの多様化により、短期大学志向低下の傾向が進んでいる。このことにより、法人全体の財的資源に寄与の高かった本学の収支動向についても、今後学園全体の収支バランスを俯瞰して各施策に取り組む必要がある。

また、収入の多様化を図るため、学園創立125周年記念育英奨学寄附金の募集を積極的に推進し、奨学金制度の維持と充実を図らなければならない。

基準Ⅲ-D-2 量的な経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

平成25年度を初年度とする「尚綱学園長期ビジョン（将来像）と中長期行動計画」により学園や短期大学が目指す目標及び将来像を明確に示しており、計画の策定過程において短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。

経営改善のための計画という側面もある「尚綱学園長期ビジョン（将来像）と中長期行動計画」の実施に伴い「中期財務計画」を策定し理事会・評議員会の承認を得ている。収入については、収入の太宗を占める学生生徒納付金収入の安定確保を主眼に短期大学のほか大学を含むすべての学部学科が中期財務計画の最終年度である平成29年度に収容定員を確保すること、支出については限られた財源を有効活用するための効率的予算配分に取り組み、適正な人件費と経費圧縮を図りつつ教育研究目的を達成し、安定した財政を維持することとしている。更に、九品寺再開発事業の完了に伴う減価償却費の増加を吸収した上で、将来に向けた施設整備充実のための財源確保を図ることとしている。また、中長期行動計画を基本にした各年度の事業計画については、各部署からの予算要求に基づき計画との妥当性、全体とのバランスや将来展望を加味して年度予算の作成にあっている。

その他、新たな財源確保策として外部資金確保のための規程等の改正や職員の積極

的な関与、教員へのアナウンス強化、創立 125 周年を記念して取り組んでいる奨学資金の財源としての寄附金募集に注力する一方で、遊休資産の具体的処分方策等の検討をしている。

本学全体では帰属収支差額が収入超過で推移しているが、学科間の格差は改善できておらず、総合生活学科の定員確保は急務である。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

「尚綱学園長期ビジョン（将来像）と中長期行動計画」については各年度の「事業計画」に反映させることから年々浸透しつつあるが「中期財務計画」はまだ一部の教職員しか理解していないことから、このふたつの計画が教職員一人ひとりのレベルまで徹底するための工夫が必要である。

◇ 基準Ⅲについての特記事項

- (1) 以上の基準以外に教育資源と財的資源について努力している事項。
特になし。
- (2) 特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現（達成）できない事項。
特になし。

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

(a) 基準Ⅳの自己点検・評価の要約を記述する。

理事会は学校法人の最高意思決定機関として運営され機能している。加えて、理事長は寄附行為の規定を忠実に遵守しつつ、適切にリーダーシップを発揮している。

また、監事は、監査法人とも連携し寄附行為に規定された業務を適切に行っており、評議員会も寄附行為の規定により適宜開催され、諮問機関としての機能を発揮している。

(b) 基準Ⅳの自己点検・評価に基づく行動計画を記述する。

各委員会の見直しを進め、ボトムアップとトップダウンのバランスを今以上に強化し、理事長のリーダーシップがより一層発揮できる環境を創成する。また、学長のリーダーシップについては、中長期行動計画における各学部・学科の具体的方針や成果が、自己点検・評価と連動することが重要であり、そのための教職員との共有認識の醸成をさらに進めることが重要と認識している。また、ガバナンス強化のためには、学園からの積極的な情報提供によって、監事の監査機能の充実を図る仕組みを構築する。

【テーマ】

基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ

(a) テーマ全体の自己点検・評価の要約を記述する。

理事長は、建学の精神、教育目標を十分に理解して学園運営にあたっており、理事会についても寄附行為の規定に基づいて開催し、適切に運営している。理事会は学校法人の最高意思決定機関として適切に機能しており、理事長は学園全体に対してリーダーシップを発揮している。

(b) 自己点検・評価に基づく改善計画を記述する。

理事長は適切にリーダーシップを発揮しており、管理運営体制について特に課題は抱えていないが、学内の重要な審議機関である各委員会の見直しを進め、ボトムアップとトップダウンのバランスを今以上に推進することとしている。

【区分】

基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

理事長は、建学の精神、教育目的等を十分理解して学園運営にあたっており、全教職員が参加する年頭交流会でその年の経営方針を明確に表明しているほか、中長期行動計画や年度毎の事業計画・事業報告を、学園ホームページや学園広報誌に掲載し周知を図るなど、全教職員が情報を共有し理解したうえで的確に行動できるよう適切にリーダーシップを発揮している。

また、決算及び事業の実績（貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）は、毎会計年度終了後2月以内に、監事の監査を受け、理事会の議決を経た上で、評議員会の諮

問に付すなど、適法に行われている。

理事長は、学校法人の最高意思決定機関である理事会を寄附行為の規定に基づいて開催し、適切に運営している。理事会は、理事長が招集し、年 5 回の定例理事会のほか、必要に応じて臨時理事会を開催している。理事会は、本学の発展のために、学内外の必要な情報を収集しており、本学の運営に関する法的な責任があることを認識している。

また、理事会を構成する理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び見識を有しており、私立学校法第 38 条（役員を選任）の規定に基づき適切に選任されている。

そのほか、本学では、学園の業務の円滑な運営を図るために業務に関する重要な事項について報告、協議するための機関として、理事長、常務理事、学長、中高校長、学園事務局長で構成される「常勤理事会」を平成 24 年 10 月に設置し、原則隔週 1 回開催している。理事長は、常勤理事会の議長として常勤理事らの意見を聴取し、協議検討を経て学園の運営にあたっている。

また、常勤理事会と同時期に、学園の事務を円滑に執行するため所管事務に関する事項について報告・協議する機関として、学園事務局長、大学事務局長、大学事務部長、中高事務長、学園総務部長で構成される「事務部門会議」を設置している。これにより、法人部門と設置している各学校の事務部門との間の連携強化が図られている。

学校法人は、私立学校法の定めるところに従い、情報公開を行っており、公開情報は学園ホームページで常時閲覧できるほか、学園事務局においても広く一般の閲覧に供している。また、私立学校法の定める公開情報以外にもわかりやすい解説やグラフを用いた財務情報の提供を行っている。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

理事長は適切にリーダーシップを発揮しており、理事会、常勤理事会、事務部門会議等も適切に機能していることから、管理運営体制について特に課題は抱えていない。

[テーマ]

基準IV-B 学長のリーダーシップ

(a) テーマ全体の自己点検・評価の要約を記述する。

本学の学長は、「尚綱大学・尚綱大学短期大学部学長選考規程」に基づいて選考・任命が行われている。この規程は、「短期大学設置基準」に定める学長要件、選考委員会及び選考方法等を規定したものであり、平成 20 年（平成 22 年に改定）に規程が整備されている。

本学学長は、併設の尚綱大学長を兼任している。平成 18 年「生活科学部」開設を機に、これまで別々に運営されていた尚綱短期大学と尚綱大学を、学園の高等教育部門として教学の一体的運営を図り、地域に根ざす女子高等教育として、地域社会の要請・期待に、一体的に応える尚綱大学・尚綱大学短期大学部を構築する方針となったことによるものである。

したがって、本学学長は、尚綱大学と尚綱大学短期大学部を指揮しながら、大学の

各学部教授会（文化言語学部教授会、生活科学部教授会）と短期大学部教授会との教学上の連携を図る機関としての大学評議会を指揮する責任を担っている。建学の精神に基づく本学各学科の使命・目的の実現、及び短期大学としての教育の質保証のために、各学部の教務責任者を構成員とする「総合教育センター」の長として、具体的な教学運営を指揮し、また全学的な自己点検・評価組織、「FD・評価委員会」を指揮する立場にある。各学科の学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）の策定は、「総合教育センター」を通して行われたものである。

本学の学則では短期大学部の教授会の議長を短期大学部部長が担うと規定しており、学長のリーダーシップ発揮と短期大学部部長の連携が求められることになる。

(b) 自己点検・評価に基づく改善計画を記述する。

学長が短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮するには、中長期行動計画における各学部・学科の具体的方針や成果と自己点検・評価活動の結果として策定された改善計画との連動が重要であり、そのためには学長と教職員との共通認識の醸成をさらに進める。

[区分]

基準IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

本学の「学長選考規程」は、短期大学設置基準に基づいて平成 20 年（平成 22 年に改定）に制定されている。この規程による学長選考は、これまで平成 21 年に実施され、併設の尚綱大学学長と兼任となっている。学長が兼任となったことで、本学園の高等教育部門の統合・一体化への道が開かれ、本学と尚綱大学の合同の審議機関となる大学評議会を束ね、また短大・大学の教育活動推進を旨とする「総合教育センター」の長として、更には短期大学部と大学の自己点検・評価を促進する「FD・評価委員会」の委員長として、文字通り建学の精神に基づく短期大学教育の質保証に取り組んでいる。

本学の学則には短期大学部部長の職を置くと規定され（学則第 58 条第 2 項）、短期大学部の校務をつかさどり、また「尚綱大学短期大学部教授会規程」において短期大学部の教授会は短期大学部部長が議長となることが定められている。したがって、短期大学部部長は、毎月定例教授会及び臨時教授会を招集し、学則に定める教育課程活動、教員人事、学生の入・退学事案、各種校務等々の短期大学業務全般について審議の中心にいることになる。議事録は毎回記録され、教授会冒頭で前回の記録確認が行われている。学長は、短期大学部部長ほか本学教職員を統督する立場にある。

また、学則第 62 条には、併設大学である尚綱大学の評議会に短期大学部部長及び短期大学部の各学科長が参画する旨規定されている。これは平成 18 年 4 月に併設の大学に生活科学部が開設されたのをきっかけに、学園の高等教育部門の一体化・改革推進の方針に基づいて、尚綱大学の大学評議会に参画することにしたものである。平

成 25 年度の大学評議会の開催回数には定例開催・臨時開催を含め 13 回であった。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

学長は、教授会における議長をはじめ、学内の主要委員会の委員長を務めるなど、適切にリーダーシップを発揮しており、現在のところ、特に課題は抱えていない。

[テーマ]

基準IV-C ガバナンス

(a) テーマ全体の自己点検・評価の要約を記述する。

監事は寄附行為の規定に基づいて適切な業務を行っており、評議員会も寄附行為の規定に基づいて適宜開催され理事会の諮問機関として適切に運営されている。

本学及び法人に対する訴訟等はなく、監事と監査法人の連携も円滑に行われていることからガバナンスは適切に機能している。

(b) 自己点検・評価に基づく改善計画を記述する。

監事への積極的な情報提供により監事の監査機能の充実のための仕組みを構築するほか、学内の重要な審議機関である各委員会の見直しを進める。

[区分]

基準IV-C-1 監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

監事は、学外の非常勤監事 2 名で構成され、本学園の業務及び財産の状況について適宜監査を行っている。財産の状況把握のため監査法人の期中監査の際には、ほぼ毎回立ち合い公認会計士との意見交換を行っているほか、理事会及び評議員会に出席し、予算・決算などの審議のほか、中長期行動計画に関する審議、事業計画及び事業報告による学校法人の経営や運営の状況、教育研究活動の計画と実績の審議等に関し意見を述べている。寄附行為第 14 条第 3 項に、監事は当該会計年度終了後 2 月以内に監査報告書を提出することとなっていることから、5 月の定例理事会及び評議員会において監査報告を行ない、報告書を提出している。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

監事は 2 人とも非常勤監事であることから、日常の業務監査及び財産状況の把握は難しく、細部にわたる監査は困難であるため、学園の担当部署から積極的な情報提供を行い監事の監査機能の充実を図るための仕組みを構築することとしている。

基準IV-C-2 評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事会の諮問機関として適切に運営している。]

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

本学園の「寄附行為」第 19 条第 2 項に、「評議員会は 18 人以上 21 人以内の評議員をもって組織する。」と規定されており、理事の定数は「寄附行為」第 5 条により 7

人以上 9 人以内と規定されている。平成 26 年度の評議員数は 18 人、理事は 9 人となっており、理事の 2 倍を超える数の評議員をもって組織している。

評議員会は、寄附行為の規定に基づいて開催され、予算や事業計画など寄附行為第 21 条に定める事項に対して多面的な見地から意見を述べるなど、経営の透明性、健全性を高めるため適切に運営されている。

評議員会開催状況

回数	議案等	開催日
第 1 回	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 24 年度事業報告について ・平成 24 年度決算並びに監事監査について 	平成 25 年 5 月 24 日
第 2 回	<ul style="list-style-type: none"> ・評議員の選任について ・監事の選任について ・平成 25 年度補正予算について ・平成 26 年度事業計画について ・平成 26 年度予算について 	平成 26 年 3 月 20 日

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

評議員会は適正に運営されており、引き続き、適正な運営に努める。

基準Ⅳ-C-3 ガバナンスが適切に機能している。

(a) 自己点検・評価を基に現状を記述する。

平成 25 年に「尚綱学園長期ビジョン（将来像）と中長期行動計画」を策定し計画遂行に取り組んでいる。中長期行動計画を基にして作成された単年度の事業計画は、各学校・部門で十分に審議した後、常勤理事会、評議員会、理事会の承認を得て実行に移されるとともに、同事業に係る予算についても各学校・部門からの予算要求を受けて学園事務局が個別にヒアリングを実施、学園全体の要求額を集約した後、常勤理事会、評議員会、理事会の承認を得て予算として成立することとなる。

このようにして毎年、前年度の 3 月定例理事会で承認・議決された予算は、直ちに各学校・部門に示達され新年度を迎えると同時に執行される。

予算の執行状況はそれぞれの予算要求部署において執行管理を行うほか、学園事務局において月次決算を行い、各学校単位及び学園全体の状況を明らかにした月次決算書をもって理事長に報告している。

監査法人による監査として年間延べ 45 人公認会計士が監査を行っていることにより、月次決算書に含まれる収支計算書や貸借対照表は適正に作成されており、学校法人の経営状況及び財政状態を適正に表示している。毎年度の予算書及び決算報告書についても、監査法人の意見を聞き、法に従って適正に作成していることから、これまで監査法人から指摘を受けたことはない。

資産の管理は、「学校法人尚綱学園固定資産及び物品管理規程」により適正に行われており、資金の管理・運用については、「学校法人尚綱学園経理規程」及び「学校法人尚綱学園資金運用管理規程」を遵守しハイリスクな運用とならないようにしている。

平成 25 年に創立 125 周年を記念して育英奨学寄附金の募集を開始したが、適正に募集しており、税の控除について特定公益増進法人として所得税控除制度の対象となっていることにより寄附者の負担軽減に寄与している。なお、学校債は発行していない。

学校教育法施行規則等の一部を改正する省令（平成 22 年文部科学省令第 15 条）による教育研究活動等の状況についての情報公開は大学ホームページのトップページに「情報公表」のバナーを設置し、「教育研究活動等の状況についての情報公表（短大）」のリンクを設定し情報を提供している。更に、財務情報等については、平成 22 年度から学園ホームページに掲載するほか、平成 25 年度からは学園広報誌「礎」にも決算の概要や「尚綱学園長期ビジョン（将来像）と中長期行動計画」の概要を掲載している。

財務情報については、「財務情報を全般的に説明する資料」「各科目の平易な説明資料」「経年推移の状況がわかる資料」「財務比率等を活用して財務分析をしている資料」「グラフや図表を活用した資料」「学校法人会計の特徴や企業会計との違い等を説明している資料」など、閲覧者の理解とニーズに応える平易で解りやすい情報提供を心掛けている。

(b) 自己点検・評価を基に課題を記述する。

「尚綱学園長期ビジョン（将来像）と中長期行動計画」がスタートから 2 年を経過し、学園を取り巻く環境や文教行政の変化が急速に進む中、計画の進捗状況を考慮した見直しを行う必要がある。

さらに、組織運営の活性化のため、学内の重要な審議機関である各委員会の見直しを進めていかなければならない。

◇ 基準Ⅳについての特記事項

- (1) 以上の基準以外にリーダーシップとガバナンスについて努力している事項。
特になし。
- (2) 特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現（達成）できない事項。
特になし。

